

第百六十九回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 七 号

平成二十年四月十一日(金曜日)

午前九時十一分開議

出席委員

委員長 下村 博文君

理事 倉田 雅年君 理事 実川 幸夫君

理事 柴山 昌彦君 理事 早川 忠孝君

理事 水野 賢一君 理事 加藤 公一君

理事 細川 律夫君 理事 大口 善徳君

理事 赤池 誠章君 理事 稲田 朋美君

近江屋信広君 亀岡 偉民君

後藤田正純君 清水鴻一郎君

七条 明君 杉浦 正健君

棚橋 泰文君 土屋 正忠君

長勢 甚遠君 古川 禎久君

馬渡 龍治君 武藤 容治君

森山 眞弓君 矢野 隆司君

保岡 興治君 柳本 卓治君

石関 貴史君 枝野 幸男君

河村たかし君 中井 治君

古本伸一郎君 神崎 武法君

保坂 展人君 滝 実君

法務大臣 鳩山 邦夫君

法務副大臣 河井 克行君

法務大臣政務官 古川 禎久君

最高裁判所事務総局人事局長 大谷 直人君

最高裁判所事務総局刑事局長 小川 正持君

政府参考人 米村 敏朗君

(警察庁長官官房長) 米田 壯君

政府参考人 米田 壯君

(警察庁刑事局長) 末井 誠史君

政府参考人 池田 克彦君

(警察庁交通局長) 同日

政府参考人 同日

(警察庁警備局長) 同日

政府参考人 (法務省大臣官房司法法制部長) 深山 卓也君

政府参考人 (法務省刑事局長) 大野恒太郎君

政府参考人 (法務省矯正局長) 梶木 壽君

政府参考人 (法務省矯正局長) 西川 克行君

政府参考人 (法務省保護局長) 富田 善範君

政府参考人 (法務省人権擁護局長) 稲見 敏夫君

政府参考人 (法務省人権擁護局長) 水上 正史君

政府参考人 (法務省入国管理局長) 石川 和秀君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 西宮 伸一君

政府参考人 (外務省北米局長) 布村 幸彦君

政府参考人 (外務省北米局長) 久保 公人君

政府参考人 (文部科学省大臣官房参事官) 中尾 昭弘君

政府参考人 (文部科学省大臣官房参事官) 小菅 修一君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房参事官) 委員の異動

四月十一日 補欠選任

清水鴻一郎君 補欠選任

同日 亀岡 偉民君

同日 土屋 正忠君

同日 補欠選任

同日 清水鴻一郎君

同日 土屋 正忠君

同日 補欠選任

同日 清水鴻一郎君

同日 土屋 正忠君

同日 補欠選任

同日 清水鴻一郎君

同日 土屋 正忠君

同日 補欠選任

同日 清水鴻一郎君

同日 土屋 正忠君

同日 補欠選任

同日 清水鴻一郎君

同日 土屋 正忠君

同日 補欠選任

同日 清水鴻一郎君

四月七日 保険法案(内閣提出第六五号) 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第六六号)

同日 登記事項証明書交付申請に係る手数料の引き下げに関する請願(井上信治君紹介)(第一一七六号)

同日 選択的夫婦別姓制度導入及び婚外子相続差別撤廃の民法改正を求めることに関する請願(枝野幸男君紹介)(第一一七七号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七八号)

同日 同(村井宗明君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

同日 同(小宮山洋子君紹介)(第一一七九号)

也君、法務省刑事局長大野恒太郎君、法務省矯正局長梶木壽君、法務省保護局長西川克行君、法務省人権擁護局長富田善範君、法務省入国管理局長稲見敏夫君、外務省大臣官房参事官水上正史君、外務省大臣官房参事官石川和秀君、外務省北米局長西宮伸一君、文部科学省大臣官房参事官布村幸彦君、文部科学省大臣官房参事官久保公人君、厚生労働省大臣官房参事官中尾昭弘君の出席を求め、説明を聴取したと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○下村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○下村委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局大谷人事局長及び小川刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○下村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○下村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲田朋美君。

○稲田委員 おはようございます。自由民主党の稲田朋美でございます。

裁判員制度の施行まであと一年に迫ってまいりました。この裁判員制度は、日本の刑事裁判史上極めて大きな改革ですので、関係者の方々には、さらに万全な準備をしていただきたいと思っております。本日は、その観点から、幾つかの御質問をさせていただきます。

まず、取り調べの可視化についてお伺いいたします。

最近、氷見事件、志布志事件をきっかけに、捜

査に対する国民の信頼が揺らぎ、捜査手続の適正確保が課題になりました。私の経験からしまして、自白の任意性、信用性が裁判で争われる事件というのは、被告人の方からは、強引な取り調べによって無理やり自白をさせられたと主張されるのに対して、捜査官は、強引な取り調べなどしていないと主張されて、水かけ論になるわけです。現状のまま裁判員制度が導入された場合、一般の国民の方々が一体どっちを信じていいのか、判断するのは大変難しい状況であると思います。

また、一方で、我が国は、諸外国に認められているような、例えばおとり捜査ですとか司法取引ですとか、そういった強力な捜査手段はありません。そのような我が国の手続において、全面的に取り調べに可視化を取り入れてしましますと取り調べの障害になり、日本の治安が脅かされるようなことがあれば本末転倒だと思っております。

検察庁では、これまでも取り調べの録音、録画の試行をされてきましたが、検察官が相当と認めた事件についてのみ行われているようでございます。その数は、平成十八年八月から平成十九年十二月までの間に百七十件ということでもあります。

取り調べの全過程をすべて録音、録画するのが相当とは思っていませんが、反対にまた、検察官の恣意的な運用であるという批判がされないように、例えば裁判員対象事件において、当初否認をしていた被疑者が自白に転じたような場合、原則として、自白をした経緯、理由についての供述を録音、録画するといったように、録音、録画すべき事件、録音、録画する部分について、類型的に明確にしておくべきではないかと思っております。

録音、録画の本格試行に向けて、具体的な方針について、法務省刑事局長にお伺いいたします。
○大野政府参考人 最高検察庁は、先月、取り調べの録音、録画を本格的に試行するに当たりまして、本格試行指針というものを公表いたしました。この指針におきましては、原則として、裁判員制

度対象事件のうち、自白事件につきましては全件において取り調べの録音、録画を試行することとされたわけでございます。

一つ目は、組織犯罪等、録音、録画を行うことによりまして、取り調べの真相解明機能が阻害されたり、あるいは関係者の保護や協力確保に支障を生ずるおそれがある事件でございます。

二つ目は、外国人事件で通訳人の協力が得られない、あるいは録音、録画を実施することが時間的、物理的に困難である場合等、録音、録画の実施に障害がある場合であります。

こうした例外を別にいたしますと、先ほども申し上げたように、原則として、裁判員対象事件のうち、自白事件全件について録音、録画を試行するというところでございます。

それ以上、事件を詳細に類型化できるかどうかということにつきましては、個別の事実関係によりまして左右される要素が大きいためから困難ではないかと思われましますものの、検察当局におきましては、今後も試行を積み重ねていく中で、さらに検討していくものと承知しております。

それからまた、どういう場面を録音、録画するかということでございますけれども、これは取り調べの真相解明機能を阻害しない範囲内ということでございまして、どういう場合に最もそれが適当であるかということにつきましても、今後さらに試行の中で検討を重ねていくものと承知しております。

○稲田委員 これまで、自白の任意性、信用性が争われてきたのは、警察の取り調べが多かったように思われます。そうなりますと、警察の取り調べの録音、録画というのが課題になると思いたすけれども、警察でもこの夏から録音、録画の試行をされるということで大変画期的なことだと思っております。一方で、捜査の初期の段階で録音、録画を取り入れることが取り調べの障害にならないのか、こういった意見も党内の議論の中でも多くあったと承知しております。

そして、裁判員制度の円滑な実施という点から、録音、録画すべき事件、録音、録画すべき部分を早急に警察でも検討すべきであると考えております。録音、録画の試行に当たって、警察庁の方針、そしてまたその試行の検証をどのような形で行われるつもりなのか、警察庁刑事局長にお伺いいたします。

○米田政府参考人 御指摘のように、警察におきましても、今年度中に録音、録画の試行を始めたかと考えております。これは、裁判員裁判において、警察として、自白の任意性の効果的、効率的な立証に資するためにはいかなる方策が有効であるかということを検討するためでございます。

対象事件は、裁判員裁判の対象事件のうち、将来の公判において、その自白の任意性に争いが生ずるおそれがあると認められる事件を選定いたしまして、取り調べ機能を損なわないことを第一義として実施することとしたいと考えておるところでございます。

捜査の一番の初期段階ではなくて、一定程度進展した時点で、犯行の概略について供述調書を作成する場合におきまして、録取内容を被疑者に読み聞かせ、署名押印を求めている状況あるいは自己が供述した内容に間違いがないこと、任意にした供述であること等を確認している状況を録音、録画することといたしております。真相の究明に支障が生じないということに十分留意して実施してまいりたいと考えております。

なお、検証でございますけれども、平成二十年度中に検証を行いまして、裁判員裁判の開始までに試行の結果あるいは検証した内容を何らかの形で公表したいと考えております。

○稲田委員 警察段階の可視化の問題、非常に重要な問題だと思いますので、検証も含めて、よろしくお願いいたします。
また、裁判員制度の円滑な実施のためには、それを支える法曹の役割が非常に重要だと思っております。その観点から法曹人口と、そしてまた法教育の点からお伺いしたいと思っております。

まず、法曹の人口の点についてお伺いをいたします。現在、一年に三千人という数が多いか少ないかという点がクローズアップをされているわけでございます。新しい法曹養成制度の理念は、二十一世紀の社会のニーズにこたえられる十分な質と量の法曹を、法科大学院、司法試験、司法修習というプロセスによって育てるということにあり、この点を忘れてはいけなと思っています。この点が、まだ十分に機能していないんじゃないかという点を私も危惧しております。

また、人口の問題でも、何でもかんでも多くすればいいというものでもないと思います。規制緩和、自由化して、その後、訴訟で解決するといったアメリカ的な訴訟社会というのは、必ずしも私は日本の文化、風土、民族性には合っていないのではないかなと思っております。こういった観点から、年間三千人という法曹人口の問題をどのようにとらえておられますでしょうか。副大臣にお伺いいたします。

○河井副大臣 今、稲田委員が御指摘されました法曹の質の低下の問題、そして訴訟社会になってはいけないという御指摘、これは稲田委員御自身が法曹の資格をお持ちの先生でありまして、重く受けとめなくちゃいけない、そのように考えております。

かりそめにも法曹の質の低下はあってはならない、そのように考えておまして、今おっしゃいました一連の法科大学院を初めとする新しい養成制度の制度設計の根幹を揺るがしかねないことでもあり、また、国民の法曹に対する信頼を裏切ることになってしまふ、これが我が国が鳩山邦夫法務大臣の強烈な問題意識でありまして、大臣の御指示により、二月二十日に省内の勉強会を発足し、法曹人口のあり方についていろいろな勉強会を積み重ねております。

司法試験の合格者につきましては、法曹の質を維持向上することこそが人口拡大の大前提である、そのように考えておりますが、これは既に二

つの文書でも文言として実明記されております。

まず、平成十三年六月十二日の司法制度改革審議会意見書におきましては、「国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。」と書かれております。

もう一つ、これはよく引用されるんですが、平成十四年三月十九日の閣議決定は、「新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成十二年ころには司法試験の合格者数を年間三千人程度とすることを目指す。」とされております。この閣議決定は、平成十四年に千二百人程度、平成十六年に千五百人程度にそれぞれ合格者数をふやすことについては所要の措置を講ずる、措置を講ずると書いてあるんですが、三千人程度ふやすことにつきましては、前提を踏まえた上で、目指すとされておまして、その表現が異なっている点に私たちは留意をする必要があると考えております。

さらに、司法試験委員会は、昨年の六月二十二日、平成二十年以降の新旧司法試験合格者数の目安となる概括的な数字を示した際に、各法科大学院が、今後、入学者の適性的確な評価、法科大学院における教育並びに厳格な成績評価と修了認定のあり方をさらに充実させていくことを前提として、平成二十二年については、二千九百人ないし三千人程度を一応の目安とするのが適当であるとしておまして、こういうやはり先人の積み重ねてこられた考え方に私たちはしっかりと立脚しなきゃいけない。

ですから、法曹の質の確保が図られないで数だけ三千人にふやすということは私にはあり得ないと考えておりますし、十四年の閣議決定の忠実かつ誠実な遵守というのは、質の確保をしながら数の増加を目指していくことだと考えておりまして、関係者の皆さんには、その点、しっかりと改めて認識をしていただきたいと考えております。

○稲田委員 力強い答弁、ありがとうございます。

す。

大臣お見えになりましたので、一年後に迫った裁判員制度について伺いをいたします。

先日、最高裁が実施をいたしましたアンケートの結果によりますと、この裁判員制度に参加してもよいという方が一五・五％、余り参加したくないが義務なら参加せざるを得ないという方が四四・八％、義務でも参加したくないという方が三七・六％であったとお聞きいたしました。

裁判員制度を円滑に実施するためには、単に国民に制度の概要を知っていただくだけではなく、国民が自分たちで自分たちの社会を支え、つくり上げていくという裁判員制度の根本的な制度趣旨を理解していただくことが重要だと思っております。そうでないと、制度の内容を知らなければ、その負担感から、自分は参加したくないという国民の方々がかえってふえてしまうのではないのでしょうか。

裁判員制度実施まで残り少ない中、今後、裁判員制度の意義、趣旨を国民の方々にきちんと理解していただくための方策に関して、どのようにお考えでしょうか。法務大臣にお伺いいたします。

○鳩山国務大臣 来年の五月二十一日から裁判員裁判が始まるわけでありまして、あつという間に一年後に迫ってきたという感があるわけです。

今、稲田先生御指摘の世論調査の数字、ほかにいろいろな世論調査がありますが、大体、物すごく大ざっぱに言うと、積極的に裁判員になりたいというか、やろうという積極派が二〇％かそれより少し下回る、国民の義務であるから参加はしますよというのが大体四割ぐらい、残り四割弱ぐらいが義務でもやりたくないな、大体そんな割合になつていんだと思うんですね。これは、マスコミユニケーションによって、消極派が七割とか八割という書き方をするとあるけれども、しかし、義務であるから参加しますよというのを合わせれば約六割が裁判員になることを拒否しないというのは、まあまあ数字ではないかというふうに思います。

ですから、あと一年の間に積極的な広報宣伝活動を行っていききたい。法務省と最高裁と両方で広報をやっておりますけれども、最高裁の予算の方がはるかに大きいので、最高裁の方にも頑張ってもらいたいと思います。

○深山政府参考人 裁判員裁判の事件の相当部分は国選弁護士事件であると考えられますから、その円滑な施行のためには質、量ともに十分な国選弁護人の確保が重要であると考えております。

模擬裁判、今まで三百回ぐらいやったんでしょ。私ももちろん見ましたけれども、模擬裁判を見ると、なるほどよくわかってもらえる。できる限り多くやりたいと思います。

ただ、御指摘にもありましたように、現時点では、それでは万全であるかというところ、いまだ万全とは言えない部分もあると考えております。

でも、それよりも何よりも説明会なんですね。説明会をやつて、裁判員といつてもそんなに御不安はありませんよ、裁判員六人で裁判官三人で、法律の解釈等は裁判官が基本的にやつてくれる。量刑の問題も、それはもちろん、検察側の求刑というの、過去の例をもとにして、こんなものですよ、弁護人の方も、いや量刑はこうだ、裁判官の方も類似の事件の今までの結果はこんなものでしたよということを示すとか、不安要因を取り除くために懇切丁寧ないろいろな説明を行う。だからありとあらゆる職場その他で説明会を一つでも多く開くことがかぎではないか、そんなふうに思っております。

○稲田委員 ぜひよろしく願ひいたします。

先ほど副大臣に三千人問題について伺いをしたんですけれども、裁判員制度が導入されて、地方の弁護士会の中には裁判員制度の実施体制が十分にたれないと表明している会もあるように伺っておりますが、法務省では、裁判員制度の円滑な実施という観点から、弁護士の数、体制等は十分であるとお考えでしょうか。

その点についての御見解と、法テラスのスタッフ弁護士との拡充等を含めた対応策について御説明

でも、稲田先生、本当のことを言うと、来年の五月二十一日に始まって、例えば始まって半年とか一年たつて、そのときに裁判員制度がうまくいっている、国民的にもっとも参加しようという空気が出るんだろう、始まってみてから本当の世論が定まってくるのかなという気もします。

また、弁護活動の質の確保の観点から、日弁連それから各地の単位弁護士会においても弁護士に対する各種研修の充実などの取り組みをされているものと聞いております。

裁判員裁判の実施まであと一年余りで、法務省としては、今後、裁判員制度の円滑な実施のための準備にこれまで以上に力を入れて取り組む所存でございます。所要の常勤弁護士の確保を含む法テラスの体制の整備に邁進していきたいと考えております。

○稲田委員 次に、法曹養成の中核である法科大学院制度について伺いをいたしたいと思います。

まず、入学選抜制度のあり方です。

聞くとところによりまして、法科大学院適性試験と入学後の成績にはほとんど相関関係がないと言われています。ということは、将来、法曹に適する人を選ぶための試験であるはずの法科大学院適

性試験が実是有効に機能していないのではないかと、もしそうだとすれば、幾らすばらしい教育を法科大学院でしても、優秀な法曹を育てることはできないと思っております。

法科大学院適性試験とその後の成績との相關関係について、文部科学省の認識と今後の対応策について伺いたいと思います。

○久保政府参考人 適性試験につきましては、司法制度改革審議会意見書を踏まえまして、入学者の適性を、単なる学識ではなく、先生がおっしゃるとおり、判断力、思考力、分析力、表現力といった資質を試すために導入されたものでございます。現在、二つの団体で実施されておりまして、この適性試験の結果と小論文、面接結果などを組み合わせて入学者選抜が行われております。

現在、その成績と法科大学院の学業成績の相關関係につきましては、文部科学省の先導的大学改革推進委託事業の一環といたしまして、法科大学院協会が中心となって検証を進めているところでございます。

適性試験の本身、それからその大学での使われ方、さまざまな点を検証して改善していく必要があると私も考えておりまして、これらの検証の結果も参考といたしながら、適性試験が法科大学院の入学者選抜やその後の教育にどのような役割を果たしているのか、それから入学者の適切な水準と多様性の確保にどの程度有用なものとなっているかなどといった観点から、適性試験のあり方を含めまして、今後、中央教育審議会におきまして、法科大学院特別委員会のワーキンググループを設置いたしまして集中的に審議を進めた上で、結論を得る予定でございます。

以上でございます。

○鳩山国務大臣 法曹養成の新しい仕組みとして法科大学院というものをつくった。そして、法科大学院が入学選抜をして、法科大学院生になって、卒業して司法試験を受ける。司法試験を受けて司法修習、そして法曹へ。これを全部有機的な関連づけをするというのが法科大学院制度というか新

しい法曹養成制度の根幹であると思うと、先ほど稲田先生が文科省に質問された点は大変重要だと思えますので、文科省にしつかりやってもらいたいと思います。

○稲田委員 ありがとうございます。

二点目なんですけれども、法科大学院における教育内容や達成すべきレベルの平準化、統一化についてです。

法科大学院の学生の話を伺いましたとすると、司法試験の合格のためにそれぞれの科目ごとに一体何をどの程度理解しているのかわからなくて大変不安であるという声をたくさん聞いております。それは、司法試験を出題する側の問題でもあるんですけれども、根本的には、法科大学院で達成すべき教育内容のレベルが決まっていなくてという点に問題があるのではないかなと思っております。

これまで、普通の大学ですと、教育の独自性、多様性が尊重されるのは当然だと思っておりますけれども、法科大学院は法曹を養成するための教育機関でございます。したがって、法科大学院卒業時における達成すべき内容、レベルは、どの法科大学院に通っても全国的に統一していなければならないんじゃないかなと思っております。

それぞれの法科大学院ごとに個別な方針に基づき相対的な成績評価をしている限り、法曹に適するかどうかについて、やはり司法試験で選ばなきゃいけないという司法試験中心の制度に戻ってしまうんじゃないかというふうに危惧しております。

法科大学院の教育内容の平準化、統一化に向けた文部科学省の今後の取り組みの方針について伺いたいと思います。

○久保政府参考人 プロセスを重視しました新たな法曹養成機関の中核的機関としての法科大学院の質を確保することは、極めて重要だと考えております。

ただ、先生おっしゃるように、大学での教育の

自主性をどうするかということと全体的なナショナルスタンダードを定めるといふことの兼ね合いがなかなか難しいところがございますが、少なくともこれまで法科大学院におきましては、その制度創設時のプロセスとしての理念を踏まえまして、法曹として必要とされます専門的資質、能力の習得と豊かな人間性の涵養を目指しまして、それぞれが独自に到達目標を設定しながら質の高い法曹養成に向けて努力を行ってまいりました。

新司法試験はそれらの法科大学院の教育内容を踏まえて実施されてきたということになってございまして、文部科学省といたしましては、法科大学院の修了者が始めてまいりましたことや新司法試験制度が定着し始めている状況の中で、より一層出口における質を確保することが必要だという観点から、中央教育審議会の法科大学院特別委員会におきまして、法科大学院教育における共通の到達目標の設定につきまして、今後、ワーキンググループを設置しまして集中的に審議を進めた上で、一定の結論を得ていきたいと考えているところでございます。

○稲田委員 お答えを聞いてもちょっとよくわからないんですが、とにかく、プロセスとしての法曹養成制度がきちんと機能すれば、きちんとした入学選抜試験を受けた上で、そして、法科大学院で充実した教育を受けて、十分な成績をとった学生はおのずと司法試験にも合格をするという流れがきちんとできるように、文部科学省そしてまた法務省にもよろしくお願いをいたしたいと思っております。

時間がちよつとなくなってきたので、法整備支援について法務大臣にお伺いをしたいと思っております。

私は以前から、法曹が国際社会にきちんと対応できる能力を身につけて、法整備支援を拡充してアジアの国々に貢献することが、究極的には我が国の経済そしてまた国益にも合致をする、そういう観点から、法整備支援の重要性について質問もしてきたところでございます。

先ごろ、政府開発援助、ODAにおける我が国の援助額は世界第五位に落ちたというふうにお聞きいたしました。財政状況が厳しい中やむを得ないなと思っているんですけども、こういった時期だからこそ、我が国と対象国双方にとってメリットのある戦略的、効果的な法整備支援を実施する必要があるのではないかなと思っております。

法整備支援は、極めて有効な支援で、積極的に活用されて実施されるべきであると考えております。特に、アジアの国々に対して、日本のこれからの外交戦略上、この法整備支援というのは極めて重要な意味を持つのではないかと。価値観を共有するアジアの国々へ法整備支援をする、とりわけ、日本のすばらしい法制度を相手国に輸出して、それを押しつけるのではなくて、相手国の文化とか、民族性とか、風土とか、そういったものに合わせた形に直して法整備支援をするということとは、非常に国際貢献という意味からも非常に重要な意味があつて、ぜひとも私は積極的に進めていただきたいと思っております。

しかし、資料でもちよつとお配りしたんですけれども、今、長期専門家を派遣しているのはベトナム、カンボジア、ラオスの三カ国しかありません。そしてまた、その派遣している人数も本当に少ないと私は言わざるを得ないと思っております。

また、法曹の中で、法整備支援に適した法曹を養成するような研修制度もないと思っております。そして、やはり何よりも先立つものは、私は、予算をきちんと確保してもらって、予算も十分にあって、人材もあつて、そして法整備に対する研修制度もきちんとあるというのがあるべき姿じゃないかなと思っております。

最近、柴田紀子さんという女性の検事が二年間カンボジアに長期専門家として派遣されて帰ってこられたというのがマスコミでも取り上げられていますけれども、こういった若くて優秀な法曹が

どんどん法整備支援にかかわってほしいな、このように考えております。

自民党からも政府に対して、政府における司令塔の確立、戦略の強化、支援人材力の強化を求める、そういった提言もしております。

こういった法整備支援の中心となるべき法務省における現在の検討状況、それから予算の獲得に向けた決意、今後の決意について、法務大臣にぜひとも伺いたいと思います。

○下村委員長 鳩山法務大臣、簡潔にお願いいたします。

○鳩山国務大臣 すべて稲田先生がおっしゃるとおりで、今のは御質問というよりは激励を受けたという意識でございます。

やはり、明治維新のときに、ボアソナードとか大陸法の方々に法整備の支援を受けたということは、いまだに日本の歴史にきちんと残っているわけでございます。そういう意味では、開発途上国というか東南アジアに対して民法、民事訴訟法等、基本法の法整備支援をいたしますと最大の国際貢献でございます。これはODAの数字ではあらわせない大変な貢献になり、我が国に対する信頼性の向上にもつながる、そう思っております。

今先生御指摘の、女性の方がカンボジアに長期に行かれたテレビ番組のビデオを私も見ましたけれども、ああいうのを見ますと、やはり短期でなくて長期専門家の派遣が必要だな。そういう意味で、先生が長期は三方国しかないじゃないかと

言うのも、その御指摘は全く正しいので、他の国にもできる限り長期的な専門家の派遣を、そしてまた人数も多く派遣できるようにしたいと思っております。やはり先立つものが必要でございます。ですので、どうぞ自民党、公明党、与党だけでなく野党を含めて予算の獲得に御尽力ください。よろしくお願いいたします。

○稲田委員 ぜひよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○下村委員長 次に、神崎武法君。

○神崎委員 公明党の神崎武法でございます。

最初に、裁判員制度の施行について伺いをいたします。

明年五月二十一日に裁判員制度が施行されることになりました。刑事裁判の体制づくり、それから国民に制度の理解を得るための広報活動、それから裁判員が参加しやすい環境づくり等、これは準備をぜひ加速していただきたいと思いますが、法務大臣にこの決意をまず伺いたいと思います。

○鳩山国務大臣 先ほど稲田委員にも御答弁申し上げましたように、私が法務大臣になりましたのは昨年の八月の末であつたかと思いますが、二年近く先だなどと思っておつたものが、あつという間にあと一年に迫つてまいりました。

公布後五年以内に施行するというのが裁判員法であつたと思うのですが、やはりできる限り万全の準備というところで公布後約五年、しかも国会で通過をした五月二十一日というものをいけば裁判員制度の記念日とらえてまして、来年の五月二十一日に開始をするということにいたしましたわけでございます。

ですが、裁判員という制度があることはほとんど八割あるいは九割以上の国民に知つていただけるようになったわけでありまして、まだまだ積極参加という声がそれほど多くないわけでございます。やはり広報宣伝、啓発が一番重要でございます。

先ほど御答弁申し上げましたように、やはり説明会をできる限り多くやって、その説明会にできるだけ多くの方に来ていただいて、そんな不安はないんですよということを説明することが大事なので、模擬裁判もできる限り多く開きたいと思

います。説明会の開催を軸として、広報宣伝、啓発に努めていきたいと思

います。

○神崎委員 しっかり取り組んでいただきたいと思

います。次に、法曹人口のあり方につきましてお尋ねをいたします。

は司法試験の合格数を年間三千人程度にすることを目指す計画が、ここに來まして、大臣の御発言もございました。また、弁護士が急増して、過当競争になつて就職もままならならず、質も低下する、日本が訴訟社会になるなどという理由で司法試験の合格者の見直しというのが大きな議論になつていくわけです。さきの日弁連の会長選挙でも、この点が最大の争点になつたところでござ

います。

しかしながら、司法制度改革は、法の支配を社会の隅々に行き渡らせ、透明で公正な社会を実現することを目的として議論を深めてきた経緯があります。国民にとって身近で利用しやすい司法の実現、受験勉強に偏らない法曹教育との改革の理念で法曹人口拡大を図つてきたところでござ

います。この出発点を見失うことなく、やはり国民の視点に立つてこの問題は考えなければいけないと思

うわけ

です。事実、全国の地裁支部の管内で、弁護士がゼロか一人のゼロワン地域が二十四カ所もあると言われております。弁護士は都市部に集中して、今後は国選弁護を請け負い切れない地方も出る、こういうことも指摘されているところでござ

います。

また、裁判員制度がスタートいたしますと、被告が否認する事件では複数の国選弁護人が必要になり、年間三千人の増員でも追いつかない、こ

う指摘もあるところでござ

います。

三月二十五日に閣議決定されました規制改革推進のための三カ年計画によりますと、法曹人口の増員などについて、「平成二十二年頃にその達成を目指す」とされて、平成二十二年頃にその達成を目指すべくとされている三千人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る」とこととして

おります。

この閣議決定された考え方は、大臣が常日ごろおっしゃつていらつしやる考え方と違うように思

いますけれども、どうなんでしょうか。

○鳩山国務大臣 尊敬する神崎先生の鋭い御質問で、どうお答えしたいのかと思

は、この間の規制改革推進三カ年計画では、前回とは文章が若干変わつて

いる。それは、平成二十二年ごろに三千人ぐらいというのを、前倒して達成という部分がなくなつた、あるいは三千人になつた後さらなる増員について検討するとい

うことであつたその文章が若干変わつて、三千人程度に増員されてもこれが上限ではないということが書いてあるわけでございます。

私は、三千人になつて、ずっと三千人でいくべきなのか、あるいは多過ぎるのか、そういう観点で見たいと思

います。これは先ほど先生がおっしゃいましたように、法務省からの視点と

か、弁護士会から見た需給関係の視点というの

も大きいと思

いますけれども、それだけで見てはいけないので、やはり国民的な視点で物を見なく

ちやいけないということは常々考えておるわけ

でございます。

先ほど副大臣が答弁しておりましたけれども、何年に千二百人、何年ごろに千五百人ということ、二十二年ということ、今回、その次、その次と、あと三回目では三千人程度になっていくわけで、これは大変な増員だと私も思うわけでございます。そういう増員を私は司法制度改革の一環だと考えているのは間違いないのでございまして、その後のことは、よく考えていきたい、その時点で考えていきたいというふうに基本的に思っております。

ただ、私の考えの根底に、福田委員がちょっとお触れになりましたが、余りに多過ぎると、肩が触れ合っても訴訟という訴訟社会というのか、ちよつと表現はよくないかもしれませんが、日本は和をなす文明だから、訴訟社会にしたくはないという思いは常々持っております。

○神崎委員 法務省内に、法曹人口についての検討会が発足したということでございます。大臣の問題意識は理解できなくはないんですけども、見直しをすることについての議論を先行させますと、せつかくこれから増員していくという長い期間議論を重ねてきた上での計画案が混乱するおそれがあるんじゃないか、それを危惧するわけでございます。

まず、平成二十二年ころには年間三千人合格者を目指すという計画は肅々とやはり進めていくべきだろうというふうに思います。その上で、法曹人口問題を検討するというのであれば、やはり内閣にしかるべき審議会等を設置して、多方面にわたる慎重な国民的な議論を行うべきである、このように考えますけれども、いかがでしょうか。

○鳩山国務大臣 世の中に法科大学院、ロースクールというものがあつて、定員として五千八百人の方が勉強されておられる、基本的には法曹を目指しているんだらうと思っております。そして、五月でしようか、もう来月になると司法試験が始まるわけでございます。

そういうことを考えると、いわゆる法的安定性が全くないというような状況の中で、それこそ学

生さんや受験生にいたずらに不安を与えるようなことは避けなければならぬというふうに私も考えております。

ただ、その上で、二十二年ごろに三千人ということ、司法制度改革の基本の一つにあつたと思ひますし、閣議決定されている内容でございますから、私は、今神崎先生がおっしゃったように、三千人という数字になることで大いに結構だと思っております。

ただ、副大臣が先ほど答弁されましたように、やはり質と量の問題で、量だけではない、法科大学院によって立派な教育がなされて、そして三千人になるという、質の確保というか、この大前提があることは間違いないと思っております。

そこで、そもそも司法制度改革審議会というのが、法務省の中にあつたわけではなくて、政府全体、内閣に設置されておつたといういきさつもあるものですから、今の先生のお話は十分に我々は頭に入れないといけないことと思っておりますが、どういふ枠組みにするか、今まだ決めかねておりまして、各方面と協議をしていきたいと思っております。

○神崎委員 法科大学院が現在スタートしているわけでありまして、これは一連のいろいろな大臣の発言を含めまして、教員や学生に対しても将来に対して非常に不安と動揺が生じているんじゃないかというふうに思うんですけども、ぜひ、政府の立てた目標は肅々と進めるということとをきちんと踏まえて、文部科学大臣と連携をとって適切な対処をとっていただきたいと思います。どうでしょうか。

○鳩山国務大臣 全く神崎先生のおっしゃる考えで進めていきたいと思っております。

それは、三千人に向かつて肅々と歩みを続けていかなければならぬわけで、質が悪いから、なら二千五百人で十分だという考えではなくて、三千人の良質な法曹を生産すると言つて何かちよつと言ひ方が悪いかもしれませんが、三千人の質の高い方が合格するというか、そういう目標

を掲げるならば、当然、法科大学院を所管する文部科学省と綿密に連絡をとっていききたいと思っております。

○神崎委員 次に、危険運転致死傷罪につきましてお伺いをいたします。

福岡市東区で起きました三児死亡事故で、福岡地裁は、危険運転致死傷罪の適用を退けて、業務上過失致死傷罪などで有罪判決を言い渡した、これに対して検察が控訴したということでございます。

まず、この二〇〇一年十二月に危険運転致死傷罪が新設された以降、同罪で立件されたものは何件あるのか、そのうち同罪で起訴されたものは何件か、また同罪で起訴されたものの一番で業務上過失致死傷罪に訴因変更されたものは何件なのか、お伺いをいたします。

○大野政府参考人 危険運転致死傷罪が新設されたのは平成十三年の十二月でありますけれども、平成十三年には事件はございせんでした。その後、平成十四年から平成十八年までの五年間に於いて申し上げますと、危険運転致死傷罪によりまして送致がなされた、したがひまして、検察庁で通常受理と申しますけれども、受理した人員数は合計一千七件ということになります。そのうち、平成十八年は二百四十一人ということでありまして、受理件数は基本的に毎年ふえる傾向にございます。

それから、危険運転致死傷罪による起訴件数につきましては、送致罪名が業務上過失致死傷罪であつたものも含めまして、今申し上げた五年間で六百三十九件ということになります。平成十八年について申し上げますと、三百七十八人ということになりまして、これも件数は増加している傾向にございます。

したがひまして、送致される件数よりも起訴される件数の方が多いということは、その段階でより積極的な認定が行われたということを意味しているかというふうに考えております。

審で業務上過失致死傷罪に訴因変更された件数でありますけれども、法務当局が把握している限りでは、いわゆる予備的な訴因追加も含めまして、この五年間で十二件と承知しております。

○神崎委員 今のお話を伺つても、危険運転致死傷罪の運用というのはきちんとできているように思ひますけれども、マスコミ等では、この犯罪については、正常な運転が困難な状態の認定が難しいとか、故意の立証が難しい、したがつてこの構成要件を早急に見直すべきだ、こういう意見もあるわけですので、当局としてこれについてどうお考えでしょうか。

○大野政府参考人 そのような議論が行われていることは承知しております。

まず、構成要件でありますけれども、正常な運転が困難な状態という要件も含めまして、その認定が特別に困難であるというようには考えておりません。例えば、困難な状態といひますのは、酒酔いの影響によつて前方の注視が困難になったり、あるいはハンドル、ブレーキ等の操作の時期やそのかげんが意図したとおりに行うことが困難であるというような場合がこれに当たるわけでございます。

先ほど申し上げたように、起訴件数が増加していることから明らかかと思ひますけれども、警察と協力しながら、必要な証拠収集に努めて厳正な事件処理を行っているというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、正常な運転が困難な状態ということを立証するために、運転前の飲酒量あるいは飲酒後の言動を明らかにしたり、目撃者から運転状況について聴取するなどして、事故前の飲酒状況、運転状況、事故の状況、事故後の状況等について捜査を尽くして、事案に応じた対応に努めておりますので、捜査機関側はこの危険運転致死傷罪の適用をちよつとよしているような状況にはないというふうに考えております。

なお、もう一つ付け加えていただきますと、

昨年の通常国会におきまして刑法と道路交通法がそれぞれ改正されました。そこで、飲酒運転中の死傷事故等に関係します罰則が強化されております。いわゆる逃げ得というような状況は基本的に起こらなくなってきたというように考えておるところでございます。

○神崎委員 厳しい意見としては、酒を飲んで車を運転すること自体を処罰すべきである、こういう意見もありますけれども、これは当局はどういうふうにお考えですか。

○末井政府参考人 酒気帯び運転の処罰の対象につきましては、平成十四年に政令を改正いたしまして、呼気一リットル中のアルコール濃度を、それまでの〇・二五ミリグラム以上から〇・一五ミリグラム以上に引き下げております。そのときの考え方と申しますのは、酒気帯び運転に対して罰則を科すためには、刑罰を科すだけの悪質性、危険性が必要ということで、諸外国の例も参考に改正をいたしましたわけでございます。

飲酒運転の根絶のために御指摘のような制度とすることも考えられるところではございますけれども、私どももいたしまして、今後の政令基準値のあり方につきましては、政令基準値未満の状態における交通事故の発生状況等を勘案して検討していかねばならない、このように考えております。

○神崎委員 次に、在留管理制度について伺いをいたします。

第五次出入国管理政策懇談会から、本年三月、「新たな在留管理制度に関する提言」が法務大臣に提出されました。

まず、法務大臣、この提言をどのように受けとめていらっしゃるのか、今後の扱いはどうされるのか、お伺いをいたします。

○鳩山国務大臣 この出入国管理政策懇談会というのは法務大臣の私的懇談会でございます。新たな在留管理制度ということに対して提言をいただいたところでございます。

これは、いわゆる在留管理が、今は法務省の入

国管理行政、それから、いわゆる外国人登録というものは市区町村にやっております。その上部には総務省があるわけでございまして、言ってみれば三元的な管理になっているわけです。したがって、不法残留の外国人であってもその市区町村に行けば外国人登録はできるわけですね。

そういうようなことがあったものですから、仮称在留カードという形に一本化をしまして、そして、適法に滞在する外国人がそれぞれの自治体でさまざまな行政サービスを受けることができる、それは教育とか福祉、医療等が当然考えられるわけでございます。それから、住民登録と似たような形で外国人の台帳制度のようなものを市区町村にやっていただく。その台帳制度と法務省の在留カードとは、常にコンピューターで結んで密接な連絡をとり合う。それから、留学とか就学もあるでしょう、あるいは研修とか、あるいは当り前な形で専門家として働いている外国人等の情報も一元的に入ってくるようにする。

どうしても、入管行政というと、不法残留ということが頭にあって、退去強制させなくちゃいかぬとか、そういう発想が出てきてしまっていますが、そうではなくて、これからは、外国の方にも大いに来ていただく、さまざまに頑張っている人々という意味で、適法滞在の外国人の方々と日本人がお互いに尊重し合い、共生していくという感覚のもとでなされた提言だと思っておりますので、中身を具体化し国会にお願いするのは来年の通常国会かなと思っております。

○神崎委員 この中で、再入国許可制度の見直しも検討するということにしておりますが、その際、永住資格を持つ在日外国人につきまして、再入国許可制度の適用は免除すべきだろう、私はこのように考えます。

その理由は、一つは、国連規約人権委員会の日本政府に対する勧告、一九九八年十一月十九日です。日本で出生した韓国・朝鮮出身の人々のような永住者に関して、出国前に再入国の許可を

得る必要性をその法律から除去することを強く要請する」という国連規約人権委員会からの勧告があるということが一つ。

それから、当委員会での法律改正の際の附帯決議、一九九九年八月十三日、そこでも「特別永住者に対しては、その歴史的経緯等にかんがみ、再入国許可制度の在り方について検討する」ということがうたわれているわけでありまして、

また、韓国では、永住資格を有する外国人住民が出国して一年以内に再入国する場合においては再入国許可制度の適用が免除されている、こういう事情もございまして、これから法制化されるに際して、この永住資格を持つ在日外国人についての再入国許可制度の適用免除、これをぜひ御検討いただきたいと思っております。

○稲見政府参考人 お答えいたします。

再入国許可制度につきましては、委員御指摘のような各種提言あるいは附帯決議等がございまして、これから検討してまいります。法務省としては、現時点で具体的な方向性をお答えするところまではできませんが、いづれにいたしましても、適法に在留する外国人の利便性の向上を図るという観点から、永住者の方に限ることなく、再入国制度全体につきまして幅広く見直しを行っていくこととしていくところでございます。

以上でございます。

○神崎委員 一点だけ、人権侵害事件の問題で。

これは、人権擁護局をちよつと応援したいと思ふんですけれども、人権擁護局では人権について長い間啓発活動を行っております。人権週間とか、全国中学生人権作文コンテスト、人権の花運動とか、人権啓発フェスティバル等、大変御努力をいただいているわけでございます。こういった地道な人権啓発活動がもっと国民に知られるように、テレビ等のマスコミにどう乗せるか、こういうことに大臣、ぜひ知恵を発揮していただきたい。大臣は優秀な方であらうございますから、ぜひよろしく願います。

○鳩山国務大臣 やはりテレビの効果というのは

絶大でございます。この間、石関委員から、裁判員参上というのはおかしいのではないかと、裁きまして、それがテレビで相当流れまして、裁判員制度の知名度が上がったというようなこともありまして、やはり神崎先生おっしゃるような、マスメディアの積極的な活用をぜひ人権啓発活動で大いにやりたいと思っております。

これも予算の要ることでございまして、例えば人権を侵害するような人が出てきたら、「そうはいかんザキ」と言ってこれを追い払うとか、何かそういうようなコマース的な人権啓発活動、いかと思っております。

○神崎委員 終わります。どうもありがとうございます。

○下村委員長 次に、中井治君。

○中井委員 民主党の中井治です。

いつも、大臣と副大臣だけで結構だ、こう言うんですが、きょうは他省庁のことを聞くものですから、参考人何人か出ていただきます。副大臣、結構ですから、お仕事をどうぞ役所でおやりになるなりなんなり、席をお外しいただいて結構ですから、申し上げておきます。

最初に、昨日死刑執行がなされたと報じられております。従来、国会開会中には死刑執行はとり行わない、大臣のところへ書類が上がらない、こういう慣行でまいりましたのが、前の長勢さんのころから少し直されて、今回、法務委員会の開会中にも執行されるというような、私どもからすると衝撃的な変化でございます。

大臣の御判断ということも大いにあらうかと思ふんですが、私は、日本の死刑執行という制度、そのことについて、最高裁が判決を下す、確定をする、それで刑が執行されればいいのを、また法務省が、検事さんがチェックをして、そこで間違いがなかったら法務大臣に上げて、法務大臣が執行を命ずる、このシステム自体が少しおかしいんじゃないか。最高裁の判決が確定したら後は淡々とという形で、逆に法務大臣が特赦あるいは恩赦

というような、アメリカの州知事あるいは大統領あたりが持っているような権限を行使するようにするというのが本来の姿じゃないかなと前から考えております。

そういう私の判断について、この機会に鳩山法務大臣のお考えをお聞かせください。

○鳩山国務大臣 一般に、裁判の結果、判決と言つてもいいんですが、その執行は検察官が指揮するとなつていくわけでありまして。しかしながら、死刑の執行のみは法務大臣の指揮と命令ということになつていくわけで、その理由は、やはり一たん執行すれば回復不能でございますし、大変重大な刑罰として人の生命を絶つというところでありますから、その執行に際して特に慎重な態度で臨む必要があるということが現在の刑事訴訟法の考え方なんだろうと私は思います。

したがって、私も、斎戒沐浴して、すべての資料をできるだけ全部読んでからサインをすることといたしておるわけでありまして、結局は、先生もよく御承知のとおり、再審の可能性とか非常上告の可能性とか、あるいは恩赦の出願状況がどうなつていくのかとか、心神喪失で刑の執行停止になる可能性があるとかということ全部判断しながら、しかも、裁判記録を読み返して万が一にも間違いがないようにということで、今の仕組みになつていきます。

ですが、実は、今中井先生がおっしゃつたような考え方もあつてもいい。死刑の執行が、法務大臣の意向というのか、あるいは人生観、社会観、世界観、生命倫理観みたいなものによつて大きく左右をされて、肅々と執行されないという状況があるのかとておかしいのではないかと。とすれば、裁判という司法判断、もちろんその後の再チェックは必要でしょうが、死刑が確定するのは裁判、それは最高裁まで行く場合もあれば、そうでない場合もありますが、そういう意味でいえば、諸外国にも若干そういう例がありますし、私は、中井先生御指摘のような考え方も、今、日本はとつておりませんけれども、あつていい考え方の一つ

だと思ひます。

○中井委員 僕個人は、社会観、人生観で死刑執行をためらつたり反対する人は、現行制度の中では法務大臣になるべきじゃない、また任命されるべきでもない、こう考えておりますが、現実には何人か過去おられたことも事実でございます。お一人お一人の大臣が執行を命じられる、斎戒沐浴だけじゃなしに、本当にぎりぎりの判断をなさつて判を押さされているんだろう、この重さも大変なものだ、こんなようにも考えています。

しかし、制度として最高裁、裁判は全く独立したものでありますから、ここが決められたことはやはりここで完結する。それをもう一度法務省、検察がチェックするというのは、僕はちよつと制度としてどうだろうと前から思つておりましたので、また折々、御検討の機会でもあれば御勉強いただければ、このように思います。

二つ目は、一日の閣議後の記者会見で、大臣は揮発油税の問題について御発言をされていまして。その中で、総理が環境税のことを言われることを評価されて、環境税の夜明けだ、環境税は五、六兆円あつてもいいんだということや、暫定税率が環境税だつたらいいんだ、ここまで踏み込んで御発言をされたらどうか、まずこのところをお尋ねします。

それから、私も、道路目的税を一般財源化と主張していることは御承知のとおりでございますが、その一般財源化した中で環境税というものは十分考へていこう、しかし、環境税というのは何だろう、何に使うんだ、どこからちょうだいするんだということを含めて、まだまだ議論が足りないということも十分認識をいたしております。そういう中で、大臣の癖かもしれないんですが、ばらばらと五、六兆円と。しかも、暫定税率の部分環境税だというのは、僕は余り聞いたことがないんです。ここらを含めて、別に責め立てるつもりはありませんし、昨日、政府と与党で一般財源化、こういふことが合意されたとも聞いてお

ります。この辺を少し御説明いただければと思ひます。

○鳩山国務大臣 こちらの水野賢一先生あたりも環境の権威であられて、我々は例えば自民党の中あるいは公明党の先生方とも勉強会を開いたこともございまして、私は従来から、環境税というのは未来世代のために絶対必要であるということをお願いしてまいりました。

閣議後の記者会見での一言一句を全部覚えていくわけではありませんが、もちろん私は閣内の一員でございまして、政府・与党が合意した内容について十分理解をいたしておるわけでございます。ただ、私がそのときに申し上げたのは、私は昔からみずから環境革命家を名乗つて、それほど実績を上げていくわけではないが、環境税ということについては、以前からみんな勉強してきた中で、例えば最初に環境省が打ち出した環境税収というのは三千億ちよつとというような形のものではなかつたか。自民党の若手の先生が打ち出されたものは、その倍ぐらひはあつたかな。あるいは、民主党政案もいろいろ見ましたけれども、それは一兆円に迫るものであつたかなという気がするわけですが、従来から環境税の勉強会で我々の私的な仲間議論しているのは、それは数兆円単位のものにいずれしなればいけないだろう。ただ、その使い方については、実は非常に難しく、議論がありまして、社会保障関係に使うべきだとか、あるいは社会保険料と相殺、増減税同額にする、そうしますとエネルギーを節約した家計はプラスになる、そういうやり方もあるなとか、いろいろな検討をしておつたわけでございます。

そういう私のかつての環境に関する勉強の中心について一部披露をしたということでございまして、とりわけ総理が暫定税率の問題を議論される場合に、やはりガソリンが安ければそれだけ多く使つてしまふ、そのことが環境問題にマイナスに働くということをお知らせするつもりで、非常

に我が意を得たりという思いで、これは環境税の夜明け、将来環境税を議論していく基本になるのではないかと、そういうことを申し上げたということでございます。

○中井委員 暫定税率というのは、昭和四十九年ですか、鳩山さんも私もまだ国会に通つていない時期二年間ということでスタートいたしました。スタートした時点では、石油危機のときでありましたから、石油の消費を抑える、こういう目的でつくられた。しかし、その後、その使いでのよさ、集まりぐあいのよさがたちまち自民党さんの好みに合つて、三十四年間、今日まで道路ということに使われてきた。私も、もうとつづく間に目的は達成しているから廃止だ、こう主張をしてまいりました。

これに対して、昨年から、地方自治体も含めて、道路、道路、道路、道路の大合唱で、暫定税率がなくなつたら道路はできないというような言い方で、現在もまだ続いております。僕らに言わせれば、道路の策定も、予算関連法案が通つて、大体、地域や指定場所やら予算づけされるのが六月ごろ、入札や何かがあるのは七月で、何を四月にわたたと、地方自治体がつぶれるような騒ぎ方をしているんだ、こう思つております。

暫定税率を環境税として使うという議論であるならば、またユーザ、ユーザに説明して、全く別の議論で、一度廃止してこれをやる、暫定税率と道路と環境というのは別だ、僕はそう考へていくわけでありまして。私も、率直に言いますと、一般財源化した中で地方自治体にお渡しする、そしてそれで道路やら何かをやつていただく。これは、その財源だけではありません。しかし、鳩山さんのように合わせて六兆円全部環境税だなどというのはいかぬと考へております。あえてお尋ねをしたわけでございます。どういふ形が環境税とお考へになつていくのか、どういふことにお使いになるかということ御所見がございませう、お聞かせをいただきます。○鳩山国務大臣 環境税といった場合は、炭素税というふうにかえてもいいのかもしれないと

私は思っております。これも、上流で課税するか、各家庭というか河口で課税するかとか、さまざまな議論がございます。また、その使途についても、環境改善のために充てるという考え方もあれば、全く別の、先ほど申し上げましたように、社会保険料とツブイにするような考え方もあるとか、それはまたさまざまな考え方があられるわけですが、これから国会で御議論をいただいて、なるべく早いうちに何らかの形で、小さく産んで大きく育てるでもいいんでしようが、環境税というのが日本の社会に生まれてくることを私は心から期待いたしております。

ただ、問題は、環境税というのはエンパイロメント・タックスというんだらうと思いますが、一般にガソリン税とかエネルギーにかかる税金はエンパイロメント・リレーテッド・タックス、環境関連税というふうには世界的には評価されるわけで、日本のガソリン税も軽油引取税も、その使用量が抑えられるという意味ではエンパイロメント・リレーテッド・タックス、環境関連税であることは間違いないわけでございます。

そんなことも頭にありまして、例えば暫定税率が廃止になるような事態が将来あるとするならば、また別の形で環境税というものを、ガソリン税や軽油引取税よりはもっと幅広く電力とかさまざまなものにかけたらいいだろう、これはもう昔からの私の持論なのでございます。

○中井委員 このことで余り長くやるつもりはありませんが、石油製品から税金を取る、それを諸外国では環境の税金だと称しておるということはわかりますが、日本では全然違うのでありまして、あなたらは道路、道路ばかり言っておるじゃないですか、道路は必要だ、だから暫定税率は廃止できないんだと。これと環境税と一緒にするというのは、それは議論のすりかえ。暫定税率が廃止になることがあればと言うが、今とまっておりますから、どうぞこのままとめると言う方向へ賛成して、環境税は環境税の議論をまたすればいいと私も考えております。あえて申し上げておき

ます。

その次に、先ほどからお二人の与党の議員さんから、司法試験合格者の数の問題が極めて理論的に、懇切にございました。大臣も、御就任直後あるいはことし初め、私が一般質疑でお尋ねをしたときと微妙にニュアンスを変えられておりますから、余りとやかくとしつこく言うつもりはありません。

先ほどのお話の中に、司法制度改革の大きな柱だということもございました。司法制度改革というものを進めていかなきゃならないという御決意も承ったような気がいたします。そうであれば、もうこの三千人のことは、あなたの在任中、まだ目標でありまして、あなたがずっと法務大臣を務めるとはゆめ思いませんから、平成二十二年以降の論議については、あなたが法務大臣をおやめになつてからおやりになった方がいいんじゃないかと僕は率直に思います。

それはなぜかという点、一生懸命皆さんがPRなすつて、いよいよ来年実行しなきゃならない裁判員制度、これに対する国民の理解がなかなか進まない。不安あるいはわからないという声も非常に多い。お伝えいただく肝心のマスコミもそう。そういう意味で、これを無事スタートさせていく。私どもも裁判員制度について、これができるときいろいろと議論をいたしました。しかし、アメリカのような陪審というわけでもない、日本独自のことをやる。これは、陪審員制度を導入しろという多数の声があった中で、司法改革の一環としてこの裁判員制度という独自のものをつくり出した、こういうことでありましよう。これを成功させて発展させていく、このことは非常に大事なことだと思っております。

私どもは、やはり司法改革の流れ全体はとめてはならない、こう考えています。その柱の一つである三千人のことについて大臣が盛んに発言される、このことは裁判員制度のスタートに御理解をいただくことについて決してプラスにならないと僕は思っています。そういう意味で、先ほどから

神崎先生のお話に謙虚にお答えになつておられまして、ありがとうございます、あえてこのところを申し上げます。

そういう意味で、御意見、お考え、何かあればおっしゃってください。

○鳩山国務大臣 中井先生の御指摘のとおり部分が多くあると思います。

大体司法の世界のことというのは国民から見るとちょっと怖い部分がある、なじみにくい部分がある。いろいろと弁護士の方には頼りたいとは思いますが、実際裁判などというところとかおどろおどろしいものがあつてという感覚がある。そういう司法制度と国民の距離を縮めていく、あるいは司法に対する国民の信頼を高めるという大きな目的、そしてまた制度というものは時代とともに変革されていかなければならないという観点で司法制度改革が始まったと思うし、私もその推進役をやらなければならない。

確かに、私が平成二十二年のときに法務大臣をやつていてという可能性は限りなくゼロに近いわけでございます。それはそのとおりだと思いますが、三千人にする、もちろん質の確保を前提にして三千人程度までふやすということに私は、閣議決定の内容でもありますし、全くけちはつけないわけ、中井先生や我々の時代に司法試験の合格者が大体五百人程度であつたことを考えれば、これは大変な増加ぶり。現在も増加中で、昨年初めて二千人台に乗ったんだらう。これがあと三年で三千人になるわけですから、大変な増加ぶりというところでございまして、私はその道程にいろいろ文句をつけてというような感覚は全くありませんで、神崎先生の御質問に答えたように、爾々と三千人になるように、質の高い合格者が出るように願つておるわけでございます。

○中井委員 法務省に聞きますが、過日マスコミで、どこかの法テラスの副所長さんがコピー代の費用のことで憤慨されて辞表を出されたという話を聞きました。

先ほど大臣は、法テラスは弁護士ゼロまたは一、

こういったところを補うためにつくつたんだ、こう言われましたが、法テラスそのものは私の郷里なんかではやはり県庁にあって、弁護士さんがいないところに、国選弁護士でいいかと思つたら、出張旅費だ、一つ一つの事件でコピーだと、大変な金額もかかる。改正になりまして旅費等は少し出るようになったようでありまして、今度はコピー代がどうだという実に情けないことでおやめになったという事件がございました。

これなんか本筋に、限りなく出せば国庫の費用も大変だろうけれども、弁護士さんしたら赤字でまてやれるのかというところがあつて、せっかくつくつた法テラスもうまく運用されてない。百万件ぐらいという予想でやりになつたが、現実には三十万件ぐらいの相談、このようにも聞いております。しかし、地方では物すごく訴訟問題に悩まれている方が多い。

私は、このままほつておいたら、お医者さんと同じ状況にならないかと心配しているんですよ。三重県なんかでも、大半が救急医療体系すら組めない状況になつてきている。やはりお医者さんをふやすのがいいのかどうか、質の高いお医者さんでいくのかどうかといういろいろな議論はあつたけれども、このところふやさずに二十六万ぐらいの体制で来たために、医療がどんどんどんどん変化して、その中で大都市の医師に対する需要がふえて、小泉さんの、研修医はどこでやってもいいよというものでばつと都会へ行つちゃつて、私のところの三重大大学なんというのは、それまで百人卒業して研修医で六十五人残つていたんですよ。今、三重大へ残るのは、四人、四人、六人、四人です。これは全国ですよ。

だから、弁護士さんだって、別にどこへ残ろうと構わないんですよ。全部東京へ行く、大阪へ行く。それは本筋に大変なことですよ。そういうことが起こる可能性がある。その中で、地縁、血縁、いろいろなこととの関係が薄れて、法律で判断をしてもらわざるを得ないことがどんどんふえていく。それに対して、訴訟社会ができるからどうだと

言うが、この間お尋ねしたら二〇五〇年ぐらいのことだ、こう言われました。そこまで心配するのは杞憂でございまして、現実、今の国民のニーズに対してどうこたえていくかというところ、そして、ふやすけれども、できる限り質が高い、社会正義にあふれた弁護士さん、こういうのが一番だろうと思いますので、御発言はくれぐれもお慎みをいただくように、あえて重ねて申し上げておきます。

それから、最高裁に来ていただいていると思いますが、おられますか。

私も、判決の中身や判事さんを御批判申し上げるのは越権行為で、やってはならない、このことは十分承知いたしております。

私はかつて、国会に置かれてます訴訟委員会のメンバーでもありました。今、弾劾裁判所の裁判員でもあります。弾劾へ上がってくるのはめったにとかはほとんどない仕組みみたいになっておりますが、しかし、訴訟委員会にはかなりの数の国民からの訴えがある、年間数百。

それらの中身を私は任務にありますがときに見せていただきましたが、判決の中身がこういう理由でおかしいとかこうだとかいうことじゃないんですね。裁判官が審議の最中に暴言を吐いたとか、私の弁護士と敵対関係の訴えた方の弁護士とどこやらで酒を飲んでいたとか、いろいろなことがわんわん来るんですね。裁判官も人間だな、こう思っています、いろいろなことを聞かせていただいております。

そういう中で、時々、やはりおかしな行動だなと思うときは国民から、あるいは国会で少しは批判も出ないと、全くだれにも批判されない、最高裁の判事さんだけがマル・ベケされるというシステムでは今の世の中、もたないんじゃないかという気もちよつといたしまして、どうこうしろという意味じゃないに、こんな判事さんがいるんですねというのであえて申し上げたい、こう思います。

去年の二月に、ある地方裁判所の民事部の破産

手続の裁判で、その裁判所長さんが裁判官とは別に御出席なすつて、私は書記官の代理をやりまして、こう言われて審議に立ち会われて、審議が始まったら、質問と手を挙げられて、十分間にわたって質問した、こういうんですね。それで、やはりさすがに問題になって、最高裁はお調べになったが、判決には何の影響もなかった、ただ少しおかしかったという嚴重注意で終わられた、こういうんですね。

これは、本当にそれだけでいいんでしょうか。ちよつと僕には考えられない事件だ。事件そのものが非常に珍しかったから出た、こうおっしゃるんですが、そう大して珍しい事件でも何でもありません。

今どうされたのかと言ったら、転勤なさった。私たちのところへ来たときは少し左遷の転勤みたいなことを言われたけれども、やはりちよつと位の上の方へ、地方裁判所へ行かれてるから、左遷でも何でもありません。そうすると、嚴重注意で終わらないんだ。

これは僕らの常識からいくとちよつと考えられないことですが、最高裁としてはどのような御判断をなさっているんでしょうか。

○大谷最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

今委員から御指摘がありました事案につきましましては、具体的な中身について詳細に入ることは避けたいと思っておりますけれども、裁判体の行った破産の手続開始決定自体に影響を及ぼしたとは認められない、こういうことを前提とした上で、ただ、やはりその裁判所の司法行政事務を総括し、裁判の公正の確保について重い職責を負っている所長として軽率であった、この点は甚だ遺憾であり、その点について、先ほど委員からございましたように、高等裁判所所長官から嚴重注意という措置がとられたところであります。

その点につきましては私どもも全く委員の御指摘のとおりだろうと思うわけですが、その措置について重い軽いということについては、これは高

等裁判所あるいは最高裁判所もいろいろな点を考慮して決めたのですけれども、委員から今お話のありましたような問題点、観点については、今後とも十分留意してまいりたいと思っております。

○中井委員 この事件を聞きまして、お話を聞いて、民主党は民主党として少し調査をということ、御報告をいただきました。余り介入してはならないということで終えなければなりません。

例えば、そのときの調査をなさった担当の方は、その調査された人のかつての部下なんですね、直属の部下。直前まで部下だった。だから、ある人を内部で取り調べようと思つたら、やはりその人より上の位の人やらないと全然信用されない。位が下で、しかも去年まで部下だった人に調べさせて、そんなもの調べられるわけがないじゃないかと僕は思います。

あるいはまた、簡単に、被告側とも原告側とも弁護士とも関係がないんだとおっしゃったけれども、これは東京のある組織とも関係がある。例えばその組織とその裁判官とが何の関係もなかったと言えりのかどうかというようなことを含めて、本当に内部できちつと律していらないか、僕は不安に思っています。

その点について、いかがですか。

○大谷最高裁判所長官代理者 今御質問のあった点の中のうち、当該所長に対して調査をいたしましたのは高等裁判所でございまして。直接担当した者は、特に所長の部下であつたというような関係にはございません。

それから、外部の関係者とか何かつながりがあるからこういう事件になったのではないかと、少なくとも懸念はないのかという点は慎重に判断しなければならぬことは、委員御指摘のとおりだろうと思ひます。

ただ、この件に関して申しますと、事件当時もよりですけれども、現在に至るまで、その事件の関係者と当該所長が何らかの利害関係があつたというようなことをうかがわせる事情は全くございませぬし、現在でもそういうことはないとい

うことは御了解いただければと思います。

○中井委員 そうしますと、私どものところへ御報告に来てくれた方は虚偽の報告をなさつたんですか。直前の部下だったんですよ。私どものところへ御報告に来ていただいた方の局長何かをしていんだんですよ、その方はおとしまして。僕はそう聞いて、何だその調査はと申し上げたんですよ。あなたは違うんだとおっしゃるが、それからもう一度調査し直したということですか。

○大谷最高裁判所長官代理者 私の御説明が十分でなければおわびいたしますが、委員のところに御説明に参つた者がその関係の所長の直前には部下だったという関係があるということは申し上げたかと思ひます。それは事実でございまして。

ただ、先ほど私が申し上げましたように、この事件について調査を、当該所長に面談して、どういう事実関係だったのかということと直接調査した人間は高等裁判所の関係者であり、部下ではないということでございます。

○中井委員 それは少しおかしい。私のところへ来てくれましたが、党の部会で説明した方に聞いたときに、私どもが調べた、こういう話でしたよ。あなたの上司じゃなかったのと言つたら、そうですとおっしゃつた。

別にしつこくこんなことを言ひませぬが、やはり外からの批判に耐えられる調査や処罰をおやりになるべきだ。

これは申し上げますが、大臣、裁判官は三人です、書記官一人、そこへ所長が書記官代理として出るんですよ。そして、私はだれだれで、きょうは書記官の代理でここへ座ります、こう宣言して、裁判が始まったら一番最初に質問しておるんですよ。裁判官より先に質問しておるんですよ。考えられますか。裁判官が質問して、弁護士同士がやつて、まだ最後に何かというならまだしもわかりませんが、一番先に十分間にわたつて質問して結構です。だから、本当に奇妙きつてつな方がいらつしやる。

裁判官も人の子でありますし、また大変な事件数を背負ってストレスもたまっていらっしゃるといこともわからないわけではありません。そんなことを含めて、最高裁のあるいは裁判所のあり方、裁判官の日々のチェック、あるいは休暇のとり方等含めて、せいぜい今の世の中に十分対応できるように御努力をいただきたい、このことを申し上げて、この事件は終わらせてもらいます。

警察庁、来てくれていると思いますが、警察庁にお尋ねをいたします。

三月三十一日、宮城県警の平成十一年の刑事部、交通部及び警備部の報償費支出に関する仙台の裁判所の判決が出ました。この判決文はかなり刺激的で、大半がおかしい、したがって一切出しなさい、こういう判決であったと聞いております。

数年間、私を含めて、私も民主党の警察不祥事対策本部が主張していたこととそっくりの判決だ。また、宮城県の前の知事、職を辞して、県警本部長といろいろと争った、そのときの知事の言い分どおりだ。私も、大変立派な判決だ、こう思っております。

警察には警察の言い分があると思います。この判決についてどうお考えになって、これからどう対応されようとしているのか、お尋ねします。

○米村政府参考人 お答えをいたします。

先ほど先生がおっしゃったとおり、本年の三月三十一日に仙台地裁の方で判決がございました。内容的には御指摘のとおりで、かなり厳しい内容かというふうに私どもも認識をいたしております。

しかし、いずれにいたしましても、裁判の過程で対象となりました行政文書の非開示性とあわせて、県警としてはその前提としての捜査費の執行について適正に行っているという旨を主張したわけでありまけれども、結果として、判決は、大変厳しい判決内容になったということでございます。

現在、宮城県警の方ではこの判決の内容をさらに精査した上で、私どもとしては、さらに控訴を

して上級審の判断を仰ぎたいというふうに検討しているという報告を受けております。その上で、私どももいたしましては、さらにこの訴訟の行方について注意深く見守ってまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○中井委員 委員の皆さん方は、もうお忘れの方あるいはまた初めてお聞きになった方もおられると思いますが、ここ七、八年、警察の捜査用の報償費あるいは捜査費、これは国費と県費とに分かれておりますが、これらが全く適切に使われていない、全部裏金化して、おかしい使われ方をしている、こういう疑惑が次から次へといろいろな県本部で発生をして、そのたびに警察やそれぞれの県警は否定的な発表あるいは記者会見等を繰り返してきた。

しかし、北海道等では死人も出たりして、少し認めて賠償、弁償、あるいは愛媛県あたりでは内部告発が出て、私どもも調査に行ったりいたしました。この内部告発をした警官を全く不意につくったようなポストへ左遷して、これに対して裁判を行って、これもお負けになったという中で、私も、いろいろと調査をいたしました。

この間に、残さなければならぬ書類が焼き捨てられておった、あるいはなくなっておった、あるいは私どもにお出しいただいた調査も全部真っ黒に塗りつぶしてあって、何が何だかさっぱりわからない情報公開をおやりになっている。

こういう状況の中で、かなり私どもも感情的なことを含めて議論いたしました。同時に、このようなことでは、一線で働いている、治安や防犯に頑張っている警察官の士気が全く低下する、世界一だと言われている日本の警察が根腐れしておる、こういうことを心配して、いろいろなことを申し上げてまいりました。警察も、表面的に強がりを言っている中で、報償費等はかなり予算的にも減らしてこられて、私どもからいえば、やはりおかしい使い方があったんだな、しかしまだ全部出してないな、こういう感じも常に抱えてきたわけでございます。

そういう中で、平成十一年のこととはいえ、今度の判決が出た。こういったことを契機に、出せるものは出して、率直に批判を浴びるところは浴びて、改めるものは改めればいいと僕は思うんですね。なかなか大きな組織、そうはいかないとおつしやる面もわからないわけではあります。しかし、今の世の中でそういうことを繰り返している、だんだん組織そのものが機能しなくなる。このことは、私どもは、いろいろな会社の事件やいろいろな不祥事で実際経験をいたしております。警察が国民にとって本当に信頼できるものであり続けるために、こういったことは判決に従って率直に対応なさる、こういったことをあえて私はお勧めをいたしますが、いかがですか。

本件の事案につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおり、宮城県警としてはさらに上級審の判断を仰ぐという対応というふうに承知をしておりますので、それはそれとして、しっかりと見詰めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○中井委員 私どもも、数年前に宮城県警をお訪ねして、県警本部長にもいろいろなことを申し上げた記憶もあります。また、宮城県の知事にも二度にわたって御上京いたいただいて、お話を聞いたこともございます。

今、官房長は、公安委員会、こういうことを使って御答弁なさいましたが、日本のいろいろなチェックシステムの中で一番悪用され、機能していないのはこの公安委員会の制度だと僕はあえて申し上げておきたい、こう思います。

公安委員会に推薦するのは警察の方々の仕事、知事はそれをすつと認めておるだけだ。議会も認めておるだけだ。また、公安委員の事務は全部県警から出ているという中、僕らがどこかの県警本部へ視察に行きましたら、県警本部長室、こういう肩書の名刺で応対してくれた。その人の次の肩書は、公安委員会事務局局長と書いてありました。県警本部長の名札の下に公安委員会室というのが張ってありまして、これは全部逆じゃないかと僕ら申し上げて、このごろは少し直ってきたようであります。

公安委員会というのは、本当は選挙なんですよね、選挙。それで、住民の代表として警察権力をチェックする。ところが、公安委員会全体がもう警察の自家薬籠中のものになっちゃっている。国家公安委員長だって警察庁の省の会議に出席できない、チェックできない、こういう状況も知っております。

先生御指摘のとおり、この不適切事案というのは、仮に捜査費であつても、単に警察の捜査活動だけでなく、警察全体に対する国民の信用といえますか、それをゆるがせにする、明らかにこれを損なう重大な事案でありまして、私どももいたしましては、極めて重く受けとめております。先ほどの先生の御指摘についても、極めて真摯に受けとめさせていただきたいというふうに思っています。

そういう意味で、公安委員会の方々、それぞれ立派な方で、それぞれそういう制約の中でお働きであらうかと思いますが、到底チェックできていないと僕は思っています。せっかくのお金ですから、現場現場で靴を減らして聞き込みに、あるい

は張り込みに回っておられる方々の本当に費用として使われる、こういうことを重ねて要望いたしておきますし、この際、与党の方々もこういうことについてきちっとチェックをされる、こういうことを、あえて委員会の席であります、申し上げておきたい、このように思います。

最高裁も警察も、どうぞお帰りのために結構です。

それから、外務省の方は来ていただいていますでしょうか、三月の二十七日にラオスの日本大使館に脱北者が日本への移住を求めて駆け込んだというニュースがございました。

私も、この脱北者が本当に脱北者であるなら、一昨年から自民、公明、民主と一緒に頑張って生活できる可能性がある、こう考えておりますし、また拉致対策という面から考えても、脱北者が持つている情報というのはいろいろな形で集めていかなきゃならない、こうも思っておりますので、外務省として十分対応されているんだらう、こう思っております。

二週間たちますが、まだ何の変化も見えてまいりません。これらについて、現状どういう状況か、御説明をいただきます。

○石川政府参考人 お答えいたします。

まず、この脱北者事案につきまして、基本的な政府の方針といたしまして、まさしく委員も御尽力いただきました北朝鮮人権法、この趣旨を十分に踏まえまして、かつ、それぞれの個別の事情、いろいろあるかと思えます。それぞれの事情を十分勘案しながら適切に対応していく、これが一般的な方針でございます。

その上で、今、個別の事案に対する御質問がございました。私もしましては、まず本人、それからその家族等の関係者の安全の問題、それから今現にいる国との関係、あるいは希望している国、必要があればその調整が必要なのでございますけれども、そういった国との関係、それから今後の類似の事案に及ぼし得る影響といったものを

をいろいろ総合的に勘案しなければいけませんので、それから、大変恐縮でございますが、個別の事案につきましてなかなか説明することは難しいというのを御理解いただければと存じます。

○中井委員 さっぱりわからぬですが、今もラオスの大使館にいますか。両親が日本から北へ帰国した人だということも主張しているといいますが、それらについて何か疑惑があるとか、いろいろな状況がある、こういう意味ですか。

○石川政府参考人 お答えいたします。

そのような報道等いろいろございますことはもちろん承知しております。ございませうけれども、それが真実である、いいない、その他の具体的なコメントは政府としてはなかなかできないということをお断りいたします。

○中井委員 そうすると、どうするんですか、ラオスの大使館にずっと置いておくの。

○石川政府参考人 一般論となつて恐縮でございますけれども、まず、人定が一番……（中井委員「いや、具体論で聞いておるので、答えられないなら答えられないと言ってくれば」と呼ぶ）はい。具体的な事案でございますれば、答えることは難しいということをお断りいたします。

○中井委員 それでは、ほかに移ります。

この間の質疑のときにも申し上げましたが、私の郷里は、人口十万人で、外国人労働者が六千人以上いるという町になってまいりました。別に、それだからといって外国人犯罪がふえているというわけでもありません。みんなよく働いてくれる、やってくれております。

しかし、日本全体として、凶悪な、日本人では考えられないような犯罪もふえていることも事実でございます。これらの犯罪に対して、日本はいまだに、アメリカと韓国です、二カ国だけ犯人の引き渡し条約が結ばれておいて、よその国とはそういう条約を結んでいない。ブラジルなんかは地球の真裏ですから、昔は、日本で犯罪を犯してブラジルへ逃げて帰るなんということは考えられ

なかったところもございませう。また、それぞれ刑罰が違う、法の仕組みが違うという中で、必ずしも犯人引き渡しがいかにどうかということもあるかと思えます。しかし、幾つかの国々の出身者で、不法滞在しておたり、滞在しておたり犯罪を犯して、逃げちゃってわからないというのは残念ながらあるんじゃないか。

当局はそれなりに、それぞれの国の司法当局と混成をしたり相談をしたりやっておられるようだけれども、仕組みとしてももう少し、犯人引き渡し等を含めて、厳重に処理できる体制をつくっていく必要があるんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○鳩山国務大臣 中井先生御指摘のように、犯罪人引き渡し条約は日米、日韓しかありません。ブラジル、中国等は、交渉はしておるようでありますが、本格的にはなっておりません。

これはもう先生御承知のとおりですが、同時に、いわゆる刑事共助条約、捜査協力条約みたいなものではないか、これも日米、日韓しかない。あのギョーザ事件のときに、日中共助条約、今サインはしてあるんですけれども、もしあれが発効しておたらどうだったのかなということは随分感じました。

そういう意味で、先生御指摘のとおり、できるだけ多くの国々と犯罪人引き渡し条約は結ぶべきだろう、こう思ひます。また先生方に御協力をいただきますと思ひます。

ただ、ブラジルの件は、非常に残念なんです、ブラジルは自国民を引き渡さないというのが何か憲法に書いてあるというふう聞いております。そうしますと、代理処罰をお願いしかできないわけですが、代理処罰というのがきちんとしてあるかどうかというのは一〇〇％の保証というものではございませんので、今後、やはりできるだけ条約を多く結べるように努力をしたいと思ひます。

○中井委員 先ほどの死刑の話ではありませんが、日本は死刑の制度があるから日本とはそういう協定は結ばない、犯人も引き渡さないという国

があることもまた事実であらうかと思ひますが、これだけ日本に外国の方が来られてお住まいになる、いろいろなことがありますが、ひとつぜひ御努力をいただきますようお願いいたします。

最後に、時間を少しとって恐縮であります、先ほどから可視化の議論がございませう。

私も大変期待をしておったんですが、結局、検察も警察も両方、可視化に踏み切ったことは踏み切ったけれども、裁判員制度にかかわる自白のところだけ、こういうことでございませう。要するに、裁判員の方々が自白の真贋を判断する材料に供しよう、こういう形であります。

それはそれで一つの考えでありませうが、現行、取り調べられる国民の側、法的にもあるいは人権的にも、いろいろな形で非常に問題の多い取り調べが実にあると私も聞いていますし、承知しております。これはこれで、警察、検察も仕事熱心、どうしても、こういう思いでおやりになることもあるんだらうが、しかしそれは、今の世の中、もう到底通らないことだ。

そういう意味で、私も、ありとあらゆる捜査そして検察の調べ、これらを可視化すべきだ、あるいは録音すべきだ、こういったことを申し上げております。

それに対して、取り調べがあるいは犯罪の検挙がなかなか難しい、こういう御意見もあるようであります。しかし、日本は日本としてここで、おとり捜査であるとか、あるいは盗聴のシステムだとか司法取引だとか、いろいろものを整備して、両方相まってやはり進むべきだ。前近代的な取り調べ、こういったことで停滞をしておる、現場の警察官や、あるいは検事さんが非常な苦勞をされておる、このところは僕は少し違うような気がいたしております。

そういう意味で、大臣のお考えを聞いて、終わりたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 全面可視化ということは今は考えていないことは、もういろいろな委員会で何度もお話ししましたから繰り返しません、

先生、大変重要なことをおっしゃったわけで、それは、通信傍受がいいのか、おとり捜査がいいのか、黙秘権をどう解釈するかとか、あるいは司法取引とかいろいろあるんでしょうけれども、やはり各党でお取り組みいただいておりますように、新しい時代に即した捜査や取り調べのあり方ということは常に考えていかなければいけないんだらうな。

つまり、今、我々が全面可視化は難しいという一つの考え方の中に、日本では取り調べというのが重要な機能を持っている、だから、その辺を諸外国と比較していく中で、もっと別の捜査方法のようなものを与えてもらえば話は別だということもありませんから、常に時代に即して考え直していかなければならない問題だ、課題だと思っております。

○中井委員 終わります。

○下村委員長 次に、細川律夫君。

○細川委員 民主党の細川律夫であります。

まず、昨日死刑執行が四名行われたということ、その点について私の方から少し申し上げたいと思います。

約二カ月に一度、五カ月で十人という異例のスピードでございます。まさに大臣が就任直後に語っておられた、そしていろいろと問題になりました、ベルトコンベヤー式の執行というふうに思っています。

世界の情勢を見ますと、死刑制度があるのは先進国では米国と日本だけでございます。しかも、米国では州によつては死刑が廃止をされているところでもあります。死刑執行停止を続けている国とか、あるいはごく少数の罪以外は死刑を廃止している国も多いところでございます。そして、国連では昨年十二月、総会におきまして、死刑執行停止の決議がされました。また、EUでは、EUに加盟するには死刑制度があれば加盟できないということがようになっておりまして、死刑制度がないことがEUへの加盟要件となっております。これもまた、有名なところでございます。

そしてまた、この委員会でも議論になりましたけれども、来年からは日本は裁判員制度が導入されます。その中で、友人の裁判官が大変死刑判決には苦勞をされるというか悩むという、ましてや素人の裁判官が死刑判決にかかわるのもこれまたどうなんだろうかという問題もこの委員会でも指摘をされたところでございます。

そういう世界の流れ、あるいは日本での議論、そのことを考えますと、私は、本来死刑執行というのには謙抑的になるのが当然だというふうに考えております。そういう時期に、これまでになく異例の速さで既に十名の死刑を相次いで執行したということについては、私は心から遺憾の意を表したいというふうに思います。

この点については、もう大臣はいろいろ意見を言われておりますから、ここで質問という形ではなくて、前には委員会の日に死刑執行されました、昨日、きょうの委員会がわかつているのになたその前日に執行ということでありまして、あえて私の方から意見を申し上げておきます。

それでは、予定した質問に移りたいと思います。私は、きょうは警察とか法務の身内の人が絡んだ事件の捜査についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

四国の方で警察の白バイに絡む事件が二つありまして、今裁判でも争われております。その件をちょっと二つ御紹介したいと思っております。

一つは、二〇〇四年十一月に起きた松山市での事故でございます。

これは、松山西署の白バイが高校生の少年の運転するオートバイに衝突をして、両者が重傷を負ったものであります。松山西署は少年を業務上過失傷害で書類送検して、松山家裁は少年の非行事実を認めて保護観察処分いたしました。しかし、少年側は警察の主張する事実認定を否認いたしました。自分が停車中に白バイがぶつかってきた、こういうことを主張いたしました。高松高裁に抗告をいたしました。高松高裁は、警察関係者の供述調書だけに基づいて事実認定をしているとし

て、審判を差し戻しました。そこで、松山家庭裁判所での差し戻し審判では、白バイにはブレーキ跡があるがオートバイにはなく、非行事実の認定には疑問が残るということで、少年を不処分に決定いたしました。これは、刑事事件に例えれば逆転無罪ということでございます。そこで、少年側は国や県に損害賠償を求める訴訟を地裁に起こしまして、県の方では逆に白バイの修理費を求めて反訴している。これが、松山での事件でございます。

二つ目は、二〇〇六年の三月、高知県の春野町というところで起きた事故でございます。

これは、スクールバスを運転中に白バイと衝突いたしました当時二十六歳の隊員を死亡させたというところで、運転手が業務上過失致死罪に問われたものでございます。運転手は、右折しようとして停車しているところに白バイが衝突した、バスのスリップ痕は警察による捏造と主張しましたけれども、一番、二番ともに退けられました。現在最高裁に係属をいたしております。この事件では、バスに乗っていた当時の中学生や随行した先生たちが、自分たちの体験した事実と裁判の結果が異なるということで、運転手の無実を訴えております。

この事件は、二つとも白バイの事件でございます。これは、現在も係争中でございますから、その事実関係について立法院で私が見解を述べる立場ではないということとは承知いたしておりますけれども、いずれも警察が身内の人間をかばっているのではないかとという疑問が寄せられております。

現に、松山の事故では高等裁判所と差し戻し審判の家庭裁判所で警察の事実認定に疑義が示されておりますし、高知の事故では被疑者が実況見分は警察車両に乗せられたまま行われた、こういうことを言っていることなどもありまして、大変不自然なところが多いところでございます。

また、松山の事件では、警察の捜査記録に少年の保護者がこんなことを言ったと記せられていすね。本件捜査に対して異常なまでの異議、苦情

を申し立てたというようなことが捜査記録に残っておりまして、捜査に当たった警察官の主観があらわになっていような事実が散見をされます。そこで、この二つの例を見ましても、私は、警察官が関与した事件である場合は、例えば最初から検察などがまず調べていくとか、警察官関与事件あるいは警察の内部のような事件については第三者がしっかりと監視できるような制度というものをきちんと検討いたしまして、偏った捜査がされているのではないかと、身内に甘い捜査がされているのではないかと、そういうことを疑われないような制度をしっかりと検討すべきではないかとというふうに思っております。

以前から考えておりますように、李下に冠を正さず、あるいは瓜田にくつを入れずというような格言がありますように、国民の側から疑いの目で見られる可能性があるのならば、最初の入り口段階から変えていくべきではないだろうかというふうに思っております。そうでないとい、警察の言い分が事実としても、世間の方は信用しないのではないかとというような危惧を持っております。私はそのように考えているところですのでけれども、この点について、警察庁の見解をまずお聞きしたいと思っております。

〔委員長退席、実川委員長代理着席〕

○末井政府参考人 交通事故事件の中でも、当事者間の証言が食い違う、あるいは一方の当事者が死亡してその証言が得られないなど、事実関係の究明が困難な事案や、御指摘のような警察職員が当事者となる事案につきましては、私ども、より緻密で慎重な捜査が組織的に行われる必要がある、このように考えております。

そこで、本年三月には、交通事故事件捜査体制の質的な強化を図るため、警察本部に交通事故事件捜査統括官、交通事故事故鑑識官の職を設けるよう、都道府県警察に指示をしております。これによりまして、警察職員が当事者となる事故や、いわゆるひき逃げ死亡事故、一方当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがある事故などにつきまし

て、正確、綿密な実況見分や監視活動など、客観的な証拠の収集、具体的な捜査指揮や組織的な取り組みを一層推進しまして、的確、緻密な捜査を行って、事故原因を究明するとともに、警察捜査に対する信頼を確保してまいりたい、このように考えております。

○細川委員 次に、こういうケースもあるんです。

これは埼玉県警での話ですけども、現在、警察学校の元校長が県警の幹部を横領事件で告発いたしております。これは、警察学校内での売店の売上金の一定割合を助成金として集めて裏金としていたことに加えて、二〇〇四年度分の百二十五万円について使途が明らかになっていないということを主張しております。

この件は、県警の内部調査で違法な使途はなかったというふうにしたために、元警察学校の校長がみずから、後輩であります現役幹部をさいたま地検に告発した、こういうような報道がなされているところでございます。

この元校長は、県警の自浄作用を期待したが、やむなく検察の手にゆだねることになった、こういうことでございます。これも警察内部の事件といえますか、不祥事でございます。

そこでお聞きしますが、なぜ警察の内部調査では違法な使途はなかったということになったのか、ちよつとその理由を聞かせてください。

〔実川委員長代理退席、委員長着席〕

○米村政府参考人 お答えいたします。

御指摘の事案につきましては、埼玉県警察においては、同県警の警察学校の私的な任意団体であります校友会に対しまして、今先生御指摘されましたとおり、校内の売店経営者から平成十六年度に助成金として交付をされた金銭の使途に係る問題でございます。これを調査するため、同校の当時の行事予定表あるいは関係職員のダイアリー等から支出の経緯を確認し、さらには、支払い先で保管されていた請求書等を精査するとともに、関係者多数から聞き取りを行ったというふうに報告を受けております。

告を受けております。

そうした調査の結果、本助成金につきましては、武道大会等役員、選手あるいは関係職員の慰労、部外講師との意見交換、校内行事等、校友会の目的に沿って支出をされており、違法な使途は認められなかったというふうな報告を受けているところであります。

なお、この件につきましては、先生御指摘のとおり、現在地検の方に告発がなされております。この件につきましては、私どももそれを注視してまいりたいというふうに考えております。

○細川委員 結論は、警察内部での調査では問題がないと。しかし、その警察学校の元校長さんは、それには不満というか納得いかないということことで、検察庁の方に告発をされた、こういうことであります。

これは新聞で報道されておりますけれども、内部調査の中で、元校長に対して、県警のある幹部から、このまま調査を続けると道警のようになってしまふ方がいいのか、道警というのは北海道のあの食糧費の問題だと思ふ、というふうな詰りめ寄られたり、あるいはマスコミの取材には問題のないよう答えるように県警の幹部から指示をされたりというふうに新聞報道ではされております。

そういうことで、私は、警察内部で問題が起こったときに、内部の者が調べる、それで客観性が保たれるのかどうかというふうな非常に疑問を持つて、先ほどの二つの白バイの事件、そしてこの埼玉県警での問題を御紹介いたしました。

そこで、これはちよつと古くなりますけれども、十年ぐらい前に神奈川県警でいろいろ不祥事がありました。当時の本部長が、全県下の警察署長を集めまして、警察署長と県警の幹部に対して行った訓示の要旨があります。県下の署長はそれを聞いて、ある警察署長は本部長の訓示の要旨を書きまして、それを自分の警察署の署員に渡した、そういうメモがあるんですけれども、本部長が訓示をしたという内容をちよつと御紹介いたします。

いろいろ書いてあって、「不祥事はあるという

ことを前提として、その場合の対応を考えなければならぬ。不祥事とはなにか、事案があっただけでは不祥事ではない。これがマスコミに騒がれて、初めて不祥事となる。ちよつと略しますが、不祥事のようなものが「あった場合は、県警全体で処理に当たる。県警としてチエを出していく。組織に乗せる。情報の伝達、スピードとの勝負である。事を小さくおさめる。物事は二重、三重の帳簿で処理していく。危機管理とは責任である。」こういうことを訓示した。それで、その署長がメモして、そしてまた署員にそれを配った、こういうことでございます。

このことを簡潔に言いますと、不祥事がマスコミに出たら二重帳簿でも駆使して事を小さくおさめろ、こういうことだ。私は、とんでもない発言だというふうに思います。こういう意識が警察共通のものになったら大変だと私は思いますけれども、警察庁はこの訓示そのものをどういうふうに思っていますか。

○米村政府参考人 お答えをいたします。

お尋ねの点につきましては、古うございますけれども、平成十年九月の三日の神奈川県警察における警察署長会議で、当時の本部長がそのような訓示と申しますか発言をしたのではないかとというような点であろうかと思ふ。

私もとしまして、同県警においてそういう発言があったのかどうかという事実を確かめました。また、その会議に出席した者等からも話を聞いた上でございますけれども、そういう発言があったという点については確認ができなかったというところでございます。

その上で、一般論として申し上げますが、仮にそのような発言があったとすれば、私どももいたしましては、まさしく不見識な発言でありますし、およそ理解しがたい発言であるというふうに考えております。

なお、警察におきましては、先生御承知のとおり、神奈川県警におきまして一連の非違事案が発

政の透明性の確保と自浄機能の強化というものを目指しまして警察刷新会議が立ち上がり、また、その提言を受けて警察改革要綱というものを定めただけでございます。それ以降、監察部門を充実し、非違事案が発生した場合には厳正に処理をするという姿勢で臨んでいるところであります。

監察処分処分の基準あるいは処分の発表の指針、これらはいずれも公にお示しをしておりますところでございます。これに基づいて処分及び発表について厳正に対応しているところでございます。

○細川委員 こういうような訓示をしたことに対しては確認していない、こういうことですけれども、確認したんじゃないですか。こんなことがあったんじゃないですか。平成十年九月三日、その日に本部長総括指示がなされて、この警察署長は自分の聞いたことをメモして、きちつと書いてあるんです。

この警察本部長は、神奈川県警でいろいろ不祥事が起こってかわったんですね。そして、本部長が交代の前にこういう指示をした、こういうことではつきりしているんですけれども、警察庁としてはこれを確認していないんですか。

○米村政府参考人 繰り返して恐縮でございますけれども、神奈川県警に対しまして、当時の会議の出席者も含めてそういった発言があったかどうかということを確認いたしましたけれども、そういう発言があったということについては、今申し上げましたとおり、確認はできなかったというところでございます。

○細川委員 いろいろ問題が起こっても、内部で調べても、なかったとかわからなかった、判明しなかったと言う。私は、大体もう答えはわかるんですよ。しかし、どこの署長さんがこのメモを書いたかということもわかっていないんですよ。もう資料は全部持っているんじゃないですか。調べてもわからなかったなんて余り言わない方がいいと思いますよ。私は、このペーパーを入手した方にきちつと確認をしてきよう質問しているわけ

すから。だから、強く言っているんですよ。もう一度きちんと調べますか。

○米村政府参考人 メモというのは、私どもも承知をしております。持っていないということでございます。

それで、先ほど来申し上げましたとおり、確認はできなかったということですが、いずれにしても、仮にそのような発言があれば、まさしく言語道断の発言であるということについては重ねて申し上げたいというふうに存じます。確認がさらに必要かということにつきましては、私どもの方といたしましても、関係者から聞いた限りにおいてそのような発言はなかったというふうに現時点では確認をしているということでございます。

要すれば、さらに調査をするということについてはやっていきたいというふうに考えております。さらに確認の必要があるかどうか、その辺を含めて対応したいというふうに思います。

○細川委員 確認をする必要があるかも含めて対応していきたいと言いますが、私が言っているのは、きょうは、白バイの事件を二件出して、そして埼玉県警の問題も出して、警察内部の問題について、もっと別の機関をつくるか、あるいは別の機関が調べるとか、そういうことをしなければいけないんじゃないかということで提起しているんです。

警察の内部の方では逆に、今官房長が、もしあれば、あつてはならないようなことなんだ、こういうようなことも言われたんですけれども、これは現実にあつた、間違いないと私は思いますよ。だから、ちよつと調べるぐらい調べたらどうですか。

○米村政府参考人 ちよつと舌足らずな面があつたかというふうに思いますので、おわびを申し上げます。昨日関係者等からいろいろ聞いた限りにおいて確認できなかったということでございますから、さらに確かめてみたいというふうに思います。

以上です。

○細川委員 いつまでに報告してくれませんか。

○米村政府参考人 いつまでにというわけではございませんけれども、速やかに確認をしていきたいというふうに考えております。その上で、御報告を申し上げたいというふうに思います。

○細川委員 それでは、大臣にお聞きします。

私がこれまで、白バイ二件のケース、それから警察内部で起こった内部の者の事件、そういう不祥事と事件を例に出してきたわけですが、こういうケースに対しては警察以外の機関が捜査に当たるとか、あるいは警察を監査するような何か別の機関が必要だというふうに思うんです。

法の正しい執行の責任者としての法務大臣の見解、それから、今神奈川県警の訓示のお話もちよつとしましたけれども、それも含めて、大臣、どうお考えになるか、お答えいただきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 大変難しい内容の事柄で、細川律夫先生がどういう観点で問題意識をお持ちであるかということは十分理解することができたとおもひます。

また、先生がそういうような観点で物をお考えになるのは決して間違いでない。要するに、身内に甘いとか、身内に有利であるとか、身内同士で傷口をなめ合つて物事をこまかすということが、それは通常世の中ではよくあるわけで、うちの事務所なんかよくあるわけで、何かまずいことがあると、みんなで口裏を合わせて隠すものですからいつも苦労するわけですが、ただ、やはり司法警察職員というような権限を持った存在とかパブリックな存在の方々は、そういうことは特に許されないことと思うわけでございます。

ただ、先生御提案の、第三者的な機関をつくるかということになりますと、直ちにそういうことが現実的に可能であるかどうかについては、私も余り前向きな御答弁ができないわけでございます。一つには、もちろん自浄能力を皆さんが発揮してくださることが大事ですが、警察官あるいは警

察と検察というものの、ともに捜査することができるところであり、警察が事件と思えばこれを検察に送る、検察がまたみずから必要と認めるときはみずから犯罪の捜査ができると刑事訴訟法に書いてあつて、そして結果的には起訴するかしないかというの検察がやるということであり、それから、検察がしつかりしておれば適正な捜査ができるのではないかとこの私には思ひます。ただ、細川先生御指摘の事柄、高知の話、それから愛媛県の話、埼玉県の話、警察庁の答弁を聞いておりましても、余りすかつたしなないですが、後ろで聞いておつて。

だから、何か先生の持たれる疑念のようなものは、そうしたものが国民に持たれてはいけないうわけで、どういふことができるかというのは今後やはり研究すべき課題であるということとはよくわかりました。

○細川委員 それでは次に、先ほどは警察の話でしたが、今度は法務の話をお願いします。法務省管轄の事件について、同じようなことをお聞きします。

刑務所の医務官によります人権侵害行為が疑われておりました徳島刑務所で、昨年十一月の十六日、いわゆる暴動が起こりました。医療に対する不満を初め、処遇全般の問題が凝縮され、このような事件が起こつたものと推測がされておりますけれども、この事件について捜査を行ったのは主に刑務所の刑務官というふうに聞いております。

刑務官が司法警察職員として刑務所内の治安維持に当たるといふことは私も理解しておりますけれども、この事件の原因が刑務所の処遇の問題にあるとするならば、これもまさにまた身内による捜査ということにならうかと思ひます。受刑者同士のけんかなどとはわけが違つてありまして、制度的には、こういう事件が起こつたときには警察にきちんと捜査を依頼することもできたはずだといふふうに思ひます。

刑務所の処遇全般の問題は別の機会に譲りますけれども、まず、この事件の捜査をだれがどのよ

うにやつたのか、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○梶木政府参考人 御指摘の事件でございますが、合計十五名の刑務官が特別司法警察職員の指名を受けて捜査に従事をいたしました。

この事件については、徳島刑務所の職員の取り調べも必要だといふふうに当初から思つておりましたので、徳島刑務所の職員ではなく、当時、事件直後に、神戸刑務所とか、あるいは広島刑務所とか府中刑務所から職員を応援派遣させました。その中から、特別司法警察職員として指名した者に捜査をさせたということでございます。

○細川委員 この暴動が起こつたときは、事前に不穏な動きがあつて、徳島刑務所だけでなく、ほかのところからいろいろ応援も受けて、それで警戒態勢をしいたいたわけでしょう。そのときに事前に応援をいただいた人たちが、結局、そういう人たちが特別司法警察職員として捜査したのではないですか、ほかのところの刑務所から派遣されたといふことならば、そういうことじゃないですか。

○梶木政府参考人 捜査体制の時系列で申しますと、十五名中の十二名の刑務官は、十一月の二十二日に徳島刑務所併任ということで派遣された者でございます。それから、一名は十一月二十六日、それから残りの二名が十一月二十八日という時系列になつております。

○細川委員 時間も来ましたが、これで途中でやめますけれども、よそのところから来たとしても、やはり同じ刑務所の職員であることは間違いないわけですよ。そうすると、やはり身内の捜査といふことになりますから、私は、こういうときは、徳島県警の方からきちんと捜査をしてもらつた、その方がむしろ客観性もあるんじゃないか、身内の捜査といふことで変に思われることもないだろうといふふうに思ふんですけれども、大臣、どうでしょうか。

○鳩山国務大臣 先生のおっしゃることはわかるんですけれども、徳島刑務所で暴動が起きた、刑

務官が襲われた、その同じ仲間でない別の刑務官をよそから呼んできて、今、梶木局長が答弁いたしましたように、特別司法警察職員として捜査をさせたというのは、一つの配慮として認めていただければと。全く日ごろから起居をともしにしている仲間ではなくて、よそから呼んできて調べさせたいということについて、御理解をいただければありがたいなというふうに思うわけであります。

同じ法務省といつても、検察が独立しているというふうに考えた場合に、先ほどと同じようなことになりましたが、結局、検察官が必要と認めるときはみずから事件を捜査できる、犯罪捜査できるということ、そして、公訴を提起するか、公判請求するかどうかも検察官が決めるということでございますので、先生がおっしゃる、警察を呼ばなかったじゃないかというのも一理ありますが、検察がしっかりとれば問題は起きないというふうな見方もできるかと思ひます。

○細川委員 私は、警察にしろ、それから刑事施設にせよ、みずから関与した事件は、世間から疑いの目で見られないためには、しっかりと透明性が確保できるような仕組みをつくらなければならぬというふうに思ひます。そういうシステムがすぐ実現するとか、そんなことは私も思ひませんが、しかし、検討を重ねて、できるところから改革をしていただきたいというふうに思ひているところでございます。

時間が来ましたから、きょうはこれで終わります。ありがとうございました。

○下村委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開議

○下村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。河村たかし君。

○河村(た)委員 河村たかしでございます。

時間ありませんので、早速、まず警察庁、察庁の方からお伺いします。

きのう、きつと通告いたしましたして、青切符のコピーまでお渡ししましたが、兵庫県で、携帯電話を運転中に付けておったということだけで逮捕され、手錠をかけられてしまったという御本人から話がありまして、私、きのうとききょう二回、携帯ですけれども、本人とちゃんと話をしております。

それについて若干、末井局長、どういふ事案か、短いのできつと書いていただきたいと思います。

○末井政府参考人 四月九日午後一時五十分の逮捕ということでございますが、兵庫県警合警察署の地域係の二名の巡査が交通の取り締まりを行っていたというときに、車で携帯電話を使用し、通話しながら走行している方を現認したということでございます。

その方につきまして、追尾、追及していったところ、停止を求めたのですが、さらに青信号で発進をされるという事態があった。とまったところで、警察署のパトカーの応援を求めて、この方に、携帯電話の使用違反ですよということと免許証の提示を求める、人定を確認したいということの事案でございます。

この事案につきまして、免許証の提示を求めましたが、この方は、免許証をちらつかせてはすぐには財布にしようという行為を繰り返しておられたということでございまして、約二十分間説得をいたしました。全人定事項を確認をできないという状況であると報告を受けております。その方がそのまま車両を発進させようとしたことから、逃亡のおそれがあるとして現行犯逮捕に至ったものと兵庫県警察から報告を受けております。

○河村(た)委員 現行犯逮捕して、その後、どこで手錠をかけたかということまで言ってください、捕縄まで。

○末井政府参考人 現行犯逮捕いたしましたして、まず、逮捕の現場におきまして逮捕する旨を申し向

けたところ、警察の車両、パトカーでございますが、ここに乗車をしていただいて、そこから警察署に搬送した。その場合、被疑者については、後部座席に乗っていただいて、両わきを警察官が固めていた、こういうことでございます。

警察署に着きますと、警察署では、まずもって刑事課の取り調べ室に連れていきまして、そこで引致の手続、弁解録取書の作成を行いました。その後、鑑識の部屋に参りまして写真撮影、指紋採取といった手続に入るわけですが、この際、刑事課の調べ室から鑑識課の写真撮影室に行く際に手錠を施し、そして腰縄をつけてという形をとったということでございます。その後、鑑識の写真撮影室から今度は交通課の取り調べ室に行くというところがございます。その際にも、部屋を出る際からその調べ室に行くまで手錠をかけた、こういうことでございます。

○河村(た)委員 では、逮捕はどこで告げたか、きつとも一回言ってください。

○末井政府参考人 逮捕につきましては一時五十分、逮捕場所は神戸市中央区脇浜町三丁目七番十一号南側先路上ということでございます。

○河村(た)委員 それは、局長、直接そのお巡りさんに聞きましたか、その状況を署長に聞いたのか、どちらですか。

○末井政府参考人 昨日、質問通告をいただきましたので、私どもの交通指導課の担当官から兵庫警察本部の交通指導課の担当官に対して、逮捕の状況等について聴取をしたということでございます。

○河村(た)委員 いや、全然話が違うんだよね、悪いですけども。私は本人に確認しております。本人にですよ、二回も。だから、あなたのところは偉い様に話を聞くだけじゃないのかね。どうですか、本当のその現場で逮捕した警察官から聞きましたか。

○末井政府参考人 昨日、兵庫警察におきましては、逮捕した二名がおりますが、この二名から話を聞いたというふうに聞いておりますし、また、

逮捕した際に作成するいろいろな書類がございます。それに基つきまして、私ども、先ほど申し上げたとおりのことでございます。

○河村(た)委員 職制があるかどうか知らぬけれども、それなら、局長さんが直接聞いたわけじゃないね。

○末井政府参考人 直接は聞いておりません。

○河村(た)委員 それなもので、組織的なこういう隠ぺいというのは改まらぬのですよ。私が言っておることが本当なら、私は本当だと思ひますけれども、思ひますというより、本人に二回確認しまして、委員会が質問する以上、違つておたらいかぬぜということ、間違いない。ということによりまして、要するに、とめられて、免許を出せという話で、非常に交通が激しいところだったから、一たん外へ出ようとしたら、危ないから中へ入れということになった。それで、ガラスはどうなつておつたと言つたら、右側、運転席のガラスはあいていた。それで、こういうふうに示したらしいんですよ。

御承知のように、免許というのは、普通はばつと、どうぞ持っていてくれと言ひますけれども、提示義務までしかない。それで、ちかつかせなどはしていない、ちゃんと、これでどうですかと、法律は知つていましたからと言つて、ちゃんと見せた。ところが、それをばつととつた。おまえ何するんだ、その言ひ方は何だという話になつていつてしまったということだ。

それで、免許証はそれから一たん返されたと言ひますね。それから提示しろということ、もう一回提示した。本人、この方に言わせると、私も昔、交通違反をやつたことがあります。何だと言つたら、右折禁止違反。そういうときは、お巡りさんが普通の感じだったからちゃんと出しますよと言ひましたよ、提示だけなら。おまえ何だ、警察をなめるとのかという話になりまして、私も頭にきたということで、何だかんだということになつてしまったということでございませう。ちやつかせて見せたというのはいくらうそで、一

たんぱつとつてゐるんですよ。その辺のところの事実はわかってゐますか。

○末井政府参考人 ひつたくるような行為があったのかという御質問があるということでございます。したので、私も、この点につきましても、そのような事実があるのかという点を明示いたしまして確認をいたしました。そうすると、この兵庫警察からの報告によれば、そのような行為はないとの報告を受けてゐるわけでございます。

○河村(た)委員 まあ局長は偉い人なもので、要するに警察官二十五万人以上の方がお見えになつて、交通違反は年間一千何百万件ですか、ありますね。だから、こういうこととお互いに興奮して手錠までいってしまふということ、では、こういう話というのは聞いたことありますか、偉い様ですけれども、兵庫警察本部長は。

前も私、テープのことをやつたのは、これは偶然ですけれども、ここでテープがあつたと。逮捕されてしまつて、たまたまテープをとつておつたんですよ。そのことをやつて、矢代さんに話しましたけれども、矢代さんも偉い様の警視総監になりました。ちょうどそのときの本部長が今ここに

お見えになりますけれども。

今まで、交通違反で現場で逮捕してしまつた、手錠をかけてしまつた、そういう話というのは聞いたことはあります。

○末井政府参考人 まず、前回ここで……(河村(た)委員「いや、前回はいいです」と呼ぶ)よろしゅうございませうか。

現場において逮捕して、さらに手錠を要するかどうかは、まさに個別の、それぞれの状況の判断でございます。本件においては、現場において手錠を施してはいないわけでございます。

○河村(た)委員 本件はいないけれども、警察署に行つて手錠をかけて、お母さんが来たので、保釈したという言葉を使つたらしいんだけれども、保釈したという状況です。

全然意見が違います、この話。私のところに、きょう、つぶさに電話でも確認しましたけれども、

ではどういうことがあつたのかということを書き出して出してくれと言つたら、ファクスで、ここにあります。これは手書きなものですから本人の了解を得ないかぬですけれども、渡しますので、もう一回、再度きちつと、偉い様のところに本當のことが上がつていないんじゃないの、これは。違つておつたらどうしますか、もしあなたたちが言つておることが。

○末井政府参考人 御本人の御了解がいただけるのであればそれを示していただければ、私も、お問い合わせも、そのような状況があつたのかどうかにかんしてはきちつと説明をする必要があります。

また、警察本部長あるいは交通局長をやつておりますが、詳細な事案それぞれに個人的にすべてを確認することはできませんので、方針を示してきちつと管理をしてゐるというやり方の仕事でございます。御理解をいただきたいと存じます。

○河村(た)委員 では、そういうふうになりますけれども、要は現場のお巡りさんも微妙なところになりますね。おまえ、ばかやろうということになつてくるわけですね。そういうときに思わず逮捕してしまふということが結構あるかと思うと、意外と現場のお巡りさんは困つておるのじゃないかと私は思うんだね、こんな細かいことは偉い様はわかつてくれぬ。ということですので、ではその事実を。

それから、兵庫警察には、文句を言う違反者といふのは逮捕してもいいという何か決まりでもあるんですか。

○末井政府参考人 そのような決まりというのはいりませんし、警察官は法令の規定に従つて適切に職務を執行するというのが基本でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○河村(た)委員 では、ちよつと書類をお互いに突き合わせまして、事実確認をして。

御本人の希望を言つておきます。せつかくここの言うんだから、本人の希望はどうだと言いましたら、要望だけ言いますと、謝つてほしい、それ

から逮捕記録を抹消してほしいというのが本人の希望です。

笑つておられるけれども、副大臣、あなたみたいな立派な人はいないけれども、彼が言つておるけれども、私は一応自分で会社をやつておる、仲間とやつておるらしいのでいいけれども、普通のサラリーマンは、こんなちよつとのやりとりで手錠をかけられちゃつたら会社を首になるかもわからぬですよと言つておる。だから、それほどまでにやばいこの辺の、要するに非常に警察官のデリケートなところだわ。そこらについては、しつかりというカルール化というか、皆さんもやつて、こういうことが起こつたときに本當のことを言つてもらわないかぬ、本當のことを。

ということですので、答弁は先ほど、出されると言われましたので、こちらからも本人の了解をとつたら出します。後の事実をちよつと詰めたかと思ひますので、お願いします。

それから、次ですけれども、これもまた、こういうことを言うとも私また議員に嫌われますけれども、この際、議員宿舎問題やら議員年金やら、やはり議員といふのはパブリックサーバントで、みずからきちつとせないかぬといふのは当たり前のことなので言ひますけれども、変人だと思つて聞いていただければいいんだけれども。

日本じゅうに、選挙のときのポスター代、それからガソリンのお金をごまかしておる議員の事件が物すごいございようさんあります。これは大体、このお金はみんな返した、こう来るんです。これは詐欺だろつと普通思われまますけれども、普通といふよりは、これは明確な詐欺です。私も選挙をやつておる者として、私は実費を請求しておりますけれども、詐欺罪はお金を返却すれば犯罪じゃなくなるんですか。

○大野政府参考人 具体的な事件における犯罪の成否、これは、申すまでもなく、捜査機関により収集された証拠に基づいて判断されるべき事柄でありますので、お答えを差し控えてさせていただきますが、一般論について申し上げま

す。

刑法二百三十五条に窃盗罪があります。他人の財物を窃取したと認められた場合に成立することがありますし、また二百四十六条一項に詐欺罪があります。これは、人を欺いて財物を交付させたことと認められた場合に成立することがあるわけですが、こうした財産罪におきまして、仮にその後当該の財物が返還されたとしても、既に成立した犯罪の成否には影響しないものというように考えております。

○河村(た)委員 当たり前ですね。もし返してなくなるなら、世の中に万引きというのは多分なくなる可能性がありますが、実際、これはいけません。

いろいろな報道を見ていますと、例えば岐阜県でこれは一番最初始まりました。それから今度は墨田区会議員ですか、これは全員書類送検された、返したということですが、何か、それぞればらばらなんですね。こういうのは、もしそうだったら、日本じゅうかなり広範囲に行われておることなのであつて、何でばらばらになるんですか。

○大野政府参考人 檢察当局における個別具体的な事件処理のあり方につきましては、法務当局としてコメントは差し控えてさせていただきます。

ただ、これも一般論でございますけれども、刑事訴訟法二百四十八条というのがあります。これは、起訴、不起訴の判断については、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により判断をする、こうされてゐるわけでありまして。したがつて、檢察官は、具体的事件につきましても必要な証拠を収集いたしまして、今申し上げたようなさまざまな事情を総合考慮して起訴、不起訴を決めるわけでありまして、その際には、厳正、公平、不偏不党の立場から適切に事件処理をしてゐるというように承知しております。

○河村(た)委員 当たり前のことを、刑事訴訟法の条文を読んでおるだけのことですが、起訴、不起訴よりも前に、警察が事件化するということと

ろで物すごい差があるんですよ。その辺はどうな
んですか。

○米田政府参考人　やはりそれぞれの事案に応じ
て違うと思いますけれども、個別の事案をそれぞれ
の都道府県警察において、これは刑事事件として
立件すべきものであるというものを立件するとい
うことでございます。

○河村(た)委員　ところで、この間八王子で、ガソリンを入れ逃げた方が、被害額一万三百円というところで、常習性があるとされておりますけれども、起訴されておるといふことです。ずっと昔を言えば、ジャン・バルジャンさんがパンを一個盗んだだけで刑務所に入れられております。

ということになりますと、議員の方は、私もこういうことを言うのと疲れるけれども、だけれども、こういう議員が一人おったということは言っておかないと、国民の皆さんからすれば、議員は捕まらぬのかということですよ、はつきり言え。それで、本当の庶民の小さなものは捕まるのかということについて指摘した議員が一人おるということとは言っておかないかぬので、はつきり言いましめてこういうことを言っても何の得にもならぬですけれども、あえて言っておるわけです。

まず先に警察からいきませんが、一万三百円だとお縄ですか。それで、ガソリン代とかポスター代というのは五万とか十万とかですね、これはみないいですか。これは何ですか。

○米田政府参考人 議員御指摘の八王子の件につきましては、質問通告を受けてからこちらも調べましたけれども、その事件は警察庁も、それから八王子ですから恐らく警視庁だと思えますけれども、ちよつと承知をしております。

したがって、一般論になりますけれども、立件するかどうかというのは、額だけによるとかいうものでもなくて、被害感情でありますとか被害回復の手だて等さまざまなことがあると思います。ただ、私どもは、議員であるからといって、それで特別扱いするというような方針は全くございません。

○河村(た)委員 明らかに、常習性と申しますなら、多分そういう場合は四年ごとに定期的でありますから、見ればわかりますね。

だから、はつきり言つて、鳩山さん、大臣、日本は身分刑法の国ですかね。やはり議員さんというの偉いんだね。だけれども、よく考えてみますと、これは議員のやつていることで、それも選挙ですよ。最も政治的な信頼が高まらなければいいかぬところですよ。ここでまだ起訴された方はいない、ゼロだと思ひますけれども、たしか起訴猶予があつたかなぐらいなところで、それもばらばらとあるだけ。何か、返したというコメントが非常に横行している。

ということになる、法務大臣、鳩山さん、日本はやはり議員さんとか立派な方はお縄にならぬのですね。そういう刑法の国だということで理解していいですね。

○鳩山国務大臣　坂本竜馬は、とにかく土佐でも郷士だとかなんだとか、上士、下士とかいろいろある、身分のない国をつくるということで、よくアメリカの大統領選挙の話聞いてきて、アメリカではレストランの女給が入れ札することによつて大統領という人が決まるんだと。これは非常にいい話ですよ。

我々 国会を含めて、入れ札をしていただいて議員になっている者が、今河村先生おっしゃったように、同じことをしても逮捕されないというか、起訴されないというようなことは絶対にあつてはならないし、坂本竜馬に申しわけないという気持ちにもなるわけです。

確かに、一般論として先ほどから答弁があつて
いますけれども、必要な証拠を収集し、各事件に
おける個別具体的な事情を総合考慮して、厳正、
公平、不偏不党の立場から適切に事件処理してい
るものと承知しております、こういうことではあ
るけれども、いやしくも今先生から御指摘があつ
たようなことがあつてはならないということを法
務省も検察も肝に銘じていかなければならぬと思
います。

○河村(た)委員　では、そのことはそのことで。
 そういう精神から、それでは鳩山さん、次は刑
 務官の話になりますけれども、笑っておるけれど
 も、あなたらが笑っておるようなものじゃないで
 すよ。副大臣、あなたたちの部下の話だよ。本当
 にいいかげんにしてくれよ。言っておきますけれ
 ども、あなたの部下ですよ。鳩山大臣、刑務官た
 ちはあなたの部下ですよ。

この間私も、鳩山さんは立派だと思つたといふことを言いましたね。大臣というお立場でなくて、当然個人でもいいんだけれども、一人無罪になりまして、その方は、皆さん御承知だと思つけれども、そのことも聞きますけれども、身柄をとられていないと刑事補償法の適用にならないといふことで、ほぼ一千万弱ぐらいしばらく給料なしで、それからずつと六割が続いておつた。それも、本人が言いました。佐藤孝雄さんというんですけれども、彼は、おれは末端公務員だ、ここにおける上の人たちは六割になつても貯金しろが減るだけだ、しかし本当の末端の人間というのはそのまま生活費に食い込んで、社会保険料を払わなければいかぬといふことで、非常に苦しんでおられる。

では、カンバシしようと言つた。あなたはやると言つたでしょう。あなたと言つと気軽に呼ぶなよと言われるかわからぬけれども、大臣のところにはちゃんとあれを持つていつたはずですよ、順番に書くように。私は二番目に書くかと思つておつた。銀行に口座もつくりましたよ。それをやられるんですか。

○鳩山國務大臣 河村先生からこの御質問は三回
目だと思ひます。過去二回、私が答弁した内容も
読み返しております。

佐藤守が非常にお気の毒で、約一千万ぐらいの収入減になって非常に生活にお困りであって、無罪はかち取られておるわけですね。私は、そういう意味で、私や副大臣や政務官のいわば部下ではあるわけですから、それは非常にお気の毒で、みんなでカンパできればというふうに思うし、先生からの御指摘について十分考えているんです。

正直申し上げまして、この事件、私は、本当に
お気の毒だからカンパしてさしあげたい、部下に
カンパした場合に身内に甘いなどという批判がま
たあるかもしれないけれども、それはそうしてさ
しあげたいという気持ちをも十分持っているん
ですけれども、実は国賠の訴訟があるでしょう。求償
権の関係があるでしょう。また別に民事訴訟も
あつて、三角形で訴訟が起きているわけですね。
だから、佐藤看守自身は刑法上の問題では無罪に
なつたわけですが、国に求償されても求償
権は国にはないというような主張もされたりして
いて、ちよつとぶつかっている部分もあるわけ
ですね。だから、私自身が大臣をやめてからカン
パした方がいいんじゃないかなといううな気持ち
も今実はしておるんです。

○河村た委員　すぐそういうふうになるので情けない。もともと、役所のいうことを聞いておつたらいかぬですよ。議員として、こうだから役所にこうしろと言うために議院内閣制はあるんだよ。ということでございますので、それはもう一回再考していただきたい。それはそれで別ですよ。無罪になったら民事だつて請求になるわけじゃないんですから、まあわかりませんけれども。

それでは、今のような無罪になった、拘禁されていい方に対して、要するに刑事補償法を、民主は民主で今考えておりますけれども、改正して、そういう方にも、外で働いておれば、それはそれで相殺するならいいですよ。国家賠償といつたつて、それはせぬわけですよ。国家賠償ということになると、起訴そのものに故意、過失があるということになって、とんでもないことになりますから。だから、法律改正はどうですか。

○鳩山國務大臣　憲法の規定等もあって、刑事補償法は身柄が拘束されておつた場合のみということになっているんだけれうが、現実的には佐藤看守のような形の方、身柄拘束されていなかった、収入が著しく減つたというケースもあるわけですから、役所の書いているものは余りいいことは書いていませんけれども、私は、精神としては、そ

ういう方にも温かく接するような方法というのは本来考えるべきものだと思います。

○河村(た)委員 それでは早速、民主は民主でやっておりますけれども、自民党の方も、政党というよりも、ぜひこれは、明らかに憲法は最低限を保障したと考えればいいわけで、やっていただきたい。

それから、私は何遍も、今矯正局に言いますけれども、例えば刑務官の放水について、なぜ矯正局は放水実験をやらないんですか。

○梶木政府参考人 これまでも何回か先生にお答えしてきたところであらうかと思いますが、裁判の中で、どういう形で放水が行われ、それが最終的な結果に因果関係があるのかないのかというのが一番大きな争点として争われているわけでございます。

刑事裁判の場で鑑定とかあるいは証人尋問とかという形で審理が進められておるわけでございます。我々がその行為が行われた前提の事実を必ずしも正確に把握しているわけではありませんが、今の時点で我々が同じような再現実験をするというのは控えていきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○河村(た)委員 それでは、何で僕がやるんですか。私は一応国会議員をやっていますので、裁判に差し支えるじゃないですか。裁判に差し支えるので真相解明をやらぬのだしたら、JRの事故なんか一体どうなるんですか。有罪無罪が確定してJRで事故が起こった、これは前にも言いましたけれども、再発防止義務をやらなきゃ違法ですよ、本当に。一体、何で僕がこれをやっておるんですか。私、自分で人体実験をやりましたよ。なぜやらないんですか。

では、明らかに、再発が起こってもいいということですね。再発してもいい、保護房内で、ふん尿まみれになる人もおるそうですけども、そういう人たちは処遇するときにどうなるかわかりませんけれども、水をかけたらどうなるのか、中でプラスチック片はどうなるのかわからぬけれど

も、そういうことがどういう事由で起きてもいいということですね。矯正局としては、最高裁で確定するまでやらぬですね。

○梶木政府参考人 私自身は、今先生がおっしゃったようなことを申し上げてきたつもりはございません。

我々は、これまで、その都度できる限りの調査を行って、我々なりにということかもしませんが、けれども、再発防止のための幾つかの改善策をとったりしてきておるわけでございます。現実には刑事裁判が今進行中なわけでございますから、その部分については、その推移を見守っているというのを御理解いただきたいというふうに思います。

○河村(た)委員 もうこれでやめますけれども、そんなものは全然理由にならぬですよ、言っておきましても。いろいろな再発防止策をとると言ったって、原因がはつきりわからないうち、どうやって再発防止策をとれるんですか。一体、裁判は何なんですか。あの放水、豚の実験だって、あれは捏造じゃないですか、はつきり言って、水圧○・六は。そういうこともあるでしょう。

だから、時間がないので終わりますけれども、また今度、ちょっと時間がないといかぬけれども、本当にこのことはいかぬですよ。何で僕がこれを調査しておるんですか、本当に。あなたたちの部下なんだからということをお願いして、終わります。

○下村委員長 次に、石関貴史君。

○石関委員 民主党の石関貴史です。

質問の時間をいただきました、ありがとうございます。早速、何点か大臣に御質問させていただきます。大臣の先日も御質問させていただきました。大臣の御答弁をお聞きしてございまして、大変見識も高く、かつ、愉快な方であるということが大変よくわかっておりますので、きょうも楽しみに質問に立たせていただきました。

まず、道路特定財源の一般財源化ということに

つきまして、国民の皆さんの一番の関心事でもあり、今、国会の中でも最大の議題であるというふうに考えておりますが、大臣にお尋ねをする前に、数字を持っていれば大臣がお答えいただいた結構なんですけれども、法務省の刑務所とか拘留所などの施設の施設整備費というのは幾らになっているんでしょうか、お尋ねをいたします。

○鳩山国務大臣 答えを申し上げます。平成二十年度、つまり、もう既に本年度になりましたが、本年度予算における法務省予算のうち、刑務所や拘留所などの矯正施設の整備に要する経費は、およそ百三十七億六千二百万円でございます。

刑務所や拘留所などの刑事施設は、過剰収容問題というのがありますが、それに加えて、よくこれは小学校や中学校の建てかえ問題でも起きてくるんですが、私、かつて文部大臣をやりましたけれども、一時的に、公立文教という公立小中学校の建てかえというのは、予算は半分減っていきませんが、これは今減ってきておりますが、いずれまた老朽化するとふやさざるを得なくなるわけ、そういう意味でいうと、刑務所、拘留所は結構老朽化しているのが四割以上というふうに思われますので、かなり予算がこれからも要るだろう。

法務省の施設費全体が二百三十億のうち、今石関先生御指摘の刑務所、拘留所などの矯正施設は百三十七億ということでございますので、半分をはるかに超す金額が矯正施設に回っているんです。

○石関委員 百三十七億、全体でも二百三十億というところであります。国家予算の中では大変小さな数字であるというふうに私は思いますが、一方、巨額な道路の予算というものがこの特定財源の制度により今まで使われてきたということがあります。

それは、道路も大事だということは私もよく認識しておりますが、今のようには、社会が大変複雑にもなり、成熟もしてきて、福祉や教育とかいろいろな分野にお金が必要だ、そして、まさに

この法務の部分においても、今大臣が御答弁いただいたような部分、犯罪者も過剰収容とかこういった問題があるので、今まさに御答弁いただいたように、お金が幾らあっても足りないということとあります。

先ほどのニュースでも流れておりましたけれども、政府・与党が合意案をまとめて、一般財源化することというのが柱になっているということでありまして、法務大臣としても、この一般財源化については大賛成という理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

○鳩山国務大臣 実は、私は、東京都選出の衆議院議員を二十五、六年やっておったんでしょ、福岡県選出の議員になって二年半でございます。いわば、格差問題ということでは両方を見ている貴重な存在だとみずから思っているんです。

つまり、こんなことを言うと、また都知事その他に怒られるかもしれませんが、やはり東京は、新たに整備しなければならぬ道路というのはそれほど多いとは私は思わないんです。ところが、福岡六区という私の選挙区に行きますと、やはりここに一本道があつたらとか、あと橋がここと向こうにかかつておつたらということが切実な問題としてあるんですよ。

だから、両方の経験をした者としては複雑な心境でございますが、ただ、一般財源になった場合に、いわゆる目的財源という意味で、負担者と受益者の関係がどうなるかという問題は別にして、一般財源にして、その中から真に必要な道路はどうかというのを選ぶという福田総理のお考えには全面的に賛成をしよう、こういうふうに思っております。

○石関委員 大臣としても、そういった日本の、東京もあり、福岡もあり、私も群馬でございますが、そういった状況を踏まえた上で、一般財源には賛成ということと了解をいたしました。他方、報道の把握の範囲ですけれども、この政府・与党の合意の柱の中には、暫定税率の維持と

ということが柱の一つというふうに報道されておりますが、この暫定税率については大臣はどのようにお考えなのか、お尋ねしたいというふうに思います。

まず、大臣、見識の高い方ですので、ここでも不易流行とか、就任されてからいろいろな大変難しい日本語もお使いになられておりますが、これは暫定税率ということでありまして、日本語としては、しばらくこういうことで御理解をいただきたいということと延長されてきた税率がまさにこの暫定税率でありまして、今まさに、参議院で否決をされるのか、あるいはいよいよに参議院を通るのか、まだわかりませんが、もし参議院を通らなかった場合には、この暫定税率について、この部分は衆議院において再議決をすべきなのかどうか、法務大臣としてどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○鳩山国務大臣 それは、国会がお決めることと、あるいは、私も法務大臣であります、自民党の一員でございますから、国会の今後の動きによって、自民党内の議員として行動することになるだろうと思っております。

暫定税率に關しましては、言葉的に暫定とは言えない状況が続いてきたわけですから、矛盾があります。ちよつと申しわけありませんけれども、例えば私の地元の久留米市とか、あるいはうきは市というようなところを取り上げてみると、これは暫定税率が今消えてしまっている段階で、これが全く一年間消えてしまうと、大体道路予算が半分になってしまう。そのときにどういう混乱が起きるかといえば、でもやはり道路は必要だということになりますと、教育とか福祉の分野を削って道路に回すということが十二分に予想されるものでありますから、ことし一年に限っては、そういう予算編成をした関係もあって暫定税率は維持をしたい。

ただ、翌年以降は、一般財源化した場合には、もはや暫定税率という言葉は消えるはず。新しい税として税率を決める。これは、総理の考

えもそういう形だろうと思うんですよ。その場合の税率がどの程度の水準であるべきかというのは、これは財政上の状況等をよく考えて、できれば与野党で話し合つて決めてもらいたいものだと思います。

○石関委員 ちよつと整理をさせていただきますと、今の大臣の御答弁、お考えですと、日本語としても暫定という言葉はおかしいだろう、こういうことをおっしゃった。しかし、ことはまさに暫定として認めてもらいたい。しかし、その後は、この税率を維持して、いわば溶け込みのような形でほかのものにということをおっしゃったように私は理解をしたんです。何か、まやかしのような感じを受けるんですが、こういうことをおっしゃったんでしょうか。

あるいは、堂々と、こういう名前の税にして、こういう用途に使うんだという税にするのか。あるいは、暫定だから一年たつた後は全くやめるのか。このことについて、もう一度ちよつと明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 私はその事柄の担当大臣ではないので、正確さを幾分欠く可能性がありますがけれども、一般財源化するということは、従来の揮発油税や軽油引取税とは性格が変わるわけでございますので、税の抜本改革というか、かなり大きな改革をするとするならば、名前も変わる可能性がある。

新しい税率の水準がどれくらいであるべきかというの、私の大好きな環境税の観点あるいは環境関連税制の観点も含めて検討するということを恐らく総理はおっしゃっているんだろつと思ひますので、そのときに、できれば与野党で話し合いがなされるべきであると申し上げてゐるんです。

○石関委員 ありがとうございました。大臣のお考え、よくわかりました。

大臣ですから、財源とかをおっしゃるのも当然だと思ひますし、財源がなければ何の政策も実行できませんけれども、税金を取るばかりが能ではありませんし、そもそも、我々の議会というのは、

王様が勝手に税金を取ることに反対をして、正しいものには払いますけれどもそうじゃないのはお断りをするということと成り立ちがあるわけですので、財源と言うと何か立派なことを言っているような気がしますが、実はほとんどないこともあるということをよく大臣は御承知のことだと思ひますので、お答えを聞けて、ありがとうございました。

次に移ります。裁判員制度。

これまでに、裁判員制度導入というのが決まつてから、国民の皆さんに御理解をいただくための広報の経費というのについて、法務省それから最高裁、それぞれいかにほどお使いになりましたか。端的にお答えください。

○大野政府参考人 法務省における裁判員制度広報に係る経費でありますけれども、平成十六年度から平成十九年度まで、四カ年度で総額約九億七千万円です。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

最高裁では、平成十七年度から平成十九年度まで、累計で四十億八千五百万円でございます。

○石関委員 これは、今、両方足して大体五十億ぐらいですか、大変な予算をつぎ込まれたということですか。

先日、国民の皆さんが、裁判員になつてもいい、しよつがないという方も含めて六〇％程度だということが発表されましたが、五十億円ぐらいの広報を使つてそういう段階にあるということについて、大臣はどのように受けとめられますか。

○鳩山国務大臣 これは非常に難しい広報宣伝、啓発活動なんだろうと思ひます。やはり、本来はテレビ等ではばんばん裁判員の模擬裁判をやつてくれるとか、先ほども神崎先生が、テレビというものをいろいろ人権の問題でも使えということをおっしゃられていますが、テレビを使えば大変な費用がかかるということがあります。

私のささやかな経験から申し上げれば、裁判員制度とはこういうものです、裁判員になつても

それほど負担になるものではありませんよ、実際にはこんなことを三日間とか五日間やるんですよ、裁判官が三人いていろいろ教えてくれるんですよという説明を聞くと、なるほど、では、やつていいかなというふうに変わる方が多いというのは統計数字上も出てゐるんですね。

説明会というのを一万回ぐらいやっていると、うんですが、これを本当に数多くやるのがこの一年間の勝負ではないかなと思ひます。総計五十億というお金で、パンフレット、広報ビデオ、ポスターとかいろいろやつてきたわけですが、果たしてどの程度効果があつたかということは反省をしながら、あと一年、一生懸命努めていきたい。

先生がこの間、裁判員参上の御質問をいただいて、批判をしていただいて、それにお答えをしたことが各新聞に出たものですから、法務省内では石関先生の名声とみに高く、それはどういう意味かという、裁判員制度ということが新聞にそれだけ出たでしよつ、そのことによって、一種の広報ではあるなと喜んでゐるという部分はあるんです。

○石関委員 看板の質問がどれだけというのは私もわかりませんが、五十億円かけて、私、大臣と同じ認識なんです、どれだけ行き渡つたかどうか。ここに来て、いよいよ来年からだということになりましたので、国民の皆さんも、お、そうかということですが、平成十七年からですか、数年にわたつてこれだけの経費をかけてきた効果というのは、とても私はお粗末なものではないかなという認識なんです。

私の周り、だれも知りませんでした。最近になつて、先ほどの看板の話もありますけれども、あなたもなるかもしれないよと言つて、お、そうかと、やつと深まつてきたということでありまして、我々政治家として、常にみずからの活動や考えを広報している者から見ると、全員そうですから、これだけお金を使つてこれかよというのが私の実感でございます。

また、いろいろ人を集めてということをやられ

てきましたけれども、政府によるやせの、法務委員会でも問題になりましたが、やはりそういったことから根本的に見直して、効果的な広報をやっていたらいいというふうに思っています。

これはどうしようかと思いましたが、大臣もおっしゃったので、先ほどの看板ですけれども、きょうは私見でありませんけれども、今週初めて見たら、まだ看板がかかっていますよ、同じのが、裁判員参上とかいって。

普通、一般的には、大臣自身がここでセンスが悪くお認めになった、法務のトップが、その看板をまだ掲げているという感覚自体が私はおかしいと思うんですね。普通、何か批判があると、大体、地方自治体のレベルでも、何か幕を張って隠すとか、看板を取り外すとかそういう形にして、みんながいいと言う看板ならどんな見てもいいけれども、大臣もおっしゃったとおり、そして、別にマスコミが世論のすべてとは思いませんが、センスが悪いという形で取り上げて、それでも堂々と掲げているというこの感覚が、広報の根本にあるんじゃないかなというふうに私は思います。

これは、非常に乱暴な言い方をすれば、また他方、大臣の発言、私の御質問に対するやりとり、こういったものを無視して、なめているんじゃないか、こういうふうな受け取られてもしょうがないと思いますよ。

法務省は何を考えて、何か次のことを考えているということですか。どういう考えでその看板を放置して、どういうふうにするつもりなのか、はっきりとお答えください。

○鳩山国務大臣 石関先生との委員会でのやりとり、あるいはテレビ、新聞の報道等がございまして、これは参上の二文字を書きかえるということの方針は決めておるわけで、それまで、確かにセンスが余りよくないわけですが、インパクトがゼロというわけでもないの、あえて白幕で覆うと

いうことは、白幕もただではありませんので、やっていないというのが実態でございます。

私としてはどうしようかと思いましたが、記者会見等で、法務省のメールにいろいろと案を出してくださるというふうなことで、現在二百件ぐらいの書き込みがあつておられますので、間もなくその中から一つを選んで書きかえようと思つております。

看板問題を先生が提起されたときに、インターネットの人氣投票では友達の友達は裁判員というのが一位だったといいますが、それは全部書きかえまして金が十何万かかりますので、二文字の書きかえで勝負しよう。間もなくやりますから、もうちょっとお待ちください。

○石関委員 私は看板を好きでやっているわけではありませんが、余り長くやるつもりはありませんけれども、さき聞いたら五十億使っているわけですよ。それで、大臣おっしゃったように、これだけ取り上げられて関心と呼んだことで、十何万円になるということではおつたというのはいさかおかしな話だと思つた。こういう体質自体が、広報に根本的な問題があるんじゃないか。これは申しわけないけれども、役人の皆さんはみんな優秀ですから、それぞれの分野では非常に優秀ですよ。ただ、一歩出て、検事の先生に広報をやつてもらつたというのが、それも間違っている話であつて、やはりもちはもち屋で、そういうところに適切な経費、効果的な経費を使つていただきたいというふうに思つた。

裁判員の関連ではもう一つ。最高裁の方でまとめられていることだということに承知しておりますが、あなた裁判員になつてくださいますと言われたときに、こういう人は特段の事情があるので辞退をさせていただいてもいいという事例集をつくられているということとであります。

中身を見ると、そうなのかなというのもあり、どうなのかなというのもあるし、それはいろいろお考えがあらうかと思いますが、この職業でこの

時期であつたりすれば裁判員として辞退をされてもしょうがない、こういったものというの、例えばアメリカの陪審員制度等においても同じようなものが制度的にあるんですか。アメリカの陪審員さん、いや、私はこういう仕事をやっているんだ、この時期はだめだ、こういう事例が挙がついて勘弁してもらえ、あるいはヨーロッパにおける参審制でも、一般市民が参加する制度において、こういう職業、この時期はだめだ。同じようなものというのは、例えばリスト化されている、当然のように免除されるということになつていふんじゃないか。教えてください。

○小川最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。委員御指摘の最高裁の報告書でございますが、これは辞退が認められる場合の事例集ということではございませんで、裁判員制度という新しい制度が導入されますので、それに備えて、裁判官が国民の社会経済生活の実情に沿つた適切かつ柔軟な辞退事由の判断をするための参考資料ということで、実情調査の結果を取りまとめたものでございます。

陪審制度の国ではどうかということでございますが、それぞれ法律で辞退といふか免除が認められる事例といふものはございますけれども、例えばこういう時期にこういう仕事で都合があつたらどうかという具体的な取り上げられているものがあるかどうかというところはちよつと承知しておりませんけれども、必ずしも私もまとめたようなこういった調査を諸外国でやっているかどうかといふのは広く承知しておりませんが、例えば、一九九九年に英国の内務省が五万人の陪審員候補者を対象に実情調査した例がございしますので、それを見ますと、陪審員の候補者のうち実際に陪審員を務めた方が約三分の一ということとでございます。

それで、約三八%の候補者の方については種々の理由で個別に辞退が認められたということ、辞退が認められた事情としては、健康上の理由で

認められた方が四〇%、育児、介護の理由が二〇%、仕事上の事情という方が一〇%、学生ということ、六%、こういった事情等が上位を占めていたというふうなことが明らかになつたということとは承知しております。

○石関委員 ありがとうございます。次に、チベット問題、大臣にお尋ねをいたします。

政府の、日本の人権問題の責任者、法務大臣ということでありまして、この中国とチベットの問題について、大臣、申しわけありません、時間がありますので、ちよつと端的にお考えをお尋ねします。

○鳩山国務大臣 チベットの独立運動というんでしょうか、暴動あるいは鎮圧という、百何十名の方が亡くなつていふような報道に接しますと、まことに胸が痛む。本来、オリンピックというものは、そういうものを超えたスポーツの平和の祭典という意味があるんでしようが、たまたまチベットが現在のところ中国領内というところで複雑な様相を呈しているようでございますが、諸外国でトラブルが起きていることを非常に残念に思います。できれば、それらの問題を超えて聖火リレーが順調にいくように願ひたいと思つし、日本国内でも円滑に聖火リレーが行われるように私は望んでおります。

ただ、それと別に、人権問題という観点で考えれば、非常に痛ましい事件が起きているという認識です。

○石関委員 欧州議会でもこのことについて、やはりよろしくないという趣旨の、もちろん当然のことではあります、議決がされたというニュースも聞いたばかりでございますし、それから、これは我が国ではありませんけれども、アメリカの共和党それから民主党の大統領候補の方々も、ブッシュ大統領は開会式に参加すべきでない、こういうことをおっしゃつておられます。

大臣がおっしゃつたように、こういうものを乗り越えて世界じゅうの競技者が堂々と戦う、これ

はもう望ましいことですけれども、現にこういう状態であつて、日本政府として何かそういうものを希望するだけでなしに、ほつておいていいのかということだと思ひます。

ニユースによると、ブッシュ大統領のコメントではオリンピックを政治化すべきでないというふうにおつしやつておりましたが、私はこれは全く理解できませんで、競技自体は政治と関係なしに公正に行われるべきですが、これはいいか悪いかわかりませんけれども、ナチスの民族の祭典あり、過去にそういうことがあつた、冷戦時代には不参加というのがあつて、これは過去の話だということにオリンピックの委員会の方もおつしやつておりますが、現にまた出てきているということでございますので、日本政府、また日本政府の中の人権の担当者、責任者として、もう少し踏み込んだ、中国政府に対しての御見解というのをもう一度お尋ねいたします。

○鳩山国務大臣 中国における人権問題ということでございますから、私の守備範囲を超えておつて、むしろこれは外務大臣が本来答弁するような内容であるかと思つておりますが、私としては、人権擁護関連の日本の責任者であることは間違いありませんから、それは内閣とか政府という中においてさまざまに意見は言わなければいけないと思ひます。

ただ、オリンピックとの関連でいえば、それを超えたオリンピックであつてほしいなど痛切に願つたということです。

○石関委員 続いて、実際、聖火リレーが日本に來るといふ計画になっておりますけれども、このことの警備体制について警察にお尋ねをいたします。

先ほど、十一時二十分配信のニユースですけれども、これによると、ロンドンとかパリでも問題が起きましたけれども、このトーチのリレーのときに、中国政府によると、中国の警察学院の学生ボランティアという人がこれを取り囲むようにしてリレーの選手が走っているということですが、

が、泉国家公安委員長は、この聖火警備員を歓迎しない、こういうふうにおつしやつておられます。歓迎をしないという状態の中で長野県警を中心に警備体制をとるということでありまして、この公安委員長の御意見の表明を踏まえた上で、本場に警備が大丈夫なのか、あるいはこういう人権的な問題も私は大変な問題だと思つていただいても、これを受け入れてしっかりとした警備をやる覚悟があるのか、そういう体制を自信を持ってとれるというふうに言えるのか、警察にお尋ねをします。

○池田政府参考人 お尋ねの聖火リレーにつきましては、四月二十六日、長野市内で実施される予定でございます。

これまでの各国で行われました聖火リレーを取り巻く状況につきましては、報道等で承知しております。現在、平穏な聖火リレー実現のために、主催者でございます北京オリンピック組織委員会、そして長野市を初めとする関係者の皆さんと緊密に連携して、不法行為のないように適切な警備をとりたいというふうに考えております。

そこで、諸外国の状況等も踏まえて、さらにこれから聖火は南米、アフリカというふうに戻つてまいります。これらの状況も踏まえて、どの程度の体制が必要かということに現在鋭意検討しております。

いずれにいたしましても、聖火リレーの安全な進行と関係者の安全確保、それから観客や周辺住民の皆さんの安全確保を目指して、警察としては万全の警備をしていきたいというふうに思つております。

それから、先ほどの伴走の関係でございます。これにつきましては、その具体的な方法、構成について現在主催者の方において検討されているというふうに聞いております。その内容は現在長野県警で確認中でございますけれども、一般論を申し上げます、我が国におきます警備につきましては、我が国の警察が責任を持って行うものでございまして、したがって、今回の聖火リレーの

警備につきましても、日本の警察が責任を持って万全を期してまいりたいというふうに思つております。

○石関委員 心強い御答弁をいただきまして、今のところ安心をしておりますが、今の御答弁のとおり、日本の警察がしっかりと責任を持って警備をする。受け入れるかどうかというのはまだわからないし、ああそうですかといつて受け入れる問題かどうかというの考えなきやいけないというふうには私は思ひますが、受け入れるのであれば、ボランティアなるよくわからぬものをそこに一緒にするということのないように、しっかりとした警備をお願いしたいと思います。

時間が限られてきてしまいました。

次に、冤罪の関連の問題。

志布志の事件につきましては、国家賠償ということで確定をいたしました。大臣にお聞きをしようと思ひましたが、これはちよつと時間の関係もあり、お答えになつていない部分もありますので、次にさせていただきます。

一月に発表された、警察の取調べ適正化指針というものがございまして、二十年一月付で私の方にもお届けをいただきました。しかし、この中でちよつとよくわからないのが、国家公安委員会規則、それから犯罪捜査規範の改正ということについて書いてあるんですが、二つの方法がこれの中に書いてありまして、よくわからない。

前にも捜査規範の御質問をしたことがありますが、これはだれでもある程度わかるように一本にまとめて大改正をすべきではないかというふうには思ひますが、どうして今こういう形になっているのか、そういう大改正なり一本にまとめる、こういうお考えがあるのか、ちよつと端的にお答えください。

○米田政府参考人 犯罪捜査規範も国家公安委員会規則の一つでございまして、こちらは犯罪捜査に従事する警察官が守るべき心構え、その他捜査活動の準則を定めたものでございます。そういう第一条の目的規定の射程範囲の内容を書く

ということでございます。

今度の適正化指針の中の一環の眼目は監督の問題でございます。これは、捜査活動そのものではなくて、いわば内部管理の問題でございます。

そういうことで、犯罪捜査規範に書けるものは犯罪捜査規範を改正して手当てをする、それ以外のものについては新しい国家公安委員会規則、これはもう既に公布しておりますけれども、それで手当てをする、こういうことでございます。

○石関委員 ということだと思ひます。

前に犯罪捜査規範のこともお尋ねしました。呼び出し状についても形骸化しているのではないかというのがありましたので、このことについては引き続き、やはりわかりやすくまとめるとか、そういう形の改正へ前進をすべきだということに私は思つております。また、別の機会にお尋ねをしたいと思ひます。

また、取り調べに関して監督官というものを設置するんだということですが、この監督官の関係で、私は群馬県議会にいたときに文政治安委員会というところに所属をしており、そのときに群馬県警にいらつした方ですけれども、朝日新聞の三月十三日、「オビニオン」という欄に、佐藤隆夫さん、元群馬県警の生活安全部長の方が寄稿をされております。この方は、取り調べの適正化に関して、取り調べ官というものを設置して、プロの誇りを身につけていただいて適正な取り調べをしていかないと。今回挙げられている監督官とはまたちよつと種類が違ふものでありまして、これはおおよそ違うものではないかと思ひます。

ちよつと読みますが、「そもそも、取り調べ中の問題行動は、知識の不足や監視の目がなから起きるのではない。個々の捜査員の資質、能力に起因したところである」と。

あと、可視化に関して触れられております。取り調べのプロセスで不可欠な凝縮した空間の形成

を妨げ、捜査員を追い込むだけでしかないのでは、可視化については疑念をお持ちだということではないかと。

では、どうしたらいいのかということで、この取り調べ官ということで、「メンタルテストや実務評価などで、人格・能力ともに備えた捜査員を選抜し、一般の捜査員より格上の扱いを受ける「取調官」を新設して指定するならば、選ばれた自覚とプロとしての誇りを植え付けることができ、取り調べに向かない捜査員も排除できる。」と。

この方は、私、承知をしておりますけれども、立派な警察官でいらした方でありまして、一つの見識かなと思いますが、こういった御意見について端的にお考えを。

○米田政府参考人 今言われました委員それから佐藤さんの御見解というのは確かに私も問題意識が共通するところがございまして、取り調べ官だけではないんですが、捜査員のプロとしての意識の向上というのは非常に大事ななことだと思います。

ただ、佐藤さんの記事の中で、取り調べ官というものを特別に位置づけて、この人に専門に取り調べをさせようということですが、確かに警察本部の捜査担当などはエース取り調べ官のような方がいて、大体この人は取り調べしませんが、さまざまな事件を扱っているような警察署とかでは、やはりいろいろな人が取り調べをそのときそのときで担当しなきゃいけない、あるいは聞き込みを担当しなきゃいけないという中で、何か固定をしようというのはなかなか難しいだろうということがございます。

それから、監督につきましては、意識の向上は適正化指針の中でもうたっておりますけれども、それだけではなくて、捜査をして犯人を捕まえるという任務と適正化をしなければいけないという任務、これを捜査の縦ラインで一つで持っているというのが今までの方法でございまして、特に取り調べについては適正さを担保する必要性が高いわけでございます、捜査と関係のない総務、刑

務部門からのチェックも入れて適正さを図ろうというものでございます。

○石関委員 ありがとうございます。

皆さん、いわゆるキャリアの立派な警察官僚の方々が大体ここにいらしてやっておられますけれども、県警とか地元警察においても、こういう見識の高い方、また捜査の経験を踏まえてこういう提言をされております。先ほど細川先生から質問のあったような警察署長の何か紙が出回っているとか、これは事実であれば大変不届きな話であります、一方で、同じ警察の中で、経験を踏まえてこういうありがたい提言をされている方もいらっしゃると思います、こういうものもしっかりと吸収できるような組織であつてもらいたいというふうに思います。

ちょっと申しわけございません、時間がなくなつてしまいましたので、入国管理についてはまた次回必ずやらせていただきます。昨晩遅くまで御用意いただきましたが、失礼をいたしました。次にやります。

最後に一点だけ。

外国人の犯罪に関係をいたしまして、最近も、米国の脱走兵、軍人の犯罪、それから家族の犯罪というのがございました。これは、私、ちょっと御本人からは伺っておりませんが、社民党の照屋寛徳先生の質問主意書を入手いたしました。

この中にあるのは、米兵受刑者の処遇に関する質問主意書でございまして、米国軍人が日本で受刑をする場合に全然日本人と違う待遇を受けているということが、この答弁でも明らかにされております。具体的には、日本人の受刑者の場合、毎日という食事がされているかというのは我々も視察をして承知しているところですが、米国軍人の場合は毎日ステーキなどの肉、フルーツ、ケーキ、三食ごとのコーヒ、牛乳、日本人の場合は甘いものやフルーツなどが支給されるのはごくまれである、こういうことでありまして、全く待遇が違ふということでございます。

ることでありますので、私は、日本国内で犯罪を犯して、米国軍人であろうとこのように違った待遇を受けるというのは、この国は何なんだ、犯罪を犯された被害者や家族の思い、また日本という国の独立を考えたときに、日米同盟は大事でございますが、こういった待遇をするのは何なんだという問題意識がございまして。

この問題については、大事な問題ですので、照屋先生からも直接この後いろいろお考えもお聞きをしながら、私もまたこの次の機会にやってみようというふうに思いますが、最後に、これは私の仲間から大変見識が高いという評判の高い、通告はしてございませんが、政務官からこの問題について一言御見解をお伺いしたいと思っております。政務官、お願いいたします。

○古川大臣政務官 詳しいことをお聞きしてみたいと思っております、今委員の御指摘のとおり、支給される食事の内容が極端に違うとなれば、これは単純に考えて、日本人として名誉にかかわる問題じゃないか、許すまじきことだなというふうに感じます。

以上です。

○石関委員 私も同じように考えてこの質問をさせていただいております。

同じ犯罪を犯して、これだけ待遇が違う。日米同盟は現在の世界情勢で大事でございしますが、では、米国軍人を、犯罪者をこのように扱うのが適切かどうか。大変国の根幹にかかわる大きな問題だというふうに思いますので、今後、この問題については改めてまた詳細に御質問なりさせていただいて、取り組んでまいりたいというふうに思います。この問題は、照屋寛徳先生が詳細に調べられたことをもとにさせていただいたということも一言つけ加えていただまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○下村委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党の保坂展人です。

きょうは、命にかかわる問題を考えてみたいと思

います。

今から二年前のことなんですが、三月二十五日、ちょうど九二年が経過をしていますが、中国・昆明というところで水泳の高地トレーニングのちょうどさなかだった日本体育大学の二年生の宮嶋武広さんが、残念ながらその練習中に亡くなってしまったという事故が起きました。彼は、二〇〇五年の日本選手権の千五百メートル自由形で二位、あるいは高校総体、インターハイの千五百メートルで優勝ということで、トップクラスの大型新人だ、北京オリンピックの期待の星というふう言われていたそうでありまして、若くして、二十にして亡くなつてしまった。その才能と命を惜しみて余りあるというふうに思います。

その悲しみは、我が子を失った御両親にとつて本当に大変なものがあつたと思ひますが、もう一つ、我が子を失った悲しみ以外に、大学との対応というところで大変不信感が募つて、そして、一体どうしたことだったのか、どうして我が子が亡くなつてしまったのかということについて不信が募つて、疑問が膨らんでいるというふうに聞きました。私、実は、昨日この御両親にお会いをして、一時間ほど事情をお話いただきました。

そこで、きょうは文部科学省高等教育局の方から来ていただいておりますけれども、まず、今、大学側と御両親の側と言いが正反對になつていゝんすね。大学側は、何としても解剖をしてくれというふうに切願したと言ひ、そして御両親の方は、そんな再三にわたつて解剖というふうに言われたことはいとおっしゃっているわけなんです。かかつてきた電話で、お父さんがおっしゃるところによると、十二時間以内に解剖しないと難しいんだ、こういうふう言つていたと。そしてまた、現地に飛行機で行かれたそうですけれども、雲南省、かなり距離もあるところで、病院の裏手で、地面の上で板の上に乘せられてカーゼがかつていて我が子を見て非常に胸詰まる思いだったというところで、お父さん、解剖どうしますか、しないでございます、こういうやりとりは確かに

あつたそうです。

しかし、結果として、彼はなぜ亡くなつてしまつたんだらうか。病弱で、持病があつたなんという

ことはないわけですが、水泳の選手ですから。そういう意味で、大学のいわば練習、高地練習ですから、息をとめて潜水を何往復か繰り返すという訓練の中で亡くなつたそうです。引き揚げた段階ではまだ心臓はかすかに動いてたし脈もあつた、

こういった証言も出てきています。

文部科学省は、なぜこの宮嶋武広さんが亡くなつたと認識をしているんでしょうか。これは病死なのかあるいは事故死なのか、どちらなのか、簡潔にお願いします。

○久保政府参考人 先生御指摘の今の件につきましては、まさに現在司法の場で係争中でございますので、その病死か事故死かというのは一つのポイントになってございます。

私もといたしましてはその事実について確認するという立場にはないわけでございますけれども、日本体育大学に当時の事情を聞いたところでは、死亡されたときに、現地にいたコーチが御両親に電話いたしました。原因究明のための解剖が望ましい、死亡の究明が可能なのは四十八時間以内であるとの中国の医師の見解を伝えられました。解剖の意思を確認いたしました。御両親は、先生がおっしゃられたように、気が動転されておられて、明確な回答をいただけなかったと聞いております。

また、現地に御両親が到着された際にも監督が御両親に同様のことを説明されましたが、解剖はしないで一刻も早く搬送、帰国したいと言われたと聞いています。

○保坂展委員 続けて聞きますけれども、もし心臓に疾患などがあつて、その発作が水中で出たという場合、これは病死ということになるんでしょうか。そうではなくて、高地における潜水トレーニングということでは、酸素が薄い上に、酸欠状態になることは考えられます。つまり、病死であつた場合と事故死であつた場合、大学の管理監督責任の扱いは違つてきますか、その点だけお願いします。

○久保政府参考人 お答え申し上げます。対応につきまして、今、病死か事故死かによって対応が違つてくるかどうかということでございますけれども、例えば保険という意味におきましては、それが出るか出ないかという違いは出てくると思ひます。

ただ、対応につきましては、保護者に対して懇切丁寧に御説明するというような道義的な責任は同じだと思ひますが、法的な責任という意味では、いろいろな形態がありますが、一概には、決定的に違つかどうかというのは、今のお話だけでは文科省としても申し上げられないという状況でございます。

○保坂展委員 鳩山大臣にも後で感想を聞きます。

私は、やはり事故死だった場合は、それ相應の管理監督責任ということをお問われるんだろうと思ひます。一方で、病死だった場合は、そのタイミングで病気が発症した。これは中国側のカルテでは突然死となつていそうですね。突然死、突然亡くなった。死因はというと、わからないわけですね。

お聞きしますけれども、御両親とお話をしていて、大学の方が息子さんをお迎えに行く費用、遺体を日本に運んでくる費用そして葬儀費用などを出したというふうな思つていらつしたようなんです。ところが、しばらくたつて、保護者会の積立金の方から一千万が払われている。

保護者会のこういう予算が書いてあるんですけれども、弔慰金の予算は五十万円ですね。一千万というお金は保護者会から出された。一体何に使われたのか、明細はわかりますか。

○久保政府参考人 この一千万につきましては日本体育大学に聞きましたところ、内訳をいたしましては、学友会に手配いたしました御両親等の渡航費用が百七十七万七千円、葬儀費用が五百九十三万円、追悼文集の費用が七十万円、また、御両親

に支払つた四十九日のお見舞金が百万円と聞いてるところでございます。なお、学生が法要に参加する際の交通費等として十二万六千円の経費がかつた、合計九百五十三万三千円の費用がかつた、と聞いているところでございます。

なお、保護者会等から学友会に支払われました一千万円の差額の四十六万七千円につきましては、学友会から保護者会に返されたと聞いております。

以上でございます。

○保坂展委員 大学の法人の方は負担をしないで、学友会というのは、クラブ、運動部をまとめている組織だそうですね。それから水泳部葬といふことで五百九十三万ですか、大変な高額な費用がかつたと思ひますが、さらに不思議なことがございます。こちらなんですけれども、学生教育研究災害傷害保険。これは一ページめくると、高等教育局学生支援課長村田さんのごあいさつが出てきます。文科省の所管の日本国際教育支援協会といふところもかんでいられるわけですね。審議官、いいでしょうか。

それで、私、非常に不思議なことをきのう聞いたんですよ。つまり、事故であるクラブ活動中の補償もあるんです、この保険には。しかし、病死だと支払いはゼロである。ところが、これを大学側がかけ合つて、保険会社に特別の計らいでお見舞金として三百万を出していただいた、そして保険金という名目で振り込んでいられる。そういうことはあり得るんでしょうか。つまり、形は病死だけれども、本来これは事故で保険が出ていれれば一千万ですよ。どうも釈然としない。そして、振り込みましたよという連絡も大学はしてこなかったという話なんです、いかがですか。

この文科省所管法人のもとで、全国の学生にいろいろなことがあつちやいかぬということ、団体保険で運営されているでしょう。特別の計らいとか、お気持ちでというお見舞金も出る保険なんですか。

○久保政府参考人 日本体育大学から聞いたところ

ろでございまして、大学が学生全員を対象として加入しておりました先生御指摘の学生教育研究災害傷害保険に付しまして大学から保険金の支払い申請をいたしました。死亡事由が突然の病死のためだということで、この保険適用はできないということでございます。しかし、大学側の折衝の結果として、御両親に対し、保険金としてではありせんけれども、三百万円の支払いがあつたというふうなことでございます。

この保険金を支払ひましたのは民間の保険会社でございます。具体的には保護者、御遺族と保険会社との関係の話でございます。具体的にはどのような判断がなされたのかにつきましては、文部科学省としては確認する立場にないということはお理解いただけるかと思ひます。

○保坂展委員 次に保険法の審議もやるんですね。いや、御遺族は保険会社に交渉していませんよ、大学がやつたんですね。保険が掛けられているので、水泳の特訓で亡くなつたのなら一千万ですよ、ここにあるように。ところが、病死扱い。しかし、それじゃ悪いのでいって、水面下でネゴシエーションして三百万。

鳩山大臣に伺ひますが、オリンピック、もし彼が元氣だったら北京で活躍した可能性もあるんですよ。長いこと文部大臣も鳩山さんはやられていまして、長いこと文部大臣も鳩山さんはやられていまして、日本大といふのは大変多くのメダルをとつてきている大学です。スポーツの名門ですよ。非常に華やかで、そしてスポーツライต์が当たる世界ではあります。一たび暗転すると、ルールがあつてなきがごときになつていると私は感じるんです。

保護者会からの一千万というのもちよつとわからない、そして今の保険の話も聞かれて、すつきりと了解はされないと思ひます。どういふふうにかつたか。

○鳩山国務大臣 今先生と文科省のやりとりを聞いておりまして、すつと胸に落ちていらない、何

かあいまいなものが残るような気がします。

すなわち、大変有望な、メダル候補とも言われる選手が高地トレーニング、高地トレーニングというのは当然ある程度の危険性を伴う。それは全日本で二位になるような方でも、もし例えばちよつと心臓に若干なりとも欠陥があれば、複合で亡くなってしまうということもあるかもしれない。

病死なのか事故死なのか、非常に難しい問題だと思ひますが、私は、もちろん国がスポーツ、オリンピック強化等は丸抱えで全部やるという方法もあるでしょうが、この場合、日体大がすべての責任を持つてやっていたとするならば、やはり高地トレーニングの持つ危険性のようなものは十分選手や御家族には説明をしておくべきだったと思ひますね。何かちよつと、大学が逃げているような印象をちよつと頭に浮かべてしまいます。

○保坂(展)委員 刑事局長に伺いたいんですが、これは国外で起こったことでありますから、日本の法令の適用というのはないのかもしれないですね。ただ、報道等でもこれは繰り返し注目をされておりました、事故が起きました、彼は亡くなつてしまったというときに、コーチさんが日本に電話をした。電話をして、監督とのやりとりの中で、その監督がさらに上の責任者の話として、こちらからは、つまり大学側からは解剖を持ちかけないようという指示を受けたと証言をされているんですね。この証言が本当だとしたら、これは本当にいただけではないな。我が子をすぐに解剖してくれと言ふ親はなかなかいません。日本に帰つてきてからだつて十分その死因を探ることはできたのではないかと思ひますし、この点、見解はいかがですか。

○大野政府参考人 そうした電話のやりとりが例えば道義的にどうかという点については、私の方から申し上げることはできません。

刑法上の関係等につきましても、これもまたちよつと、余りにも事実関係がはっきりいたしませんので、この段階で、仮にそれが事実であった場合にどういふことになるかという点について

も、ちよつとご答えは差し控えていただきましたというふうに思ひます。

○保坂(展)委員 では、大臣に、いかがでしようか、今局長は、これは仮定の話だからと。私は、今細川先生が熱心に進めておられる死因究明のお話もありますけれども、遺族の心痛を本当に推しはかりながら、丹念に真相究明した方がいいですよというのを貫くのが教育関係者の責務であり、もし反対のことがあつたらそれはやはりいいけないというふうに思ひますけれども、いかがでしようか。

○鳩山国務大臣 細川律夫先生が大変熱心をやつておられる死因究明の問題、これはちよつとこの問題と外れますけれども、私は先生の基本的なお考え方は正しいと思うわけで、行政解剖と司法解剖と行つたり来たりというような形でいいんだらうか。やはりそれはもつと専門的な機関がごとくあつて、検視をきちんとできる人間あるいは解剖できる人間が余りに少ない、法医学というものの普及が日本では全くだめだということから考えていかなくちやいけないう問題なんですけれども、今のこの保坂先生のケースの場合は、外国の高地で起こつたということもあり、これは少なくとも犯罪による死ではないわけですから、司法解剖が行政解剖かといえはそれは行政解剖の世界になるんですが、どこまで究明できるのか、私、医学的な知識もないからよくわかりません。

ただ、私、かつて文部大臣をやらせていただいた者として考える場合に、私立学校、私立大学、学校法人とその学生と生徒の関係というのは、特殊な、格別の関係にあると思うんですね。会社の社員というのとまた違うと思うんですね。それは、学納金を払う、私立大学が教えるというのか、人格の完成を含めて、スポーツも含めて、学問も含めて、立派な社会人になるように、立派な国民になるように育て上げていく義務を負う。これが契約関係であるのかどうか、それは一種の契約関係なんだと思ひますが、私は、私立大学とか学校法人というものとその傘下の生徒、学生というものは

格別の関係にある、格別の関係ということとは、大学は全面的に責任を負うべきものだと思います。

○保坂(展)委員 スポーツの世界だからこそ、本当は起きてはならないことがあつても、しつかりルールを守つてやつてほしいと思ひます。法務大臣の趣旨もそうだったと思ひます。

もう一点、刑事局長に、これは一般論で答えていた方がいいんですが、大学側にとって不利な証言、つまりは、緊急措置みたいなことが、プールでどういう状態で亡くなつたのかという事実はわからないわけですが、もう遺体もないし、要するに一緒にいた学生の証言がいろいろ出てくるわけなんです。その証言者に対して、おまえはその証言を撤回しないと損害賠償請求を起すぞ、金額はこれだけだぞ、そういうことがもし仮にあつたとしたら、これは許されないことですよ。強要ということになりますか。一般論で答えてください、強要というのはどういふことですか。

○大野政府参考人 強要は、まさに義務なきことを強いて行わせることになるわけですから、ただ、実際に今おっしゃられたようなことが強要罪に該当するかどうか、これは具体的な証拠関係によるわけで、お答えは差し控えていただきます。

○保坂(展)委員 今ずっとやりとりさせていただきましたけれども、本当に、オリンピックを前に二年前に亡くなつた宮嶋さんに心から哀悼の念を述べたいと思ひますし、またこういうことが二度と起こらないように、スポーツのトップエリートを出する大学であればこそ、しつかりと原因解明をしてほしい、でき得ればその両親と訴訟向き合うのではなくて、しつかりと話し合つて信頼を回復してほしいということをお願い申し上げます。

大臣、死刑の執行がございました。私もずっと議論をさせていただいていますが、私もきょうは短い残り時間で、十二月十八日に国連総会で、これは本会議で死刑の執行停止決議が採択されているんですね。多数国は賛成、日本は反対でございました。しかし、日本は反対であっても、国連

決議の趣旨は尊重するべきだと。

はつきり言つて、この四月で十人もの執行をされた。一回目は決議の前ですね。三年前、四年前は一人ない二人という時代も続いていて、日本が逆に、今まで十人、二十人という執行件数を持つてきて、それをこの国連決議で二人とか一人にするのであれば、これでも執行には変わらないわけですが、十人という人数ということやはり大変な人数。

国連決議の趣旨に真つ向から、日本は執行の事実をもつて、これは全く拘束されないよというふうな言い続けるという意思があつてやられていくのか、国際関係、国連総会での議論をどう踏まえていらつしやるのか、お願いいたします。

○鳩山国務大臣 死刑執行に関して国連総会の決議があり、日本は反対票を投じて五十四票、賛成は百四票ということで、これは可決をしておりません。

それまでも国連では、委員会レベルでは毎年のように、死刑を廃止しようか執行猶予でしようか、そういう決議がなされてきたことも知つておりますし、死刑存置国と廃止国との数がいりりろな形で変わつてきていることも私は知つておりますし、また保坂先生あるいはその関係者の皆様方ともお話し合ひいたしましたし、アムネスティの方ともお会いいたしました。

つい四、五日前、今週でしようか、EU二十七カ国の大使の方に招かれて一時間ばかり講演と質疑応答をいたしました、私の死刑に対する考え方を述べましたが、非常に率直でよくわかりました、とにかく冤罪死刑のようなことだけは絶対にないようというのが彼らの方から言われた唯一の意見でもあつたわけでございます。

そういう国際的な流れ等は十分理解はしておりますが、私は、死刑の執行あるいは死刑という制度を持つかどうかというのは極めてドメスティックな問題であつて、その国の歴史、伝統、文化等に根差した固有の制度あるいはそれを定める権利をその国民は持つていてと思ひまして、したがつ

て、国連総会の決議に我々は縛られるものではないというふうに考えております。

我が国の法制において、死刑制度が存置されており、法治国家でございますので、その制度がある以上、私は肅々とみずからの任務を果たしていく、今さら申し上げるまでもなく、刑法、刑事訴訟法等の法律にのっとって肅々と、極めて慎重にやらせていただくというふうに思っております。

この場合、一つ考えなくちゃいけないことは、国内世論だろうと思います。仮に国内世論の過半数あるいは大勢が、鳩山さん、死刑は執行すべきじゃありませんよと六割、七割の方がおっしゃれば、私は死刑をほとんど執行しないということは十分考えられると思いますが、現在、世論も執行を望んでいる、そういうものは背景としてございます。

○保坂展委員 大臣はそうおっしゃいますけれども、フランスでもイギリスでも、死刑を廃止した段階でいきなり世論が廃止に傾いていたという国は、ヨーロッパでも実はないんですね。世論の大半は存置、政治の側の、例えばミッテラン大統領が公約を掲げて廃止をしていくわけなんです。二十七年のEUの大使に私も今度、議員連盟でもお会いする予定なので、聞いてみたいと思います。

時間が短くなってきましたが、二点だけちょっと伺います。

また国連総会がことしもあるわけですね。日本は、一種の国連総会の議決に対抗する形で、二月二十五日に、日本や中国、北朝鮮やイスラム諸国会議機構やビルマ、タイ、シンガポール、バハマ、ジンバブエという国で、いかなる国によっても死刑制度については干渉されないという、これはちょっと予告をしておりますので、実は国連事務総長に口上書というのを出されているんですね。大臣、それは御承知のことでしたか。

○鳩山国務大臣 不敏にして存じておりません。

棄権をした国などに働きかけて、国連でその活動をしているというところをお知りいただきたいのと、最後もう一つ、アメリカなんです。死刑といえは、相当数の執行があるのは中国でしょう。もちろん北朝鮮もあるでしょう。そして、アメリカも死刑大国ですね。

そして、これはアメリカで、二〇〇七年、昨年の九月に連邦最高裁が、ケンタッキー州の死刑確定者が提訴したんですが、これは何を提訴したかというと、薬物カクテル、アメリカの場合は薬物注射ですね、これが残酷な刑罰、修正八条に残酷で異常な刑罰を禁止するという、憲法違反じゃないかという訴訟を提起して、連邦最高裁にいろいろ提訴される事件はあるでしょうけれども、これを受理して、受理をした途端、三十六州でこれをやっているものから、死刑執行はこの連邦最高裁の司法判断を待つて今とまっている、行われていないんですね。このことを御存じでしたか。

○鳩山国務大臣 アメリカのいろいろな州によって、こういうことがあった、ああいうことがあったというところは随分報告を受けているんですが、今先生御指摘の件は報告を受けておりません。

○保坂展委員 死刑について、世界の世論が変わってきているだけではなくて、アメリカの確定する数、執行の数も減っているんですね。そして、この連邦最高裁の動き、日本は絞首刑でございますから薬物とはまた違いますし、しっかり我々も注視をしていきますし、これは法務省刑事局としてもぜひ大臣に伝えていただきたいと思っております。

○下村委員長 次に、滝実君。

○滝委員 無所属の滝実でございます。きょうは、大変長い時間をちょうだいいたしましたので、少し今までと違ったことを質問させていただきますかと思っております。

まず、最近また、あちらこちらで振り込め詐欺の新たなものが出てきているように思うんです。そこで、警察庁の方からきょうは刑事局長さんにおいでいただいておりますので、早速お尋ねをした

と思うんです。

今までこういうものは、数年前にあったけれども、もうこういうのは大体鳴りを潜めたかな、こういうふうになっているところが、またふえてきた。しかも、どうもだんだん巧妙になってきているんじゃないかなという感じがいたします。単純にお金を百万円出せとか二百万円出せということじゃなくて、どうも、自動振り込み機を舞台にして、そこへいわば善良なる市民を呼び出して、そして電話で指図をしながら自動振り込み機を操作させる、こういう事件があるようでございます。

我が奈良県でも多少ふえてきていると思いますけれども、全体として、直接的な金を出せという電話をせずに、機械を操作する。しかも、操作する際に、逆に向こうの方から、おまえの口座に支払わなきゃならぬお金があるからそれを支払いた、したがって口座番号を教えろ、ついてはそこでもって待つてくれ、自分が電話で指示するとおりに機械を操作してくれ、こういうことです。お金を出せと言つと、これは今までの振り込め詐欺なんですけれども、逆に向こうから、お金を払つてあげる、今まで支払いが不足している分があるから払つてあげる、こう言つてくると、だれしもああ、そうかといつてその機械の前へ飛んでいくんですね。そういう詐欺です。

そういうことも含めて、警察の方から最近の状況を教えていただきたいと思うんです。

○米田政府参考人 振り込め詐欺というのは、もともとそれ詐欺といふことで、おばあちゃん、交通事故に遭つてしまつてというようなことがございました。そういうことでまして、お金をとる。それから架空請求、何かネットでいろいろなサイトをみているからそのお金の振り込み、それから融資保証金名下にお金をとるとかございました。

最近、委員御指摘のとおり、還付金詐欺というのが非常に勢いふえてきておりまして、これは、最初、平成十八年の半ばぐらいに目立ち始めまして、昨年の十月時点でもう三百件を超えまし

た。ことしの二月時点で、六百件に達しております。

これは、最初、税務署の職員を装つて、税金の還付が受けられますと。そして、そういう電話をまず受けた方は、これはお年寄りが比較的多いんですけれども、ではどうすればいいんですかと。そうすると、携帯電話を持ってATMのところまで行つてください、ATMでこういうふうな操作するんですよ、はい、次はこのボタンを押すんですよ、次はこのボタンを押すんですよ、はい、これであなたの口座に還付されますと。実はその逆で、その被害者の口座から相手にむしろ送金をしてしまつたというものでございます。最近、税務署だけではなくて、社会保険事務所を名乗るものもふえてきているという状況でございます。

そういうことで、振り込め詐欺全体は、大体平成十五年ごろから認知され初めまして、平成十六年に最高の件数、二万六千件、被害総額二百八十四億というところまで達しました。それから、取り締まり、いろいろな被害防止策をとりましたけれども、昨年中、減りはしましたが、一万七千九百三十件、被害総額二百五十二億円ということでございますが、相変わらず高水準で推移しております。

そして、先ほど申しましたように、還付金詐欺が最近目立ちまして、月別に見ますと、最近、再びまた増加傾向にあるという状況でございます。

○滝委員 それで大体わかりました。

私の知った事件も、税金の還付金じゃなくて、年金の支払いが計算違いで抜けておりました、一年間抜けておつたのでそれを支払います、こういうことでございますから、その電話を受け取つた方は、ああ、そうか、考えてみたらそうかも知れないと、行くんではないですか。まことに巧妙でございます。この人は、たまたまATMの操作をしているときにどうも何かおかしいということを感じがついて、それで、それから社会保険事務所に電話したりなんかして確かめて、だまされた、こういうことで、実害はなかったということなんで

す。

実際に今までマスコミで聞いてきた、あなたのお子さんが事故を起こしたから百万円出せとか二百万円出せとか言うのと、それはもう詐欺だと思われる、渡っているんですけれども、とにかく不足分を入れ込むからATMの前で待っていてくれ、こうなると、大体みんなそれに飛びつくよというのか、当たり前の話になっちゃうんですね。ですから、これをもう少しやはり周知徹底するというのか、そういうことをまたやらないと、どんな被害が大きくなるんじゃないだろうかと思うんです。

それから、この人の場合はたまたま途中で気がついて、社会保険事務所に電話して確認をした、そしてその結果を警察にも話した、こういうことなんです。ところが、本人も実害がないから余り切迫感がないんですね。それから、受け取った警察の方も、実害がない、相手の方は相当巧妙ですなというて、お互いに犯人をたたえ合うような話で終わってしまうんですね。ところが、これは考えてみれば詐欺罪の未遂です。未遂どころか、間違えたら、本当にそのままお金をとられるところなんです。

そういうことについては、こういう話を聞いた警察はきちんと、やはり本人とともども、どうするかということの手を打たなきゃいかぬだろうと思うんですけれども、その辺のところはどうなっているんでしょうか。

○米田政府参考人　まず、警察といたしましては、既遂であれ未遂であれ、検挙をしようというんです。ただ、未遂の場合は届け出てくる方が極めて少ないということもございまして、全体の数字としては既遂のものが圧倒的に多いわけでございます。

ただ、未遂のものでも、警察として把握いたしますと、個別の事案によって違いですが、一般的には、口座の凍結依頼を金融機関にかけましてそれ以上の被害拡大は防止をする、それから使用している携帯電話がわかれば、それに対してもこちらで把握してさまざまな追跡をするということになります。

しております。

○滝委員　とにかく、また景気の方が落ち目になってくるし、それからまた年金の問題が出てくる、こうなってくると、ちょうどいい舞台装置ができ上がった状況になってきておりますので、できるだけ警察の方もこういう人たちと一緒に対応してもらいたいというのをアナウンスしないといけないものではないかと思っております。その点はよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

警察の方はもう結構でございます。ありがとうございます。

次に、以下、ちょっと時間がありますので、矯正作業に関連いたしましてお伺いをいたします。既に山口県的美祿の刑務所で、いわば民間企業というのか、民間の力もかりて運営をし出す、そして恐らく矯正作業、所内の作業についてもアドバイスを受けるというのか、お手伝いをしてもらっているだろうと思うんですけれども、そういうことの結果、矯正作業と民間との連携が今どういうふうに変わりつつあるんだろうかというふうにも期待をいたしておりますので、その辺のところを少し御紹介いただきたいと思っております。

○梶木政府参考人　今お話にありましたように、PFI刑務所として動いているのが三施設ございます。ことしの十月からもう一施設動く予定にしております。この三施設で見ますと、四十二社から作業を導入してもらっております。四月十日現在で、千七百四十六名が就業しているという状況でございます。

普通の施設であります、刑務官である作業技官が外の業者と折衝いたしまして作業をとってたりするわけですが、PFI刑務所におきまして、PFI事業者が作業についても工夫をし、外から契約をとってくるということになります。その結果、伝統的に我々が得意としてきた分野よりも高度な、新しい分野について作業を獲得し、あるいは職業訓練をする可能性が広がってきているというふうに考えております。例えて申しますと、自動車部品の製造作業を導入している、あるいは職業訓練ではございますけれども、コンピュータープログラムのシステム設計、こういうものを美祿で導入してやっております。

ことし十月から動く島根あさひにおきましては、地元の産業に林業というのがございまして、この林業に島根あさひの受刑者を出して、地元の産業を支えるという形で刑務作業を実施したい、そういう計画を今立てておるところでございますので、総体的に申しますと、これまでよりも可能性が広がっていく、そういうことを期待しているというところでございます。

○滝委員　刑務所の中のいわば受刑者もだんだん高齢者が多くなってくる、その一方で、今度は刑務所の所内でやる仕事もなかなか新しく開拓していく、こういう時代になってきて、今お聞きしますと、新しい分野が出てきているというのはなかなか大したものだな、こういう感じがいたします。

そういう中で、今島根では林業まで進出する、こういうことでございますけれども、もともと日本全国、刑務所で農作業をやってきたケースはかならずあります。今でも北海道の一部にはまだ残っていると思えますし、それから少年院なんかでも、静岡の少年院ではお茶をやっているとか、そういう本来伝統的に昔やっていたのが、どうも刑務官の仕事がえらい、やはり屋外だとなかなか簡単に監視ができないということもあって、なかなか難しいんだと思うのでございます。

片や、今の林業の問題、それから全国的には耕作放棄地がふえてきている、こういう状況の中で、農林業へのいわばアプローチというのはかなり、刑務所としてはなかなか手が回りかねるけれども、新しい分野としてはあるんじゃないだろうかと思っておりますけれども、そんなことはどういうふうにか考えているんですか。

○梶木政府参考人　今お話にありましたように、刑務所が広い土地を持っていたということもござ

いますし、それからつくったものを自分たちで食べる、自給自足というようなこともございまして、全国的に農業というのが刑務作業としてかなりのパーセンテージを占めていた時代もございました。現時点で見ますと、農作業としてやっておりますのは農耕、畜産そして林業ということでございまして、昨年末の時点で申しますと、全国二十四の施設で二百九十一人が就業しているというのが現状でございます。

農業をやりますと、作業一般についてありますような勤労意欲の養成というような効果に加えて、やはり命のあるものを育てるということでも情動的な教育にもつながる、あるいは開放的な農場で作業させるということでも責任感あるいは自立の精神を養うということ、プラスアルファの効果というのかなりあったというふうに我々は考えております。

今お話にありましたように、やはり施設の外での処遇ということで、我々が一番心配しておりますのが逃走事故の防止ということでございまして、刑務官の人数問題もありまして職員配置が苦しくなっているということ、最近では、職員配置に問題の少ないいわゆる敷地の中で行う農業、こういうものを中心にして工夫をしていくという努力をしているところであります。

○滝委員　いろいろ工夫をされているということでございますけれども、昔、いわば相当中心的な刑務作業であったものが衰退している、それをもう一遍やはり見直すということも必要じゃないだろうか、こういうふうにも思っております。

次に、今、四月から後期高齢者医療制度がスタートしたわけでございます。ある意味ではとんでもない制度なんですけれども、しかし、考えてみれば、受刑者は相当な年になってきている、恐らく刑務所の中で医療というものは相当なウェイトを持つてきている時代。したがって、保険制度としての医療制度がどうかというよりも、むしろ刑務所の中で健康管理をどうするかということだと思

この後期高齢者医療制度は、四十歳ぐらいから有名なメタボ検査をやらないかぬとか、要するに生活習慣病を中年の時代からスタートさせる、こういうことでもありますから、こういった点について、刑務所はどういうふうに対応を考えているんでしょうか。

○梶木政府参考人 社会が高齢化をいたしまして、刑務所の中も高齢化の波が押し寄せてきております。六十五歳以上あるいは六十歳以上の高齢受刑者の数がふえるとともに、今お触れになりました、いわゆる生活習慣病を持った受刑者の数がふえてきております。

我々のところでは、専門家の方々にカロリー計算等していただいて、そういったバランスのいい食事を提供するようになっておるわけでございますが、それとともに、受刑者がまず刑務所に入ってきた一番最初の時点で健康診断をいたします。そして、その後は一年に一回というような割合で健康診断をしていくわけでございます。それとともに、今申しました生活習慣病、そういったことにも意識を向けてもらおうということで、保健医療に関する教育というのを入所時の教育として実施しております。

今後、今お話しになりましたような生活習慣病に関する特定健康診査等が実施されるということになっておりますので、我々の方でも、刑務所内部の健康診断の項目というのを見直しながら、被収容者の高齢化あるいは健康状態の変化に対応していきたいというふうに考えております。

○滝委員 厚生労働省は、今度の後期高齢者医療制度で、これから二十年間で、今の七十五歳以上の人の医療費十一兆円を、このままいってしまつと三十六兆円になる、それを二十兆円ぐらいまでに抑えよう、こういう計画のようですね、そのとおりいくかどうか知りませんが、それから、高齢者に対する医療は相当抑えぎみにしていいかなとなかなか財政がもたない、こういうことが危惧されているわけです。

きた人が若ければ、若い時代から恐らく規則正しい生活をしていきますから、ふしだらな生活とは、塀の外とは違いますので多少は違うと思いますけれども、その辺のところを意識しておやりになっていただかないと、視察した限りにおいては、なかなか刑務所も大変だという感じを受けますので、その辺のところはの際取り組んでいただいた方がいんじゃないろう、こう思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから次に、刑務官。刑務官が団塊の世代をお迎えになっている、こういうことを聞くんですけれども、この人たちが抜けた後どうするのかというところもこれあり、その辺のところは、刑務官のOB対策といいますが、団塊の世代の後始末というものをどういうふうにお考えになっているかをお聞かせいただきたいと思っています。

○梶木政府参考人 今御指摘がありましたように、我々の組織でも団塊の世代の大量退職が始まっております。一方で、御承知のとおり、この数年の過剰収容に対応するために相当数の増員を認めていただいておりますので、全体の定員がふえてきております。

その結果として何が起きているかというと、このままほっておきますと、上がいなくなつて、若い下の世代が大きく膨らんでくるということと、実を言うと、処遇技術とかそういった伝統の継承、あるいは全体的な警備力、処遇力の低下ということとを少し恐れておつたわけでございます。

そこで、この若い方々の教育というのを最優先して取り組まなければならぬと考えておつたわけでございますが、国家公務員法にありますが、定年退職者等の再任用の制度を使いまして、退職する方々に一年残つていただいて、そして若い人たちの教育に当たつていただく、そんなようなことを考えたわけでございます。

平成二十年の春の数字で申しますと、定年退職をした刑務官が四百十四名いるわけでございますが、そのうちの百七名を再任用させることができました。

このことによりまして、今申しました、長年培ってきた経験、知識というものを若い人たちに継承させてもらうということ、そして急激な世代交代というものを緩和させたいというふうな考えで、努力しているところであります。

○滝委員 今のお話を聞いてわかるんですけども、刑務官の仕事というのはやはり年が入つてこないとなかなか受刑者との接触が難しい、こういう世界ですから、そういう意味では、再任用というのとはなかなかの制度だと思ひますので、そういうふうな格好で刑務所の中の管理が承継されていくというのはいいかとどうも私は思ふんです。

それから、それに関連しまして、多くの人たちが定年で、今お聞きすると四分の三はそのままやめていくんですね。せつかくのノウハウを持つているこの人たちがそのままほっておくのは、もったいない感じがするんじゃないでしょうか。ですから、この人たちが出所者の何か力になれるようなことはできないだろうか。出所しても仕事につくのがなかなか難しい、民間企業に引き受けてくれと言つたつてそう簡単に引き受けられないというの、やはりリスクがあるからだと思います。

したがって、やめていられる刑務官を何か出所者が就職するときに役に立てるような方面で考えていけないものだろうかということには私は前から考えているんですけれども、なかなかそういう格好には話がまとまりにくいものですから、その辺のところをお考えいただいた方がいんじゃないだろうか。

これは矯正局と同時に保護局の問題でもあるわけですから、ちよつとその辺のところは両局から話をお聞きしておきたいと思ひます。

○梶木政府参考人 今お話しした中で、まず、刑務所から出て行く人たちの再就職、就労支援に力を入れないとなかなか再犯防止ができないというのは、そのとおりであろうと思ひます。その点につきましては、厚生労働省と連携をい

たしまして、刑務所出所者等総合就労支援対策というのを平成十八年度から始めているところでございます。

二、三紹介させていただきますと、ハローワークの職員の方に来ていただいて、施設内で就職相談をしていただくというようなこととか、あるいはキャリアコンサルタントといった就労支援スタッフを刑務所に配置して、そして実際に就労支援をいただく可能性のある企業主との間の連絡調整をしていただくとか、あるいはビジネスセミナー講座とかSST、こういったことを施設の中で受刑者に対して教えていくことをやってきております。

一方で、我々の施設の外にある企業に対していろいろお願いをいたしまして、協力雇用主というふうには呼ばせていただいておりますけれども、ぜひとも技術のある受刑者については出所後雇っていただきたいということで、随分雇つていただいております。

今お話の出ました職員についても、我々、同じようなことを考えておるわけでございますが、一つには、やはり個々の職員が、自分自身の就職の希望とかあるいは生活設計というのがあるもので、なかなか画一的にできないということもございします。我々と今申しました外の企業とは、協力雇用主ということで、仕事で結ばれておりますので、なかなかそこに我々の職員をお願いするというのは、一般の国民の方から見るとどう見えるのかというようなこともございまして、皆さんができる限り希望に沿つてうまくいくような努力をしたいというふうに考えているところでございます。

○西川政府参考人 まず、保護局関係の、出所者等の就労支援関係について先に御説明を申し上げます。

保護観察所におきましても、出所後直ちに職につかせることが再犯を防止するために極めて重要であると考へておまして、無職の出所者等に対する積極的な就労支援に取り組んでいるというこ

とでございます。

具体的には、保護観察所と公共職業安定所が就労支援のチームをつくりまして、就労可能な無職の刑務所出所者等を選定いたします。その上で、就労支援の対象者を試行的に雇用した事業主に対する試行雇用奨励金を支給したり、あるいは対象者に対して事業所での職場体験講習、就労セミナー、事業所見学会を開催する、あるいは就職時に身元保証人のいない者に対して身元保証を行う、このような各種支援制度がございますので、この各種支援制度を活用しながら、就労に向けての取り組みを実施しているところでございます。

また、こうした者の雇用の確保には、犯罪前歴があることを承知で雇用していただいている雇主の協力が必要ですので、その拡大についても積極的に取り組んでいるところでございます。それから、先ほど、保護観察官OBの活用がでないかという御質問がございましたけれども、現在、刑務所を出所して身元のない者は、その多くは民間の更生保護施設で一時的に受け入れるということになっております。また、民間のボランティアの業務として保護司の業務がございますが、保護観察官のうちの一定部分は、その後、更生保護施設の中でその仕事に従事する、あるいは保護司として引き続き更生保護の役割に従事するという者が多いということをつけ加えておきたいというふうに思います。

○滝委員 民間の保護施設もなかなか最近では立派なものに改築されているんですけども、問題は、そこへ入っても就職先がないというのがやはりネックになって、なかなかそこにずっと続けるということができない状況なんです。ですから、やはり就労対策というのを相当骨を折っていただかないと、これはなかなか難しいと思います。今お話がありましたように、刑務所の中の所内作業は民間企業の協力を得ている仕事をもたらしてくる、しかし、その仕事をくれている民間企業が今度は出所者をちゃんとそこでもって働か

せてくれるかというところ、それはなかなか逆にまた難しい、こういうことでございますから、本来の協力企業が出所後の人たちに對する協力企業にはなかなか得ない、そこに就労対策の難しさがあると思うんですね。

これはやはり法務大臣が少し力を入れていただかないと、再犯防止あるいは再々犯防止、もっとそれ以上に何回もリビートをされる方がおいでになるのですから、やはりその基本は仕事なんだと思います。そのところ、法務大臣の決意を伺いしておきたいと思っております。

○鳩山国務大臣 滝先生おっしゃるとおり、再犯防止ということが治安の回復の最大のかぎでございます。まして、例えば刑務所に入っている態度がよいということでは仮釈放される、その方々が五年以内に再び犯罪を犯すパーセンテージが四割弱と言われています。また、満期出所、つまり模範的な方々が五年以内にもう一回犯罪を犯す率が何と六割と言われているわけです。そして、先生から御指摘いただいているように、例えば保護観察対象者の再犯率、無職者の再犯率は有職者の五倍以上、つまり仕事がないと、仕事がある人の五倍以上に上がっている、こういうことでございます。

犯罪の未然防止とか、さまざまな課題はありますが、法務省が取り組まなければならない最大の課題が、仮釈放あるいは出所した人、未成年者であれば仮退院、満期退院もあります。こうした方々にどうやって仕事を与えて、場合によってはさらに人間を改善更生できるか、このことにかかっていると思っております。厚生労働省と連携した就労支援対策も行ってありますし、また、私からお願いをして、平成十九年十二月に甘利経済産業大臣から中央の中小企業三団体に対し、刑務所出所者等に雇用機会を提供していただくことについての協力要請文書を出していただいた。

こういうことで、今先生御指摘の、百一でしようか、百余りある民間の更生保護施設にも十分な予算をつけて頑張ってもらわなければなりません

し、福岡とか京都で反対が起きております自立更生センターも、北海道の沼田あるいは福島ではでき上がるので、これらも充実していきたいと思っております。

見直し、保険契約者等は保険者から質問された事項について告知すれば足りることとするにとともに、保険募集人による告知妨害等があった場合の規定を新設することとしております。

○滝委員 ありがとうございます。終わります。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○下村委員長 次に、内閣提出、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。鳩山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

次回は、来る十五日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時十九分散会

保険法案

保険法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	
第二章 損害保険	
第一節 成立(第三条・第七条)	
第二節 効力(第八条・第十二条)	
第三節 保険給付(第十三条・第二十六条)	
第四節 終了(第二十七条・第三十三条)	
第五節 傷害疾病損害保険の特則(第三十四条・第三十五条)	
第六節 適用除外(第三十六条)	
第三章 生命保険	
第一節 成立(第三十七条・第四十一条)	
第二節 効力(第四十二条・第四十九条)	
第三節 保険給付(第五十条・第五十三条)	
第四節 終了(第五十四条・第六十五条)	
第四章 傷害疾病定額保険	
第一節 成立(第六十六条・第七十条)	
第二節 効力(第七十一条・第七十八条)	
第三節 保険給付(第七十九条・第八十二条)	
第四節 終了(第八十三条・第九十四条)	
第五章 雑則(第九十五条・第九十六条)	
附則	
第一章 総則	
(趣旨)	
第一条 保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。	
(定義)	
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
一 保険契約、保険契約、共済契約その他のいかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が	

一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付(生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあっては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。)を行うことを約し、相手方がこれに對して当該一定の事由の発生の可能性に應じたものとして保険料(共済掛金を含む。以下同じ。)を支払うことを約する契約をいう。

二 保険者 保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者をいう。

三 保険契約者 保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう。

四 被保険者 次のイからハまでに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イからハまでに定める者をいう。

イ 損害保険契約 損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者

ロ 生命保険契約 その者の生存又は死亡に關し保険者が保険給付を行うこととなる者

ハ 傷害疾病定額保険契約 その者の傷害又は疾病(以下「傷害疾病」という。)に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者

五 保険金受取人 保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるものをいう。

六 損害保険契約 保険契約のうち、保険者が一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう。

七 傷害疾病損害保険契約 損害保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病によつて生ずることのある損害(当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る。)をてん補することを約するものをいう。

八 生命保険契約 保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に關し一定の保険給付を行うことを約するもの(傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。)をいう。

九 傷害疾病定額保険契約 保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給

付を行うことを約するものをいう。

第二章 損害保険

第一節 成立

(損害保険契約の目的)

第三条 損害保険契約は、金銭に見積もることができる利益に限り、その目的とすることができ

(告知義務)

第四条 保険契約者又は被保険者になる者は、損害保険契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性(以下この章において「危険」という。)に關する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの(第二十八条第一項及び第二十九条第一項において「告知事項」という。)について、事実の告知をしなければならない。

(溯及保険)

第五条 損害保険契約を締結する前に発生した保険事故(損害保険契約によりてん補することとされる損害を生ずることのある偶然的事故として当該損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において同じ。)による損害をてん補する旨の定めは、保険契約者が当該損害保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保険契約者又は被保険者が既に保険事故が発生していることを知っていたときは、無効とする。

2 損害保険契約の申込みの時より前に発生した保険事故による損害をてん補する旨の定めは、保険者又は保険契約者が当該損害保険契約の申込みをした時において、当該保険者が保険事故が発生していないことを知っていたときは、無効とする。

(損害保険契約の締結時の書面交付)

第六条 保険者は、損害保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 保険者の氏名又は名称

二 保険契約者の氏名又は名称

三 被保険者の氏名又は名称その他の被保険者を特定するために必要な事項

四 保険事故

五 その期間内に発生した保険事故による損害をてん補するものとして損害保険契約で定める期間

六 保険金額(保険給付の限度額として損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において同じ。)又は保険金額の定めがないときはその旨

七 保険の目的物(保険事故によつて損害が生ずることのある物として損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において同じ。)があるときは、これを特定するために必要な事項

八 第九条ただし書に規定する約定保険価額があるときは、その約定保険価額

九 保険料及びその支払の方法

十 第二十九条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、その旨

十一 損害保険契約を締結した年月日

十二 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

(強行規定)

第七条 第四条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なものと及び第五条第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第二節 効力

(第三者のためにする損害保険契約)

第八条 被保険者が損害保険契約の当事者以外の者であるときは、当該被保険者は、当然に当該損害保険契約の利益を享受する。

(超過保険)

第九条 損害保険契約の締結の時において保険金額が保険の目的物の価額(以下この章において「保険価額」という。)を超えていたことにつき

保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、その超過部分について、当該損害保険契約を取り消すことができる。ただし、保険価額について約定した一定の価額（以下この章において「約定保険価額」という。）があるときは、この限りでない。

（保険価額の減少）

第十条 損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額又は約定保険価額については減少後の保険価額に至るまでの減額を、保険料についてはその減額後の保険金額に対応する保険料に至るまでの減額をそれぞれ請求することができる。

（危険の減少）

第十一条 損害保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

（強行規定）

第十二条 第八条の規定に反する特約で被保険者に不利なもの及び第九条本文又は前二条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第三節 保険給付

（損害の発生及び拡大の防止）

第十三条 保険契約者及び被保険者は、保険事故が発生したことを知ったときは、これによる損害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。

（損害発生の通知）

第十四条 保険契約者又は被保険者は、保険事故による損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

（損害発生後の保険の目的物の滅失）

第十五条 保険者は、保険事故による損害が生じた場合には、当該損害に係る保険の目的物が当該損害の発生後に保険事故によらずに滅失したときであっても、当該損害をてん補しなければならない。

（火災保険契約による損害てん補の特則）
第十六条 火災を保険事故とする損害保険契約の保険者は、保険事故が発生していないときであっても、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の目的物に生じた損害をてん補しなければならない。

（保険者の免責）

第十七条 保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わない。戦争その他の変乱によって生じた損害についても、同様とする。

2 責任保険契約（損害保険契約のうち、被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するものをいう。以下同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項中「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。

（損害額の算定）

第十八条 損害保険契約によりてん補すべき損害の額（以下この章において「てん補損害額」という。）は、その損害が生じた地及び時における価額によって算定する。

2 約定保険価額があるときは、てん補損害額は、当該約定保険価額によって算定する。ただし、当該約定保険価額が保険価額を著しく超えるときは、てん補損害額は、当該保険価額によって算定する。

（二部保険）

第十九条 保険金額が保険価額（約定保険価額があるときは、当該約定保険価額）に満たないときは、保険者が行うべき保険給付の額は、当該保険金額の当該保険価額に対する割合をてん補損害額に乘じて得た額とする。

（重複保険）

第二十条 損害保険契約によりてん補すべき損害について他の損害保険契約がこれをてん補することとなっている場合においても、保険者は、てん補損害額の全額（前条に規定する場合にあっては、同条の規定により行うべき保険給付の額の全額）について、保険給付を行う義務を負う。

2 以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額（各損害保険契約に基づいて算定したてん補損害額が異なるときは、そのうち最も高い額。以下この項において同じ。）を超える場合において、保険者の一人が自己の負担部分（他の損害保険契約がないとする場合における各保険者が行うべき保険給付の額のその合計額に対する割合をてん補損害額に乘じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を超えて保険給付を行い、これにより共同の免責を得たときは、当該保険者は、自己の負担部分を越える部分に限り、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

（保険給付の履行期）
第二十一条 保険給付を行う期限を定めた場合であっても、当該期限が、保険事故、てん補損害額、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが損害保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日であるときは、当該期間を経過する日をもって保険給付を行う期限とする。

2 保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る保険事故及びてん補損害額の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者又は被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

（責任保険契約についての先取特権）

第二十二条 責任保険契約の被保険者に対して当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。

2 被保険者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該損害賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の限度においてのみ、保険者に対して保険給付を請求する権利を行使することができる。

3 責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押さえることができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第一項の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合

二 前項の規定により被保険者が保険給付を請求する権利を行使することができる場合

（費用の負担）

第二十三条 次に掲げる費用は、保険者の負担とする。

一 てん補損害額の算定に必要な費用
二 第十三条の場合において、損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であつた費用

2 第十九条の規定は、前項第二号に掲げる費用の額について準用する。この場合において、同条中「てん補損害額」とあるのは、「第二十三条第一項第二号に掲げる費用の額」と読み替えるものとする。

（残存物代位）

第二十四条 保険者は、保険の目的物の全部が滅失した場合において、保険給付を行ったときは、当該保険給付の額の保険価額（約定保険価額があるときは、当該約定保険価額）に対する割合に応じて、当該保険の目的物に関して被保険者が有する所有権その他の物権について当然に被保険者に代位する。

(請求権代位)

第二十五条 保険者は、保険給付を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権（債務の不履行その他の理由により債権について生ずることのある損害をてん補する損害保険契約においては、当該債権を含む。以下この条において「被保険者債権」という。）について当然に被保険者に代位する。

一 当該被保険者が行った保険給付の額
二 被保険者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額）

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者は、被保険者債権のうち保険者が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る保険者の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(強行規定)

第二十六条 第十五条、第二十一条第一項若しくは第三項又は前二条の規定に反する特約で被保険者に不利なものは、無効とする。

第四節 終了

(保険契約者による解除)

第二十七条 保険契約者は、いつでも損害保険契約を解除することができる。

(告知義務違反による解除)

第二十八条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、損害保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、損害保険契約を解除することができる。

一 損害保険契約の締結の時ににおいて、保険者が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

二 保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「保険媒介者」という。）が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることをお勧めしたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に對し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をするを勧めたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一箇月間行使しないときは、消滅する。損害保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

(危険増加による解除)

第二十九条 損害保険契約の締結後に危険増加（告知事項についての危険が高くなり、損害保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。以下この条及び第三十一条第二項第二号において同じ。）が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとならば当該損害保険契約を継続することができるときであっても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、当該損害保険契約を解除することができる。

一 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該損害保険契約で定められていること。
二 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前号の通知をしなかったこと。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による解除権について準用する。この場合において、同条第四項中「損害保険契約の締結の時」とあるのは、「次条第一項に規定する危険増加が生じた時」と読み替えるものとする。

(重大事由による解除)

第三十条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、損害保険契約を解除することができる。

一 保険契約者又は被保険者が、保険者に当該損害保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

二 被保険者が、当該損害保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第三十一条 損害保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により損害保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

一 第二十八条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。

二 第二十九条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、当該危険増加をもたらしした事由に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。

三 前条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害

(保険料の返還の制限)

第三十二条 保険者は、次に掲げる場合には、保

險料を返還する義務を負わない。
一 保険契約者又は被保険者の詐欺又は強迫を理由として損害保険契約に係る意思表示を取り消した場合
二 損害保険契約が第五条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知って当該損害保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

(強行規定)

第三十三条 第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条第一項、第三十条又は第三十一条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なものは、無効とする。

2 前条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第五節 傷害疾病損害保険の特則

(被保険者による解除請求)

第三十四条 被保険者が傷害疾病損害保険契約の当事者以外の者であるときは、当該被保険者は、保険契約者に対し、当該保険契約者との間に別段の合意がある場合を除き、当該傷害疾病損害保険契約を解除することを請求することができる。

2 保険契約者は、前項の規定により傷害疾病損害保険契約を解除することの請求を受けたときは、当該傷害疾病損害保険契約を解除することができる。

(傷害疾病損害保険契約に関する読替)

第三十五条 傷害疾病損害保険契約における第一節から前節までの規定の適用については、第五條第一項、第十四條、第二十一条第三項及び第二十六条中「被保険者」とあるのは「被保険者（被保険者の死亡によって生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあっては、その相続人）」と、第五条第一項中「保険事故が発生している」とあるのは「保険事故による損害が生じていない」と、同条第二項中「保険事故が発生していない」とあるのは「保険事故による損害が生じていない」と、第十七条第一項、第三十

条及び第三十二条第一号中「被保険者」とあるのは「被保険者（被保険者の死亡によって生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあっては、被保険者又はその相続人）」と、第二十五条第一号中「被保険者が」とあるのは「被保険者（被保険者の死亡によって生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあっては、その相続人。以下この条において同じ。）が」と、第三十二条第二号中「保険事故の発生」とあるのは「保険事故による損害が生じていること」と、第三十三条第一号中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「又は第三十一条」と、「不利なもの」とあるのは「不利なもの及び第三十条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者（被保険者の死亡によって生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあっては、被保険者又はその相続人）に不利なもの」とする。

第六節 適用除外

第三十六条 第七條、第十二條、第二十六條及び第三十三條の規定は、次に掲げる損害保険契約については、適用しない。

- 一 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百五十五條第一項に規定する海上保険契約
- 二 航空機若しくは航空機により運送される貨物を保険の目的物とする損害保険契約又は航空機の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険契約
- 三 原子力施設を保険の目的物とする損害保険契約又は原子力施設の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険契約
- 四 前三号に掲げるもののほか、法人その他の団体又は事業を行う個人の事業活動に伴って生ずることのある損害をてん補する損害保険契約（傷害疾病損害保険契約に該当するものを除く。）

第三章 生命保険

第一節 成立

（告知義務）

第一類第三号 法務委員会議録第七号 平成二十年四月十一日

第三十七條 保険契約者又は被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故（被保険者の死亡又は一定の時点における生存をいう。以下この章において同じ。）の発生の可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（第五十五条第一項及び第五十六条第一項において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならない。

（被保険者の同意）
第三十八條 生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約（保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。以下この章において同じ。）は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

（適及保険）
第三十九條 死亡保険契約を締結する前に発生した保険事故に関し保険給付を行う旨の定めは、保険契約者が当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保険契約者又は保険金受取人が既に保険事故が発生していることを知っていたときは、無効とする。

2 死亡保険契約の申込みの時より前に発生した保険事故に関し保険給付を行う旨の定めは、保険者又は保険契約者が当該死亡保険契約の申込みをした時において、当該保険者が保険事故が発生していないことを知っていたときは、無効とする。

（生命保険契約の締結時の書面交付）

第四十條 保険者は、生命保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 保険者の氏名又は名称
- 二 保険契約者の氏名又は名称
- 三 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 四 保険金受取人の氏名又は名称その他の保険

金受取人を特定するために必要な事項

五 保険事故
六 その期間内に保険事故が発生した場合に保険給付を行うものとして生命保険契約で定め

る期間

七 保険給付の額及びその方法

八 保険料及びその支払の方法

九 第五十六条第一項第一号の通知をすべき旨

が定められているときは、その旨

十 生命保険契約を締結した年月日

十一 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、保険者（法人その他の団体にあっては、その代表者）が署名し、又は記名押印しなければならない。

（強行規定）

第四十一條 第三十七條の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの及び第三十九條第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第二節 効力

（第三者のためにする生命保険契約）

第四十二條 保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する。

（保険金受取人の変更）

第四十三條 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができ

る。

2 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によつてする。

3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼつてその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。

（遺言による保険金受取人の変更）

第四十四條 保険金受取人の変更は、遺言によつても、することができ

る。

2 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその

旨を保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない。

（保険金受取人の変更についての被保険者の同意）
第四十五條 死亡保険契約の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

（保険金受取人の死亡）

第四十六條 保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。

（保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意）

第四十七條 死亡保険契約に基づき保険給付を請求する権利の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定（保険事故が発生した後にされたものを除く。）は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

（危険の減少）

第四十八條 生命保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

（強行規定）

第四十九條 第四十二條の規定に反する特約で保険金受取人に不利なもの及び前条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第三節 保険給付

（被保険者の死亡の通知）

第五十條 死亡保険契約の保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

（保険者の免責）

第五十一條 死亡保険契約の保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第三号に掲げる場合には、被保険者を

故意に死亡させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない。

一 被保険者が自殺をしたとき。

二 保険契約者が被保険者を故意に死亡させたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

三 保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

四 戦争その他の変乱によつて被保険者が死亡したとき。

（保険給付の履行期）

第五十二条 保険給付を行う期限を定めた場合であつても、当該期限が、保険事故、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが生命保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経過する日をもつて保険給付を行う期限とする。

2 保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る保険事故の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

（強行規定）

第五十三条 前条第一項又は第三項の規定に反する特約で保険金受取人に不利なものは、無効とする。

第四節 終了

（保険契約者による解除）

第五十四条 保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる。

（告知義務違反による解除）

第五十五条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、生命保険契約を解除することができる。

ときは、生命保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、生命保険契約を解除することができる。

一 生命保険契約の締結の時に、保険者が前項の事実を知り、又は過失によつて知らなかったとき。

二 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に對し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一箇月間行使しないときは、消滅する。生命保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

（危険増加による解除）

第五十六条 生命保険契約の締結後に危険増加（告知事項についての危険が高くなり、生命保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。以下この条及び第五十九条第二項第二号において同じ。）が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとならば当該生命保険契約を継続することができるときであつても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該生命保険契約を解除することができる。

一 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該生命保険契約で定められていること。

二 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前号の通知をしなかったこと。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による解除権について準用する。この場合において、同条第四項中「生命保険契約の締結の時」とあるのは、「次条第一項に規定する危険増加が生じた時」と読み替へるものとする。

（重大事由による解除）

第五十七条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、生命保険契約（第一号の場合にあつては、死亡保険契約に限る。）を解除することができる。

一 保険契約者又は保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと。

二 保険金受取人が、当該生命保険契約に基づき保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由

（被保険者による解除請求）

第五十八条 死亡保険契約の被保険者が当該死亡保険契約の当事者以外の者である場合において、次に掲げるときは、当該被保険者は、保険契約者に対し、当該死亡保険契約を解除することを請求することができる。

一 前条第一号又は第二号に掲げる事由がある場合

二 前号に掲げるもののほか、被保険者の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該死亡保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

終了その他の事情により、被保険者が第三十八条の同意をするに当たつて基礎とした事情が著しく変更した場合

2 保険契約者は、前項の規定により死亡保険契約を解除することの請求を受けたときは、当該死亡保険契約を解除することができる。

（解除の効力）

第五十九条 生命保険契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により生命保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める保険事故に関し保険給付を行う責任を負わない。

一 第五十五条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、同項の事実に基づかず発生した保険事故については、この限りでない。

二 第五十六条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかず発生した保険事故については、この限りでない。

三 第五十七条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故

（契約当事者以外の者による解除の効力等）

第六十条 差押債権者、破産管財人その他の死亡保険契約（第六十三条に規定する保険料積立金があるものに限り。次項及び次条第一項において同じ。）の当事者以外の者が当該死亡保険契約の解除をすることができるもの（次項及び第六十二条において「解除権者」という。）がする当該解除は、保険者がその通知を受けた時から一箇月を経過した日に、その効力を生ずる。

2 保険金受取人（前項に規定する通知の時ににおいて、保険契約者である者を除き、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限り。次項及び次条において「介入権者」という。）が、保険契約者の同意を得て、前項の期

間が経過するまでの間に、当該通知の日に当該死亡保険契約の解除の効力が生じたとすれば保険者が解除権者に対して支払うべき金額を解除権者に対して支払い、かつ、保険者に対してその旨の通知をしたときは、同項に規定する解除は、その効力を生じない。

3 第一項に規定する解除の意思表示が差押えの手続又は保険契約者の破産手続、再生手続若しくは更生手続においてされたものである場合において、介入権者が前項の規定による支払及びその旨の通知をしたときは、当該差押えの手続、破産手続、再生手続又は更生手続との関係においては、保険者が当該解除により支払うべき金銭の支払をしたものとみなす。

第六十一条 死亡保険契約の解除により保険契約者が保険者に対して有することとなる金銭債権を差押えた債権者が前条第一項に規定する通知をした場合において、同条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとなれば民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他の法令の規定による供託をすることができるときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をすることができ。

2 前項の通知があつた場合において、前条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとなれば民事執行法その他の法令の規定による供託の義務を負うときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をしなければならない。

3 介入権者が前二項の規定により供託の方法による支払をしたときは、当該供託に係る差押えの手続との関係においては、保険者が当該差押えに係る金銭債権につき当該供託の方法による支払をしたものとみなす。

4 介入権者は、第一項又は第二項の規定による供託をしたときは、民事執行法その他の法令の規定により第三債務者が執行裁判所その他の官庁又は公署に対してすべき届出をしなければならない

らない。

第六十二条 第六十条第一項に規定する通知の時から同項に規定する解除の効力が生じ、又は同条第二項の規定により当該解除の効力が生じないこととなるまでの間に保険事故が発生したことににより保険者が保険給付を行うべきときは、当該保険者は、当該保険給付を行うべき額の限度で、解除権者に対し、同項に規定する金額を支払わなければならない。この場合において、保険金受取人に対しては、当該保険給付を行うべき額から当該解除権者に支払った金額を控除した残額について保険給付を行えば足りる。

2 前条の規定は、前項の規定による保険者の解除権者に対する支払について準用する。

（保険料積立金の払戻し）

第六十三条 保険者は、次に掲げる事由により生命保険契約が終了した場合には、保険契約者に対し、当該終了の時ににおける保険料積立金（受領した保険料の総額のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう。）を払い戻さなければならない。ただし、保険者が保険給付を行う責任を負うときは、この限りでない。

一 第五十一条各号（第二号を除く。）に規定する事由

二 保険者の責任が開始する前における第五十条又は第五十八条第二項の規定による解除

三 第五十六条第一項の規定による解除

四 第九十六条第一項の規定による解除又は同条第二項の規定による当該生命保険契約の失効

（保険料の返還の制限）

第六十四条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として生命保険契約に係る意思表示を取り消した場合

二 死亡保険契約が第三十九条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知つて当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

（週及保険）
第六十八条 傷害疾病定額保険契約を締結する前に発生した給付事由に基づき保険給付を行う旨の定めは、保険契約者が当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保険契約者、被保険者又は保険金受取人が既に給付事由が発生していることを知つていたときは、無効とする。

第六十五条 次の各号に掲げる規定に反する特約で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。
一 第五十五条第一項から第三項まで又は第五十六条第一項 保険契約者又は被保険者
二 第五十七条又は第五十九条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人
三 前二条 保険契約者

第四章 傷害疾病定額保険

第一節 成立

（告知義務）

第六十六条 保険契約者又は被保険者になる者は、傷害疾病定額保険契約の締結に際し、給付事由（傷害疾病による治療、死亡その他の保険給付を行う要件として傷害疾病定額保険契約で定める事由をいう。以下この章において同じ。）の発生の可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（第八十四条第一項及び第八十五条第一項において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならない。

（被保険者の同意）

第六十七条 傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、被保険者（被保険者の死亡に関する保険給付にあつては、被保険者又はその相続人）が保険金受取人である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、適用しない。

2 傷害疾病定額保険契約の申込みの時より前に発生した給付事由に基づき保険給付を行う旨の定めは、保険者又は保険契約者が当該傷害疾病定額保険契約の申込みをした時において、当該保険者が給付事由が発生していないことを知つていたときは、無効とする。

（傷害疾病定額保険契約の締結時の書面交付）

第六十九条 保険者は、傷害疾病定額保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 保険者の氏名又は名称

二 保険契約者の氏名又は名称

三 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項

四 保険金受取人の氏名又は名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項

五 給付事由

六 その期間内に傷害疾病又は給付事由が発生した場合に保険給付を行うものとして傷害疾病定額保険契約で定める期間

七 保険給付の額及びその方法

八 保険料及びその支払の方法

九 第八十五条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、その旨

十 傷害疾病定額保険契約を締結した年月日

十一 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、保険者（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名し、又は記名押印しなければならない。

（強行規定）

第七十條 第六十六條の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なものと及び第六十八條第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なもの、無効とする。

第二節 効力

(第三者のためにする傷害疾病定額保険契約)
第七十一條 保険金受取人が傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該傷害疾病定額保険契約の利益を享受する。

(保険金受取人の変更)
第七十二條 保険契約者は、給付事由が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。

2 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によつてする。

3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼつてその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。

(遺言による保険金受取人の変更)
第七十三條 保険金受取人の変更は、遺言によつても、することができる。

2 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもつて保険者に対抗することができない。

(保険金受取人の変更についての被保険者の同意)
第七十四條 保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、変更後の保険金受取人が被保険者(被保険者の死亡に関する保険給付にあつては、被保険者又はその相続人)である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、適用しない。

(保険金受取人の死亡)
第七十五條 保険金受取人が給付事由の発生前に

死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。

(保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意)
第七十六條 保険給付を請求する権利の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定(給付事由が発生した後にされたものを除く)は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

(危険の減少)
第七十七條 傷害疾病定額保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

(強行規定)
第七十八條 第七十一條の規定に反する特約で保険金受取人に不利なものと及び前条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第三節 保険給付

(給付事由発生時の通知)
第七十九條 保険契約者、被保険者又は保険金受取人は、給付事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

(保険者の免責)
第八十條 保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第三号に掲げる場合には、給付事由を発生させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない。

一 被保険者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき。
二 保険契約者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき(前号に掲げる場合を除く)。

三 保険金受取人が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき(前二号に掲げる場合を除く)。

四 戦争その他の変乱によつて給付事由が発生したとき。

(保険給付の履行期)
第八十一條 保険給付を行う期限を定めた場合であつても、当該期限が、給付事由、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが傷害疾病定額保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日以後の日であるときは、当該期間を経過する日をもつて保険給付を行う期限とする。

2 保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る給付事由の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

(強行規定)
第八十二條 前条第一項又は第三項の規定に反する特約で保険金受取人に不利なものは、無効とする。

第四節 終了

(保険契約者による解除)
第八十三條 保険契約者は、いつでも傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

(告知義務違反による解除)
第八十四條 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

一 傷害疾病定額保険契約の締結の時ににおいて、保険者が前項の事実を知り、又は過失に

よつて知らなかったとき。
二 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知つた時から一箇月間行使しないときは、消滅する。傷害疾病定額保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

(危険増加による解除)
第八十五條 傷害疾病定額保険契約の締結後に危険増加(告知事項についての危険が高くなり、傷害疾病定額保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になること)をいう。以下この条及び第八十八條第二項第二号において同じ。

が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとならば当該傷害疾病定額保険契約を継続することができるときであつても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

一 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該傷害疾病定額保険契約で定められていること。

二 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前号の通知をしなかったこと。
2 前条第四項の規定は、前項の規定による解除権について準用する。この場合において、同条

第四項中「傷害疾病定額保険契約の締結の時」とあるのは、「次条第一項に規定する危険増加が生じた時」と読み替えるものとする。

(重大事由による解除)

第八十六条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、保険者に当該傷害疾病定額保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として給付事由を発生させ、又は発生させようとしたこと。

二 保険金受取人が、当該傷害疾病定額保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該傷害疾病定額保険契約の存続を困難とする重大な事由

(被保険者による解除請求)

第八十七条 被保険者が傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者である場合において、次に掲げるときは、当該被保険者は、保険契約者に対し、当該傷害疾病定額保険契約を解除することを請求することができる。

一 第六十七条第一項ただし書に規定する場合(同項の同意がある場合を除く。)

二 前条第一号又は第二号に掲げる事由がある場合

三 前号に掲げるもののほか、被保険者の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該傷害疾病定額保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

四 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が第六十七条第一項の同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更した場合

2 保険契約者は、前項の規定により傷害疾病定額保険契約を解除することの請求を受けたとき

は、当該傷害疾病定額保険契約を解除することができる。

(解除の効力)

第八十八条 傷害疾病定額保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により傷害疾病定額保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める事由に基づき保険給付を行う責任を負わない。

一 第八十四条第一項 解除がされた時までに発生した傷害疾病。ただし、同項の事実に基づかずに発生した傷害疾病については、この限りでない。

二 第八十五条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した傷害疾病。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した傷害疾病については、この限りでない。

三 第八十六条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した給付事由

(契約当事者以外の者による解除の効力等)

第八十九条 差押債権者、破産管財人その他の傷害疾病定額保険契約(第九十二条に規定する保険料積立金があるものに限る。以下この条から第九十一条までにおいて同じ。)の当事者以外の者で当該傷害疾病定額保険契約の解除をすることができものの(次項及び同条において「解除権者」という。)がする当該解除は、保険者がその通知を受けた時から一箇月を経過した日に、その効力を生ずる。

2 保険金受取人(前項に規定する通知の時において、保険契約者である者を除き、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る。次項及び次条において「介入権者」という。)が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該通知の日に当該傷害疾病定額保険契約の解除の効力が生じたとすれば保険者が解除権者に対して支払うべき金

額を解除権者に対して支払い、かつ、保険者に對してその旨の通知をしたときは、同項に規定する解除は、その効力を生じない。

3 第一項に規定する解除の意思表示が差押えの手続又は保険契約者の破産手続、再生手続若しくは更生手続においてされたものである場合において、介入権者が前項の規定による支払及びその旨の通知をしたときは、当該差押えの手続、破産手続、再生手続又は更生手続との関係においては、保険者が当該解除により支払うべき金銭の支払をしたものとみなす。

第九十条 傷害疾病定額保険契約の解除により保険契約者が保険者に対して有することとなる金銭債権を差し押さえた債権者が前条第二項に規定する通知をした場合において、同条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとなれば民事執行法その他の法令の規定による供託をすることができるときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をすることができ。

2 前項の通知があった場合において、前条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとなれば民事執行法その他の法令の規定による供託の義務を負うときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をしなければならない。

3 介入権者が前二項の規定により供託の方法による支払をしたときは、当該供託に係る差押えの手続との関係においては、保険者が当該差押えに係る金銭債権につき当該供託の方法による支払をしたものとみなす。

4 介入権者は、第一項又は第二項の規定による供託をしたときは、民事執行法その他の法令の規定により第三債務者が執行裁判所その他の官庁又は公署に対してすべき届出をしなければならない。

第九十一条 第八十九条第一項に規定する通知の時から同項に規定する解除の効力が生じ、又は同条第二項の規定により当該解除の効力が生じ

ないこととなるまでの間に給付事由が発生したことにより保険者が保険給付を行うべき場合において、当該保険給付を行うことにより傷害疾病定額保険契約が終了することとなるときは、当該保険者は、当該保険給付を行うべき額の限度で、解除権者に対し、同項に規定する金額を支払わなければならない。この場合において、保険金受取人に対しては、当該保険給付を行うべき額から当該解除権者に支払った金額を控除した残額について保険給付を行えば足りる。

2 前条の規定は、前項の規定による保険者の解除権者に対する支払について準用する。

(保険料積立金の払戻し)

第九十二条 保険者は、次に掲げる事由により傷害疾病定額保険契約が終了した場合には、保険契約者に対し、当該終了の時における保険料積立金(受領した保険料の総額のうち、当該傷害疾病定額保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための給付事由の発生率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう。)を払い戻さなければならない。ただし、保険者が保険給付を行う責任を負うときは、この限りでない。

一 第八十条各号(第二号を除く。)に規定する事由

二 保険者の責任が開始する前における第八十条又は第八十七条第二項の規定による解除

三 第八十五条第一項の規定による解除

四 第九十六条第一項の規定による解除又は同条第二項の規定による当該傷害疾病定額保険契約の失効

(保険料の返還の制限)

第九十三条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として傷害疾病定額保険契約に係る意思表示を取り消した場合

二 傷害疾病定額保険契約が第六十八条第一項

の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が給付事由の発生を知って当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

(強行規定)

第九十四条 次の各号に掲げる規定に反する特約で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。

- 一 第八十四条第一項から第三項まで又は第八十五条第一項 保険契約者又は被保険者
- 二 第八十六条又は第八十八条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人
- 三 前二条 保険契約者

第五章 雑則

(消滅時効)

第九十五条 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十三条又は第九十二条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。

2 保険料を請求する権利は、一年間行わないときは、時効によって消滅する。

(保険者の破産)

第九十六条 保険者が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は、保険契約を解除することができる。

2 保険契約者が前項の規定による保険契約の解除をしなかつたときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から三箇月を経過した日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附

則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

(旧損害保険契約に関する経過措置)

第三条 第十条、第十一条、第十二条(第十条及び第十一條の規定に反する特約に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第三十条(第三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第三十一条第一項(第三十条又は第九十六条第一項の規定による解除に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、及び第二項第三号、第三十三條第一項(第三十条並びに第三十一條第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第三十五條の規定に反する特約に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、及び第三十六條(第三十二條及び第三十三條第一項(第三十条並びに第三十一條第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。以下この項において同じ。))並びに第三十六條(第三十二條及び第三十三條第一項(第三十条並びに第三十一條第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。以下この項において同じ。))並びに第三十一條第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。以下この項において同じ。))に定める規定は、施行日前に締結された損害保険契約(以下この条において「旧損害保険契約」という。)についても、適用する。

2 旧損害保険契約の保険事故(第五條第一項に規定する保険事故をいう。以下この条において同じ。))が施行日以後に発生した場合には、第十五條、第二十一條(第三十五條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十六條第十五條並びに第二十一條第一項及び第三項(第三十五條の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第三十六條(第二十六條第十五條並びに第二十一條第一項及び第三項(第三十五條の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第三十六條(第二十六條第十五條並びに第二十一條第一項及び第三項(第三十五條の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に定める規定は、施行日前に締結された損害保険契約(以下この条において「旧損害保険契約」という。)についても、適用する。

3 旧損害保険契約の保険事故が施行日以後に発生した場合には、第二十二條第一項及び第二項の規定を適用する。

4 旧損害保険契約に基づき保険給付を請求する

権利(施行日前に発生した保険事故に係るものを除く。)の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、第二十二條第三項の規定を適用する。

(旧生命保険契約に関する経過措置)

第四条 第四十七條(施行日以後にされた質権の設定に係る部分に限る。)、第四十八條、第四十九條(第四十八條の規定に反する特約に係る部分に限る。)、第五十七條、第五十九條第一項第五十七條又は第九十六条第一項の規定による解除に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び第二項第三号並びに第六十五條第二項(第五十七條並びに第九十六条第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。以下この項において「旧生命保険契約」という。))についても、適用する。

2 旧生命保険契約の保険事故(第三十七條に規定する保険事故をいう。))が施行日以後に発生した場合には、第五十二條及び第五十三條の規定を適用する。

3 施行日前に締結された第三十八條に規定する死亡保険契約の解除権者(第六十條第一項に規定する解除権者をいう。))が施行日以後に当該死亡保険契約を解除した場合には、第六十條から第六十二條までの規定を適用する。

(旧傷害疾病定額保険契約に関する経過措置)

第五条 第七十六條(施行日以後にされた質権の設定に係る部分に限る。)、第七十七條、第七十八條(第七十七條の規定に反する特約に係る部分に限る。)、第八十六條、第八十八條第一項(第八十六條又は第九十六条第一項の規定による解除に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び第二項第三号並びに第九十四條第二項(第八十六條並びに第八十八條第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。以下この項において「旧傷害疾病定額保険契約」という。))についても、適用する。

る。

2 旧傷害疾病定額保険契約の給付事由(第六十六條に規定する給付事由をいう。))が施行日以後に発生した場合には、第八十一條及び第八十二條の規定を適用する。

3 旧傷害疾病定額保険契約の解除権者(第八十九條第一項に規定する解除権者をいう。))が施行日以後に当該旧傷害疾病定額保険契約を解除した場合には、同条から第九十一條までの規定を適用する。

(保険者の破産に関する経過措置)

第六条 第九十六条の規定は、施行日前に締結された保険契約についても、適用する。

理 由

社会経済情勢の変化にかんがみ、保険契約に関する法制について、其の適用の対象に含めることとするほか、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語の表記によるものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法律案

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二章 倉庫営業(第五百九十七條から第六百七十三條まで)

第十章 損害保険

第一節 総則(第六百二十九條から第六百六十五條まで)
第一款 火災保険(第六百六十五條から第六百六十九條まで)
第二款 運送保険(第六百六十九條から第六百七十三條まで)
第三節 生命保険(第六百七十三條から第六百七十七條まで)

条第六百二十八条

第六百六十四条を「第二節 倉庫営業

条第六百六十八条

条第六百七十二条

条第六百八十三条

（第五百九十七条―第六百八十三条）に、「第八百四十一条」を「第八百四十一条ノ二」に改める。

第二編第十章の章名、同章第一節の節名、同節第一款から第三款までの款名及び同章第二節の節名を削り、第六百二十九条から第六百八十三条までを次のように改める。

第六百二十九条乃至第六百八十三条 削除

第八百十五条第二項中「前編第十章第一節第一款」を「保険法（平成二十年法律第 号）第二章第一節乃至第四節及び第六節並ニ第五章」に改める。

第八百二十三条中「第六百四十九条第二項」を「保険法第六條第一項」に改める。

第八百三十二条第一項ただし書中「第六百三十六條」を「保険法第十九條」に改める。

第三編第六章中第八百四十一条の次に次の一条を加える。

第八百四十一条ノ二 本章ノ規定ハ相互保險ニ之ヲ準用ス但其性質ガ之ヲ許サザルトキハ此限ニ在ラズ

（商法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された保険契約については、保険法（平成二十年法律第 号）附則第三条から第六条までの規定により同法の規定が適用される場合を除き、なお従前の例による。

（森林国営保険法の一部改正）

第三条 森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条ノ二 前条本文ニ規定スル場合ニ於テ

第一類第三号 法務委員會議録第七号 平成二十年四月十一日

他ノ保險者ニ対スル權利ノ拋棄ハ政府ノ權利義務ニ影響ヲ及ボサズ

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

第二十条及第二十一条 削除

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 保險法（平成二十年法律第 号）第四條、第十條、第十四條乃至第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條第一項（第一号ニ係ル部分ニ限ル）、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條第一項及第二項（第二号ヲ除ク）、第三十二條（第一号ニ係ル部分ニ限ル）並ニ第三十五條ノ規定ハ本法ニ依ル森林保險ニ之ヲ準用ス

（森林国営保険法の一部改正に伴う経過措置）
第四條 施行日前に締結された森林保險の保險契約については、なお従前の例による。ただし、次項及び第三項に規定する規定の適用については、次項及び第三項に定めるところによる。

2 前条の規定による改正後の森林国営保險法（次項において「新森林国営保險法」という。）第二十五條の規定（保險法第十條、第三十條並びに第三十一條第一項（同法第三十條の規定による解除に係る部分に限る。）及び第二項第三号の規定を準用する部分に限る。）は、施行日前に締結された森林保險の保險契約についても、適用する。

3 施行日前に締結された森林保險の保險契約の保險事故（森林国営保險法第二條第一項に規定する火災、気象上の原因による災害及び噴火による災害をいう。）が施行日以後に発生した場合に於ては、新森林国営保險法第二十五條の規定（保險法第十五條及び第二十一條の規定を準用する部分に限る。）を適用する。

（農業災害補償法の一部改正）
第五條 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五號）の一部を次のように改正する。

第三十條中「商法（明治三十二年法律第四十

八號）第六百四十條から第六百四十三條まで、第六百四十六條及び第六百六十二條」を「保險法（平成二十年法律第 号）第十一條、第十七條第一項、第二十五條及び第三十二條（第一号に係る部分に限る。）」に改める。

第一百十四條第五項中「商法第六百三十七條」を「保險法第十條」に改め、同條第六項中「商法第六百三十七條」を「保險法第十條」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第一百二十條中「商法第六百三十七條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六百四十九條及び第六百六十七條」を「保險法第四條、第六條、第十條、第十七條第二項、第二十二條、第二十八條、第三十條並びに第三十一條第一項及び第二項（第二号を除く。）」に改める。

第一百二十條の十一及び第一百二十條の十八中「商法第六百四十四條、第六百四十五條及び第六百四十九條」を「保險法第四條、第六條、第二十八條、第三十條並びに第三十一條第一項及び第二項（第二号を除く。）」に改める。

第一百二十條の二十五中「商法第六百三十九條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六百四十九條及び第六百六十七條」を「保險法第四條、第六條、第十七條第二項、第十八條第二項、第二十二條、第二十八條、第三十條並びに第三十一條第一項及び第二項（第二号を除く。）」に改める。

第一百二十條の二十七中「商法第六百三十一條、第六百三十七條、第六百三十九條、第六百四十四條、第六百四十五條及び第六百四十九條」を「保險法第四條、第六條、第九條、第十條、第十八條第二項、第二十八條、第三十條並びに第三十一條第一項及び第二項（第二号を除く。）」に改める。

第一百二十條の二十八第二項中「商法第六百三十一條、第六百三十七條、第六百三十九條から第六百四十六條まで、第六百四十九條及び第六百六十二條」を「保險法第四條、第六條、第九條から第十一條まで、第十七條第一項、第十八

條第二項、第二十五條、第二十八條、第三十條、第三十一條第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに第三十二條（第一号に係る部分に限る。）」に改める。

第一百三十二條第一項中「商法第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十六條、第六百四十九條及び第六百六十二條」を「保險法第六條及び第十一條」に改める。

第一百三十二條の第二項中「商法第六百三十一條、第六百三十七條、第六百三十九條から第六百四十六條まで、第六百四十九條及び第六百六十二條」を「保險法第四條、第六條、第九條から第十一條まで、第十七條第一項、第十八條第二項、第二十五條、第二十八條、第三十條、第三十一條第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに第三十二條（第一号に係る部分に限る。）」に改める。

第一百四十一條の二中「第八十八條乃至第九十條並びに商法第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十六條及び第六百六十二條」を「第八十八條から第九十條まで並びに保險法第十一條」に、「第八十七條の二第六項中」を「同項中」に改める。

第一百五十條の五の八第四項中「商法第六百三十七條」を「保險法第十條」に改める。

（農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）
第六條 施行日前に共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）の開始する共済關係、当該共済關係に係る保險關係及び当該保險關係に係る再保險關係については、なお従前の例による。ただし、次項から第四項までに規定する規定の適用については、次項から第四項までに定めるところによる。

2 前条の規定による改正後の農業災害補償法（以下この条において「新農業災害補償法」という。）第三十條、第三十二條第一項及び第四十一條の二の規定（これらの規定中保險法第十一條の規定を準用する部分に限る。）は、新農業

災害補償法第百十四条第六項の規定、新農業災害補償法第百二十条及び第百二十条の二十七の規定（これらの規定中保険法第十條、第三十條並びに第三十一條第一項（同法第三十條の規定による解除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第二項第三号の規定を準用する部分に限る。）、新農業災害補償法第百二十條の十一、第百二十條の十八及び第百二十條の二十五の規定（これらの規定中保険法第三十條並びに第三十一條第一項及び第二項第三号の規定を準用する部分に限る。）、新農業災害補償法第百二十條の二十八第二項及び第百三十二條の第二項の規定（これらの規定中保険法第十條、第十一條、第三十條並びに第三十一條第一項及び第二項第三号の規定を準用する部分に限る。）並びに新農業災害補償法第百五十條の五の八第四項の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係についても、適用する。	「規定は共済事業を行う協同組合の共済契約」を「規定は共済事業を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は火災共済協同組合（以下この条において「共済事業を行う協同組合」という。）の共済契約」に、「第九條の七の五第三項」を「第九條の七の五第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第九條の七の五第三項」を「第九條の七の五第二項」に、「第九條の七の五第二項」を「第九條の七の五第一項」に、「同条第二項に規定する」を「同項に規定する」に改め、同項を同条第二項とする。第百二十二條の二中「第九條の七の五第三項」を「第九條の七の五第二項」に改める。第百二十二條の七及び第百十四條の七中「第九條の七の五第二項」を「第九條の七の五第一項」に改める。 （中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置） 第八條 施行日前に締結された前条の規定による改正前の中小企業等協同組合法第九條の七の五第一項に規定する共済事業を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は火災共済協同組合（以下この条において「共済事業を行う協同組合」という。）が締結する一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補することによつて生ずることのある損害をてん補することを約し共済掛金を收受する共済契約、火災共済協同組合が締結する火災共済契約、共済事業を行う協同組合（火災共済協同組合を除く。）が締結する一定の偶然的事故によつて生ずることのある運送品の損害をてん補することを約し共済掛金を收受する共済契約及び共済事業を行う協同組合（火災共済協同組合を除く。）が締結する人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。）に関し一定の金額を支払うことを約し共済掛金を收受する共済契約については、保険法附則第三條から第六條までの規定により同法の規定が適用される場合を除き、なお従前の例による。	（貿易保険法の一部改正） 第九條 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七號）の一部を次のように改正する。 第二十五條を次のように改める。 （代位） 第二十五條 日本貿易保険は、普通輸出保険、輸出代金保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険若しくは海外事業資金貸付保険について第二十七條第二項、第三十條第二項、第四十二條第二項、第四十六條第二項、第四十九條第二項、第五十二條第二項若しくは第五十四條第二項に規定する損失が生じた場合又は輸出手形保険について第三十七條第一項に規定する銀行等が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた場合若しくは荷為替手形につきそ求を受けて支払つた場合において、被保険者又は保険金を受け取るべき者に対して保険金を支払つたときは、当該保険金の額に相当する金額を限度として、保険契約者又は被保険者が第三者に対して有する権利を取得する。 第四十條及び第四十五條中「において準用する商法第六百六十二條」を削る。 （船主相互保険組合法の一部改正） 第十條 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七號）の一部を次のように改正する。 第二十三條第六項を削る。 （漁船損害等補償法の一部改正） 第十一條 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八號）の一部を次のように改正する。 第九條の見出しを、「（保険法の準用）」に改め、同条中「商法（明治三十二年法律第四十八號、第六百四十四條から第六百四十六條まで（告知義務違反による契約の解除等）」を「保険法平成二十年法律第 号」第四條、第十一條、第二十八條並びに第三十一條第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（告知義務等）」に改める。 第百十條の二の次に次の一條を加える。	（超過保険） 第百十條の三 漁船保険は、組合と組合員との間に漁船保険の保険関係が成立した時において保険金額が当該漁船保険の目的たる漁船の価額を超えていたときは、その超過部分について、無効とする。ただし、当該漁船の価額について約定した一定の価額があるときは、この限りでない。 第百十一條の六の見出しを、「（商法及び保険法の準用）」に改め、同条中「第六百三十一條から第六百三十六條まで、第六百三十八條、第六百三十九條、第六百四十七條、第六百四十八條、第六百五十二條、第六百五十九條、第六百六十一條、第六百六十二條（損害保険の総則）」を「（明治三十二年法律第四十八號）」に改め、「（保険委付）」の下に「並びに保険法第八條、第十五條、第十八條、第十九條、第二十三條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四條及び第二十五條（第三者のためにする損害保険契約等）」を加え、「同法」を「商法」に、「第八百三十六條第一項中」を「同法第八百三十六條第一項中」に改める。 第百十三條の八の見出しを、「（保険法の準用）」に改め、同条中「商法第六百三十七條（保険額の著しい減少）及び第六百六十三條（短期時効）」を「保険法第十條及び第九十五條（保険額の減少等）」に、「同法第六百六十三條中「保険料支払ノ義務」を「同条第二項中「保険料を請求する権利」に、「保険料支払ノ義務及び追徴金を請求する権利」を「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」に改める。 第百十三條の十六第一項中「商法第六百四十四條（告知義務）」を「保険法第二十八條第一項」に改める。 第百二十一條中「商法第六百四十七條、第六百四十八條、第六百五十二條、第六百六十二條及び第六百六十三條（損害保険の総則）」を「保険法第八條、第二十二條、第二十五條及び第九十五條（第三者のためにする損害保険契約等）」に改める、同条第一項を削り、同条第二項中
3 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済事故が施行日以後に発生した場合に、新農業災害補償法第百二十條及び第百二十條の二十五の規定（これらの規定中保険法第二十二條第一項及び第二項の規定を準用する部分に限る。）を適用する。 4 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済金の支払を請求する権利（施行日前に発生した共済事故に係るものを除く。）の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、新農業災害補償法第百二十條及び第百二十條の二十五の規定（これらの規定中保険法第二十二條第三項の規定を準用する部分に限る。）を適用する。 （中小企業等協同組合法の一部改正） 第七條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一號）の一部を次のように改正する。 第九條の七の五の見出しを、「（保険業法等の準用）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中			

に、「商法第六百六十三条中「保険料支払ノ義務」を「同法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」に、「保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務」を「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」に改める。

第二百六十六条中「商法第六百六十三条（短期時効）を「保険法第九十五条（消滅時効）」に、「とあるのは」を「とあるのは」に、「商法第六百六十三条中「保険料支払ノ義務」を「同法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」に、「保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務」を「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」に改める。

第二百六十六条の六中「並びに商法第六百四十七條、第六百四十八條、第六百五十二條、第六百五十九條、第六百六十一條から第六百六十三條まで（損害保険の総則）」を「商法」に改め、「保険交付」の下に「並びに保険法第八條、第十五條、第二十四條、第二十五条及び第九十五条（第三者のためにする損害保険契約等）」を加え、「第六百六十三條中「保険料支払ノ義務」とあるのは「保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務」と、同法」を削り、「第三号」との下に「保険法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」とを加える。

第三百三十八條の十の二第四項中「商法第六百六十一條」を「保険法第二十四条若しくは第二十五条第一項の規定又は第二百一十一條において準用する同法第二十五条第一項」に改める。

第三百三十八條の十一中「商法第六百四十六條、第六百六十二條及び第六百六十三條（損害保険の総則）」を「保険法第十一條及び第九十五条（危険の減少等）」に改め、「中央会が行う普通保険に係る再保険については、商法第六百三十六條及び第六百三十七條（一部保険等）」を削る。

第三百三十八條の二十第四項中「商法第六百六十一條及び第六百六十二條」を「保険法第二十四条又は第二十五条第一項」に改める。

第三百三十八條の二十一中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第三百三十八條の十一」において準用する商法第六百六十二條の規定」を削る。

第三百三十八條の二十三中「第三百三十八條の十並びに商法第六百四十六條及び第六百六十三條（特別危険の消滅等）」を「第三百三十八條の十並びに保険法第十一條及び第九十五条（危険の減少等）」に改め、「政府が行う特殊保険に係る再保険については商法第六百三十六條及び第六百三十七條（一部保険等）」の規定を削る。

第四百四十三條の十一第三項中「にあつては、商法第六百四十四條から第六百四十八條まで、第六百五十二條、第六百五十九條、第六百六十一條から第六百六十三條まで（損害保険の総則）」を「に」については、商法」に改め、「保険交付」の下に「並びに保険法第四條、第八條、第十一條、第十五條、第二十四條、第二十五条、第二十八條、第三十一條第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。並びに第九十五条（告知義務等）」を加え、同法第四項中「にあつては、商法第六百四十四條から第六百四十八條まで、第六百五十二條、第六百六十二條及び第六百六十三條（損害保険の総則）」については、保険法第四條、第八條、第十一條、第二十一條、第二十五条、第二十八條、第三十一條第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。並びに第九十五条（告知義務等）」に改める。

第四百四十三條の十八中「第三百三十八條の十まで、第三百三十八條の十の二（第四百四十三條の三第一号に掲げる損害に係る任意保険再保険事業に限る。）」を「第三百三十八條の十の二まで」に、「商法第六百四十六條、第六百六十二條及び第六百六十三條（損害保険の総則）」を「保険法第十一條及び第九十五条（危険の減少等）」に改める。

（漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置）第十二條 施行日前に成立した漁船保険事業等（漁船損害等補償法第二條第一号に規定する漁船保険事業等をいう。以下この条において同

じ。）又は任意保険事業に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第五項までに規定する規定の適用については、次項から第五項までに定めるところによる。

2 前条の規定による改正後の漁船損害等補償法（以下この条において「新漁船損害等補償法」という。）第九條、第三百三十八條の十一、第三百三十八條の二十三、第四百四十三條の十一第三項及び第四項並びに第四百四十三條の十八の規定（これらの規定中保険法第十一條の規定を準用する部分に限る。）並びに新漁船損害等補償法第九十三條の八の規定（保険法第十條の規定を準用する部分に限る。）は、施行日前に成立した漁船保険事業等又は任意保険事業に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係についても、適用する。

3 施行日前に成立した漁船保険事業等に係る保険関係の新漁船損害等補償法第三條第四項若しくは第七項の事故又は施行日前に成立した任意保険事業に係る保険関係の新漁船損害等補償法第九十三條の三第一号の事故が施行日以後に発生した場合には、新漁船損害等補償法第九十一條の六、第二百二十六條の六及び第四百四十三條の十一第三項の規定（これらの規定中保険法第十五條の規定を準用する部分に限る。）を適用する。

4 施行日前に成立した漁船保険事業等に係る保険関係の新漁船損害等補償法第三條第五項に規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害又は施行日前に成立した任意保険事業に係る保険関係の新漁船損害等補償法第九十三條の三第二号に規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害が施行日以後に発生した場合には、新漁船損害等補償法第九十一條及び第四百四十三條の十一第四項の規定（これらの規定中保険法第二十二條第一項及び第二項の規定を準用する部分に限る。）を適用する。

5 施行日前に成立した漁船保険事業等に係る保険関係に基づき保険金の支払を請求する権利（施行日前に発生した漁船損害等補償法第三條第五項に規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害に係るものを除く。）又は施行日前に成立した任意保険事業に係る保険関係に基づき保険金の支払を請求する権利（施行日前に発生した同法第四百四十三條の三第二号に規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害に係るものを除く。）の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、新漁船損害等補償法第九十一條及び第四百四十三條の十一第四項の規定（これらの規定中保険法第二十二條第三項の規定を準用する部分に限る。）を適用する。

（漁船乗組員給与保険法の一部改正）第十三條 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百一十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一條中「第九十一條」を「第九十二條」に、「第九十二條」を「第九十三條」に、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百四十二條から第六百四十五條まで及び第六百六十三條（損害保険の総則）」を「保険法（平成二十年法律第 号）第四條、第二十八條、第三十一條第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）」並びに第九十五條（告知義務等）」に、「第九十二條中」を「同法第九十三條第一項中」に、「第九十五條第一項」を「同法第九十五條第一項」に改める。

第三十五條中「繰入」を「繰入れ」に、「商法第六百四十三條及び第六百六十三條（損害保険の総則）」を「保険法第九十五条（消滅時効）」に、「第三百三十八條の九」を「同法第三百三十八條の九」に、「第三百三十八條の十中」を「同法第三百三十八條の十中」に、「第三百三十八條の十三第一項中」を「同法第三百三十八條の十三第一

項中」に改める。 (漁船乗組員給与保険法の一部改正に伴う経過措置) 第十四条 施行日前に成立した漁船乗組員給与保険事業に係る保険契約及び当該保険契約に係る再保険契約については、なお従前の例による。 (自動車損害賠償保障法の一部改正) 第十五条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。 第七条に次の一項を加える。 6 保険法(平成二十年法律第 号)第六條の規定は、責任保険については、適用しない。 第九条の四中「準用する第二十二條第三項又は第四項」との下に、「同條第六項中「責任保険」とあるのは「責任共済」とを加える。 第十六條の八の次に次の一條を加える。 (第十六條第一項の規定による損害賠償額の支払についての履行期) 第十六條の九 保険会社は、第十六條第一項の規定による損害賠償額の支払の請求があつた後、当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。 2 保険会社が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、保険会社は、これにより損害賠償額の支払を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。 第十九條中「二年」を「三年」に改める。 第二十條の見出しを「(危険に関する重要な事項)」に改め、同條中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四條」を「保険法第四條」に改め、「事実又は」を削る。 第二十條の二第一項第二号中「商法第六百四十四條」を「保険法第二十八條第一項」に改め、同條第三項を削る。	第二十一條第一項中「商法第六百四十四條」を「保険法第二十八條第一項」に改め、「将来に向つて」を削り、同條第二項中「危険」を「保険事故(保険法第五條第一項に規定する保険事故をいう。次條第三項において同じ。)」に、商法第六百四十五條第二項を「同法第三十一條第二項第一号」に、「責に任ずる」を「責任を負う」に改める。 第二十二條第三項中「危険が発生し」を「保険事故が発生し」に改める。 第二十三條の見出しを「(保険法の適用)」に改め、同條中「商法第二編第十章第一節第一款」を「保険法第一章、第二章(第五節を除く。及び第五章)」に改める。 第二十三條の三第一項中「第十九條まで、第二十二條及び前條」を「前條まで」に改め、「これらの規定」の下に「(第二十條の二第一項第三号を除く。)」を、「とあり、」の下に「及び」を加え、「読み替へる」を「第二十條の二第一項第三号中「責任保険の契約の保険期間」とあるのは「責任共済の契約の共済期間」と読み替へる」に改め、同條第三項を削る。 第二十三條の四を次のように改める。 第二十三條の四 削除 第七十三條の次に次の一條を加える。 (第七十二條第一項の規定による損害のてん補についての履行期) 第七十三條の二 政府は、第七十二條第一項の規定による損害のてん補の請求があつた後、当該請求に係る自動車の運行による事故及びてん補すべき損害の金額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。 2 政府が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、政府は、これにより損害のてん補を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。	第七十五條中「二年」を「三年」に改める。 (自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置) 第十六條 自動車の運行による事故が施行日前に発生した場合における自動車損害賠償保障法第十六條第一項(同法第二十三條の三第一項において読み替へて準用する場合を含む。の規定による損害賠償額の支払、同法第十六條第四項同法第二十三條の三第一項において読み替へて準用する場合を含む。の規定による読み替へて準用する場合を含む。の規定による仮渡金の支払、同法第十七條第四項(同法第二十三條の三第一項において読み替へて準用する場合を含む。の規定による補償又は同法第七十二條第一項の規定による損害のてん補については、なお従前の例による。) 2 施行日前に締結された自動車損害賠償責任保険の契約に係る自動車の運行による事故が施行日以後に発生した場合における保険金の支払の請求については、保険法第九十五條第一項の規定を適用する。 3 前項の規定は、自動車損害賠償責任共済について準用する。 (原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正) 第十七條 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第四百十八号)の一部を次のように改正する。 第十一條中「二年」を「三年」に改める。 第十二條中「補償した金額」を「次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額」に、「権利」を「求償権」に改め、同條後段を削り、同條に次の各号を加える。 一 政府が補償した金額 二 当該求償権の金額(前号に掲げる金額が当該補償契約により補償する補償損失の金額に不足するときは、当該求償権の金額から当該不足金額を控除した金額)	第十二條に次の一項を加える。 2 補償契約の相手方である原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の限度で、補償の義務を免れる。 一 当該原子力事業者が当該求償権の行使により支払を受けた金額 二 当該補償契約により補償する補償損失について第七條の規定により政府が補償の義務を負う金額(前号に掲げる金額が当該補償損失の金額に不足するときは、当該政府が補償の義務を負う金額から当該不足金額を控除した金額) (原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十八條 施行日前に締結された原子力損害賠償補償契約に関する法律第二條の契約については、なお従前の例による。 (漁業災害補償法の一部改正) 第十九條 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。 第九十三條第一項第七号中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百五十八條」を「保険法(平成二十年法律第 号)第十四條」に改める。 第二百二條の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同條中「商法第六百四十二條(事故発生等の確定による契約の無効)、第六百四十三條(契約の無効の効果)、第六百五十八條(保険契約者等の通知義務)及び第六百六十二條(第三者に対する権利の取得)」を「保険法第十四條(損害発生時の通知)、第二十五條(請求権代位)及び第三十二條(第一号に係る部分に限る。)(保険料の返還の制限)」に改める。 第二百二十五條の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同條中「商法第六百三十一條(超過保険)及び第六百六十一條(保険の目的に関する権利の取得)」を「保険法第二十四條(残存物代位)」に改める。
--	---	--	--

第百三十七条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百三十一条及び第六百六十一条」を「保険法第二十四条」に改める。 第百四十二条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第百二条において準用する商法第六百四十三条の規定」を削る。 第百四十六条の二中「会員が」の下に「第百二条において準用する保険法第二十五条第一項又は」を加え、「又は」を「若しくは」に、「商法第六百六十一条」を「同法第二十四条」に改める。 第百四十七条中「並びに商法第六百六十二条」を削る。 第百四十七条の七中「若しくは第百四十七条の二第二項において準用する第百二条において準用する商法第六百四十三条の規定」を削る。 第百四十七条の十二中「若しくは第百四十七条において準用する商法第六百六十二条」を削り、「商法第六百六十二条若しくは」を「保険法第二十五条第一項若しくは」に、「商法第六百六十一条」を「同法第二十四条」に改める。 第百九十六条の十七中「商法第六百三十一条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百五十八條、第六百六十一条及び第六百六十二条」を「保険法第十四条、第二十四条、第二十五条及び第三十二条(第一号に係る部分に限る。)」に改める。 (漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置) 第二十條 施行日前に締結された漁業共済事業又は地域共済事業に係る共済契約並びに当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。 (貸金業法の一部改正) 第二十一条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。 第十二条の七の見出し中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に改め、同条中「保険金額」を「保険金」に改める。 第十六条の三の見出し中「生命保険契約」を			「生命保険契約等」に改め、同条第一項中「保険金額」を「保険金」に、「商法(明治三十二年法律第四十八号、第六百七十四条第一項の規定による)」を「保険法(平成二十年法律第百三十八号又は第六百七十七条第一項の)」に改める。 (貸金業法の一部改正に伴う経過措置) 第二十二條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (保険業法の一部改正) 第二十三條 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「生死」を「生存又は死亡」に改める。 第三十六条中「二年間」を「三年間」に改める。 第六十三條第五項中「第二編第十章(第六百六十四條(第六百八十三條第一項において準用する場合を含む。))を除く。(保険)及び」を削り、「保険契約」の下に「(海上保険契約に該当するものに限る。)」を加える。 (保険業法の一部改正に伴う経過措置) 第二十四條 施行日前に入社した社員が退社した場合における保険業法第三十五条の払戻しを請求する権利の消滅時効については、なお従前の例による。 2 施行日前に締結された保険業法第六十三條第一項の保険契約については、保険法附則第三条から第六条までの規定により同法の規定が適用される場合を除き、なお従前の例による。 (政令への委任) 第二十五條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 附 則 この法律は、保険法の施行の日から施行する。 理 由 保険法の施行に伴い、商法その他の関係法律の
第一類第三号 法務委員会議録第七号 平成二十年四月十一日			規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十年四月二十一日印刷

平成二十年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P